

西宮市公共施設等総合管理計画（素案）



平成 29 年 3 月
(令和●年●月改訂)

西宮市

目 次

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題	1
1.1 公共施設等の現況	1
1.1.1 公共施設等総合管理計画について	1
1.1.2 計画期間	2
1.1.3 対象施設	2
1.1.4 対象施設の現況と課題	4
1.2 人口の現況と課題	13
1.2.1 人口の動向及び少子高齢化の傾向	13
1.2.2 人口の将来展望	14
1.3 財政の現況、将来の見通し及び課題	15
1.3.1 財政全般の現状	15
1.3.2 更新等費用・維持管理経費の見通しと課題	17
第2章 公共施設等のマネジメントに関する課題及び基本的な方針	21
2.1 公共施設等のマネジメントに関する課題	21
2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針	22
2.2.1 財務、品質、供給に関する基本的な考え方及びマネジメントの実施方針	22
2.2.2 目標等に関する今後の課題	25
2.2.3 更なる公共施設マネジメントの推進に向けて	29
第3章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本的な方針	31
3.1 建築系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針	31
3.1.1 学校施設	31
3.1.2 社会教育関連施設	38
3.1.3 運動施設	44
3.1.4 文化施設	49
3.1.5 保健・福祉施設	54
3.1.6 児童施設	64
3.1.7 住宅施設	75
3.1.8 行政施設	80
3.1.9 衛生施設	89
3.1.10 公園施設	93
3.1.11 市民集会施設	98
3.1.12 ごみ処理施設	104
3.1.13 医療施設	111
3.1.14 その他施設	115
3.2 インフラ系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針	122
3.2.1 道路施設	122
3.2.2 橋りょう施設	125
3.2.3 水路施設	127
3.2.4 公園施設	129
3.2.5 上水道施設	132
3.2.6 工業用水道施設	136
3.2.7 下水道施設	139
資 料	143
1 公共施設等総合管理計画の庁内検討過程	143
2 用語解説	144

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

1.1 公共施設等の現況

1.1.1 公共施設等総合管理計画について

(1) 策定の背景及び目的

本市では昭和30年代以降、高度経済成長に伴って行政需要が年々増大し、小中学校をはじめとする学校施設、社会教育関連施設などの建築系公共施設（いわゆるハコモノ）、並びに道路、橋りょうなどのインフラ系公共施設を整備してきました。

しかし現在では、高度経済成長期に建築された建築系公共施設やインフラ系公共施設は老朽化が進んでおり、従来どおりの再整備等を行った場合には、財政負担が多額になる上、一時期に集中することが予想されます。

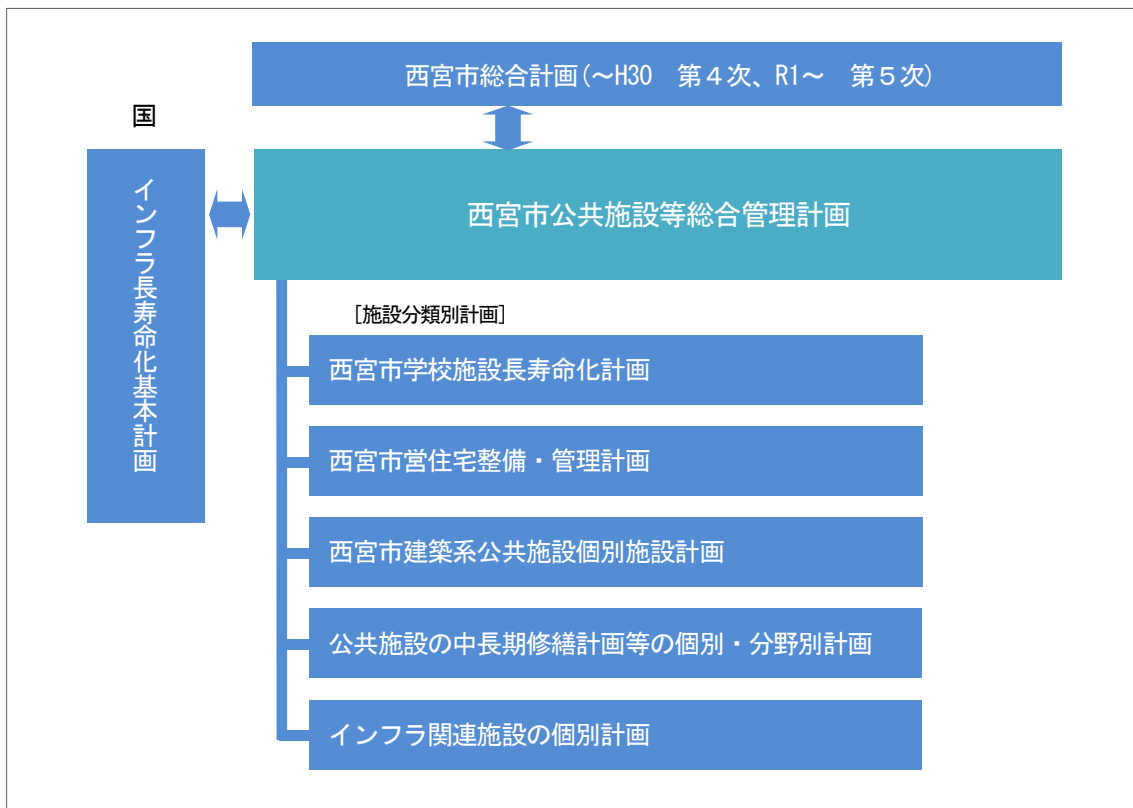
一方、財政面では、今後市税収入の大幅な増収が見込めないうえ、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大も想定されることから、財政負担の集中に対応することは困難です。そのため、計画的な維持管理による施設の長寿命化や維持管理経費の低減、再整備費用の平準化、施設の有効活用などの施策を早期に展開することが喫緊の課題となっています。

このような本市の課題に対し、平成24年に、市民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮していくために、「公共施設マネジメントのための基本的な方針」（以下、「マネジメント方針」）を策定しました。マネジメント方針では、維持管理の最適化、施設性能の最適化、施設機能の最適化、施設総量の最適化の4つの方針を柱として、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点に立った全体最適の実現を目指し取組みを進めていくこととしています。

また、平成29年3月には、国（総務省）からの要請を受け、国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」における本市の「行動計画」に該当する「西宮市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」）の策定を行いました。本計画は、建築系公共施設については「マネジメント方針」を引き継ぎ、新たにインフラ系公共施設である道路、橋りょう、水路、公園、上水道、工業用水道及び下水道を加えた全ての公共施設等について、老朽化対策等の基本的な考え方を示し、全体最適の実現を目指すためにとりまとめたものです。

総合管理計画の策定後は、個別施設ごとの具体の対応方針を定める個別施設計画の策定を進めてきましたが、国からは、個別施設計画の策定後はその内容を踏まえて、総合管理計画の見直しを行うことが求められていることから、このたび個別施設計画の内容を反映させるなど、総合管理計画の内容の充実を図るために計画の見直しを行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の更なる推進に取り組むこととします。

図表 1.1 本計画の位置づけ



1.1.2 計画期間

平成 24 年に策定したマネジメント方針では、これからの市の施設が目指すべき目標として、長期的なもので今後 50 年の期間を定めています。

総合管理計画では、建築系公共施設においてマネジメント方針の基本的な考え方を適用するため、計画期間についてもマネジメント方針と同期間とし、令和 44 年度（2062 年度）までの 46 年間としますが、個別施設計画の改定状況も踏まえながら、計画策定時の状況から大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画期間】 平成 29 年度（2017 年度）～令和 44 年度（2062 年度）

1.1.3 対象施設

「総合管理計画」で対象とする公共施設等は、本市が所有・賃借（リース等含む）する全ての建築系公共施設及びインフラ系公共施設であり、図表 1.2 に示しています。

図表 1.2 対象施設一覧表

公共施設等	建築系 公共施設	学校施設	幼稚園
			小学校
			中学校
			義務教育学校
			高等学校
			特別支援学校
			その他
		社会教育関連施設	公民館
			図書館
			その他
		運動施設	運動施設（建築物）
			屋外運動施設
		文化施設	市民会館
			ホール・ギャラリー
			その他
		保健・福祉施設	高齢者施設
			障害者関連施設
			保健施設
			その他
		児童施設	市立保育所
			私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所 （市有・市借用建物貸付分）
			児童館・児童センター
			留守家庭児童育成センター
			子育て総合センター及び 児童発達支援センター関連施設
	住宅施設	市営住宅	
	行政施設	庁舎・支所等	
		消防施設	
		その他	
	衛生施設	墓園等	
		その他	
	公園施設	建築物	主要公園施設
			その他
	市民集会施設	市民館	
共同利用施設			
その他			
ごみ処理施設	ごみ処理施設		
医療施設	医療施設		
その他施設	その他施設		
インフラ系 公共施設	道路施設	道路（道路付属物含む）	
	橋りょう施設	橋りょう	
	水路施設	水路（溜池・調整池含む）	
	公園施設	公園（遊具・健康器具、植栽含む）	
	上水道施設	上水道施設	
	工業用水道施設	工業用水道施設	
	下水道施設	下水道施設	

1.1.4 対象施設の現況と課題

(1) 建築系公共施設の現況と課題

1) 施設量の概要

本市の建築系公共施設は令和3年3月31日時点で、施設数646施設、延床面積約160.8万㎡となっており、施設区分別延床面積を図表1.3に、その構成比を図表1.4に示しています。本市では建築系公共施設の37.7%を住宅施設、34.6%を学校施設が占めています。住宅施設が多くなっていますが、阪神・淡路大震災により、多くの震災復興住宅を整備したことが要因となっています。

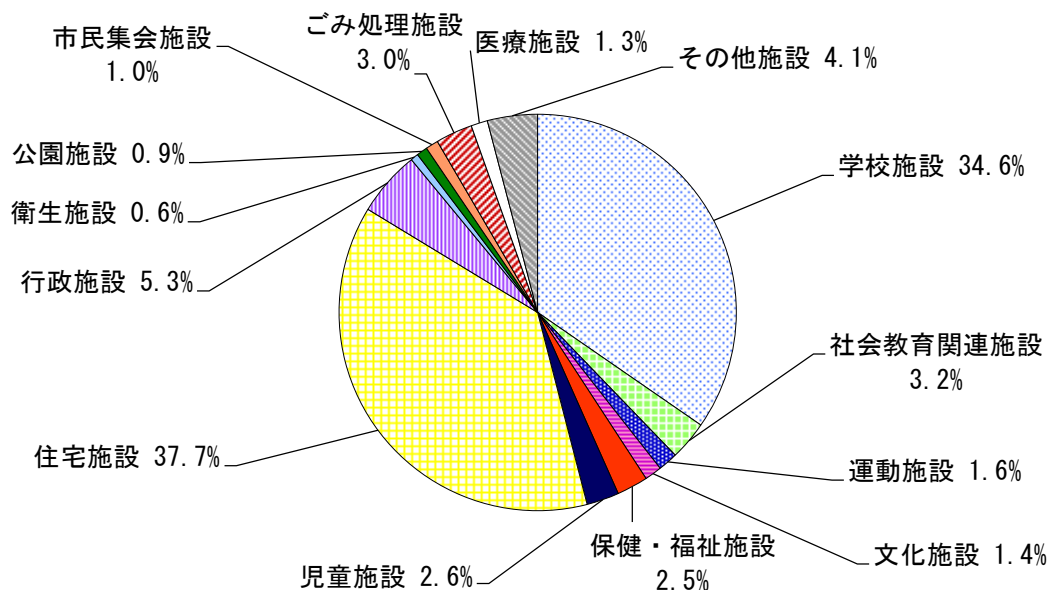
また、建築系公共施設の施設区分別延床面積を建築年度ごとに集計したグラフを図表1.5に示しています。建築後30年以上が経過した施設が全体の約58.6%を占めており、今後これらの施設の老朽化や更新にかかる費用が課題となります。また、阪神・淡路大震災後に整備された施設が多く、今後、これらの施設が建築後30年を迎えることから修繕にかかる費用が集中することも課題となります。

なお、市が単独で所有する1981年以前の建物（旧耐震基準）の内、「西宮市耐震改修促進計画」対象の公共建築物全体の耐震化率は88.7%（令和2年度）となっています。

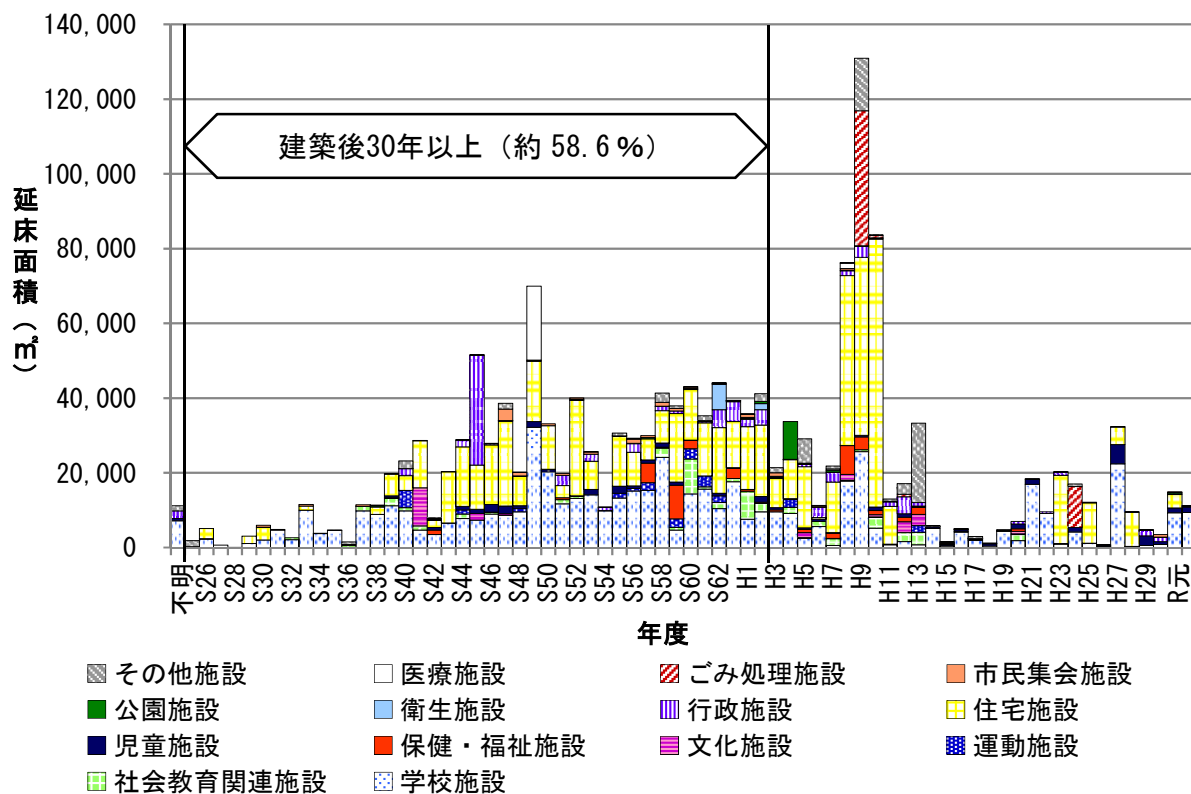
図表 1.3 施設区分別延床面積（令和3年3月31日時点）

施設区分	施設数	延床面積	
		(㎡)	構成比
学校施設	81	556,880.76	34.6%
社会教育関連施設	45	51,141.00	3.2%
運動施設	15	25,620.85	1.6%
文化施設	16	22,718.02	1.4%
保健・福祉施設	32	40,640.95	2.5%
児童施設	94	42,526.82	2.6%
住宅施設	70	606,316.98	37.7%
行政施設	128	85,501.30	5.3%
衛生施設	9	10,062.33	0.6%
公園施設	49	14,423.68	0.9%
市民集会施設	36	16,277.07	1.0%
ごみ処理施設	2	48,576.52	3.0%
医療施設	3	21,483.06	1.3%
その他施設	66	65,636.85	4.1%
合計	646	1,607,806.19	

図表 1.4 施設区別延床面積構成比（令和3年3月31日時点）



図表 1.5 建築年度別・施設区別延床面積



図表 1.6 は、本計画の建築系公共施設の延床面積について、マネジメント方針策定時の平成 21 年度時点と令和 2 年度時点を比較したものです。

なお、平成 21 年度の延床面積については、マネジメント方針においては、ごみ処理場、自転車駐車場、公園トイレ等を対象外としていたほか、対象施設についても施設に付属する自転車駐車場等の面積については除外した数値を記載しているため、対象外施設も含めて総合管理計画の区分であらためて算出した数値を記載しています。

図表 1.6 施設区別の施設総量の推移（令和 3 年 3 月 31 日時点）

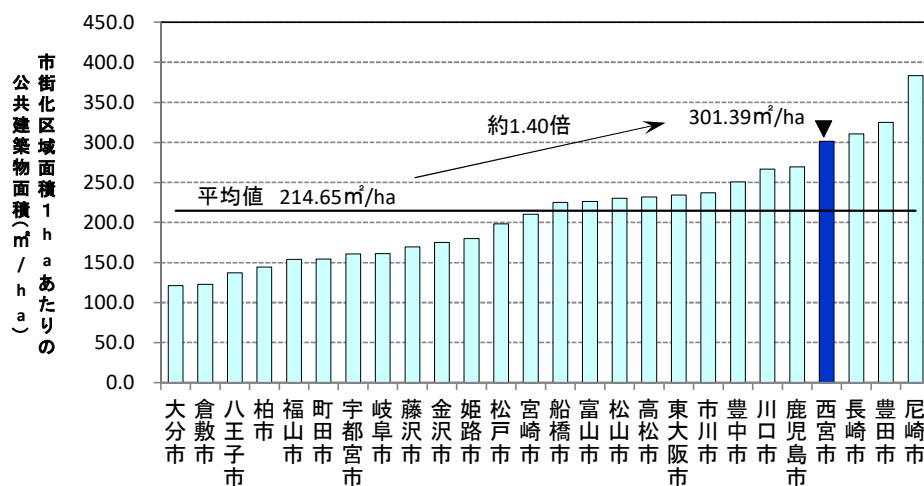
施設区分	平成 21 年度 平成 22 年 3 月 31 日時点		令和 2 年度 令和 3 年 3 月 31 日時点		令和 2 年度－平成 21 年度	
	(㎡)	構成比	(㎡)	構成比	(㎡)	増減率
学校施設	526,897.66	32.92%	556,880.76	34.64%	29,983.10	5.69%
社会教育関連施設	54,200.81	3.39%	51,141.00	3.18%	-3,059.81	▲5.65%
運動施設	25,750.80	1.61%	25,620.85	1.59%	-129.95	▲0.50%
文化施設	22,696.71	1.42%	22,718.02	1.41%	21.31	0.09%
保健・福祉施設	40,332.59	2.52%	40,640.95	2.53%	308.36	0.76%
児童施設	30,151.00	1.88%	42,526.82	2.65%	12,375.82	41.05%
住宅施設	638,992.19	39.93%	606,316.98	37.71%	-32,675.21	▲5.11%
行政施設	82,065.14	5.13%	85,501.30	5.32%	3,436.16	4.19%
衛生施設	10,062.33	0.63%	10,062.33	0.63%	0.00	0.00%
公園施設	14,925.30	0.93%	14,423.68	0.90%	-501.62	▲3.36%
市民集会施設	16,031.11	1.00%	16,277.07	1.01%	245.96	1.53%
ごみ処理施設	52,637.86	3.29%	48,576.52	3.02%	-4,061.34	▲7.72%
医療施設	21,239.96	1.33%	21,483.06	1.34%	243.10	1.14%
その他施設	64,487.32	4.03%	65,636.85	4.08%	1,149.53	1.78%
合計	1,600,470.78		1,607,806.19		7,335.41	0.46%

2) 施設量における類似都市との比較

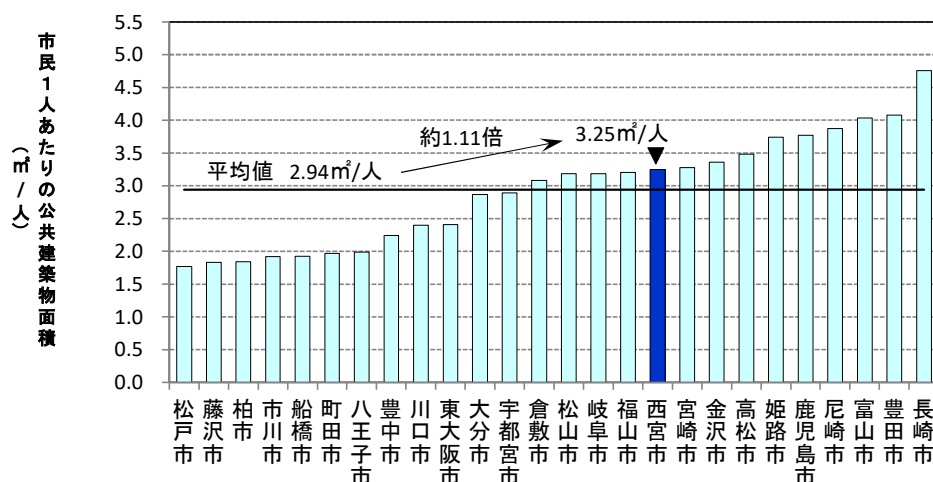
本市の建築系公共施設の延床面積（市所有のみ）は、市街化区域面積1haあたりに換算すると301.39㎡、市民1人あたりに換算すると3.25㎡となります。（令和3年3月31日時点）

これを人口40万人以上の市（政令市を除く）の平均値と比べると、保有している床面積が、市街化区域面積1haあたりでは約86.74㎡（約1.40倍）多く、また、市民1人あたりでは0.31㎡（約1.11倍）多い値となります。

図表 1.7 市街化区域面積1haあたりの建築系公共施設面積（㎡/ha）



図表 1.8 市民1人あたりの建築系公共施設面積（㎡/人）



【出典】 建築系公共施設面積：令和2年度財産に関する調査

市街化区域面積：令和2年都市計画現況調査「No2 都市計画区域、市街化区域、地域地区の決定状況」（国土交通省）
 ※高松市は平成16年5月に市街化区域・市街化調整区域の線引きを廃止しているため、代用として用途地域面積を適用

人口：住民基本台帳（令和3年3月末現在）

【参考】 総合管理計画（平成29年3月）時点の数値

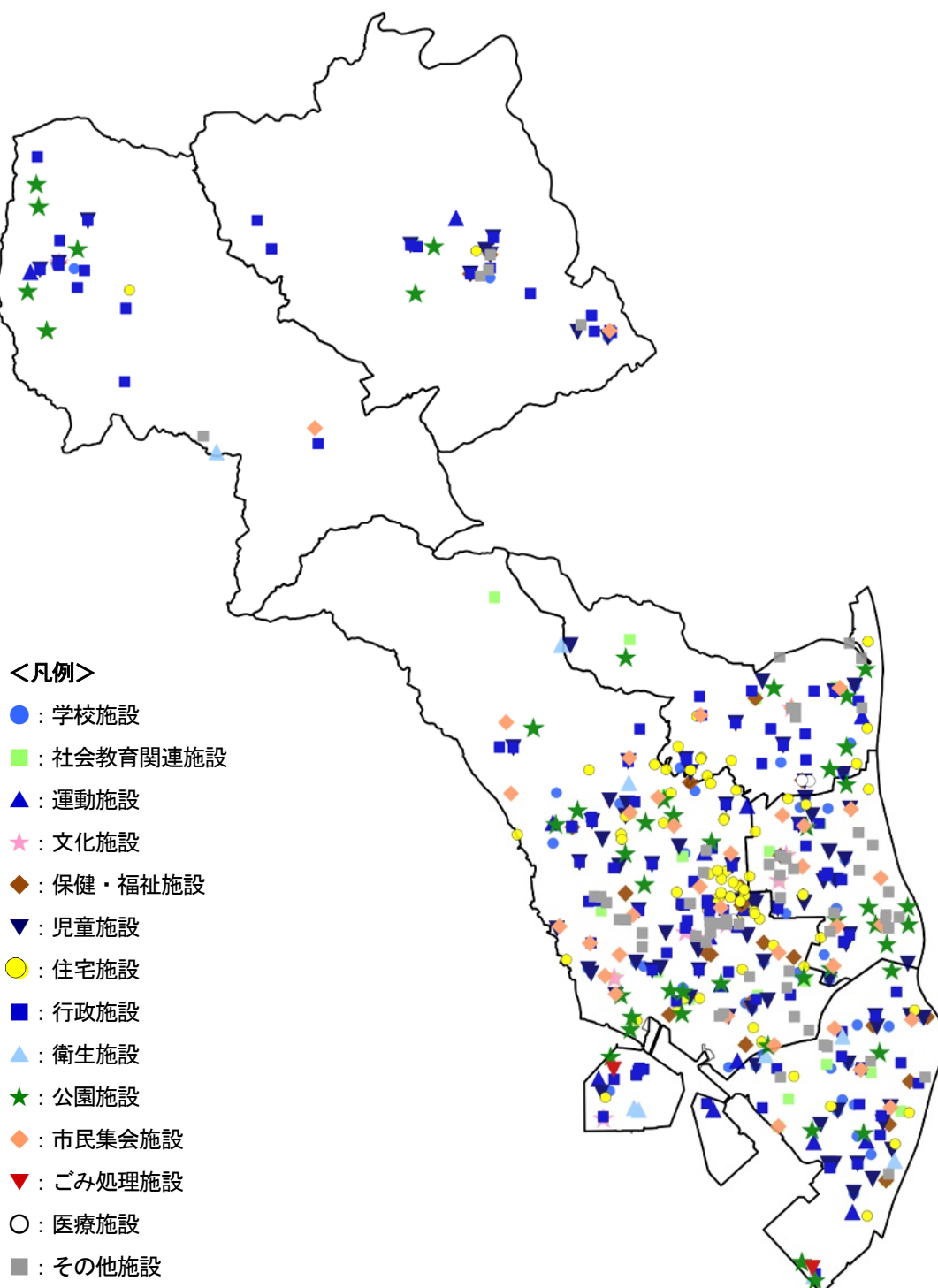
平成26年度 市街化区域面積1haあたり：本市297.53㎡（平均値213.79㎡に対して約1.39倍）
 市民1人あたり：本市3.22㎡（平均値2.92㎡に対して約1.10倍）

※総合管理計画（平成29年3月）では平成26年度時点の数値を記載していますが、今回、40万人以上の市が28市から2市減り26市となったことと一部の市で数値の計上誤りがあったため、あらためて平成26年度時点の数値を算出

3) 施設の分布状況

本市は市域の中心を六甲山系が横断する地理的な要因もあり、建築系公共施設が市域全体に一様に分布していません。また、行政区域ごとに区域人口1人あたりの施設面積を求めると、本庁区域や鳴尾区域にごみ処理施設、甲東地域に中央病院が含まれるなどの要因はありますが、その他の施設においても北部（塩瀬・山口地区）は南部と比べてやや少ないなど、地域によって配置に偏りがある傾向が見られます。

図表 1.9 施設分布図



図表 1.10 行政区域別施設区分別建築系公共施設面積（令和3年3月31日時点）

行政区域	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	塩瀬	山口	市外	
人口（住民基本台帳）	204,891	93,609	75,978	65,862	26,853	16,551	—	
施設区分別建築系公共施設延床面積	学校施設	209,065	127,703	93,309	74,226	29,607	22,971	0
	社会教育関連施設	22,037	7,179	8,018	3,702	2,607	1,626	5,973
	運動施設	14,765	5,808	0	1,817	1,992	1,238	0
	文化施設	14,626	0	5,868	1,520	0	705	0
	保健・福祉施設	24,020	3,711	2,417	9,489	272	732	0
	児童施設	18,446	7,816	9,018	3,398	2,916	933	0
	住宅施設	341,744	68,238	49,585	141,183	3,805	1,762	0
	行政施設	64,986	7,184	3,208	3,826	4,559	1,739	0
	衛生施設	9,139	303	0	0	0	620	0
	公園施設	2,758	11,384	118	70	22	71	0
	市民集会施設	6,252	2,226	4,256	1,347	395	1,801	0
	ごみ処理施設	36,974	11,603	0	0	0	0	0
	医療施設	344	0	0	21,139	0	0	0
	その他施設	33,744	1,148	26,369	1,829	2,411	7	129
面積合計	798,899	254,302	202,166	263,546	48,587	34,204	6,101	
人口1人あたりの面積	3.9	2.7	2.7	4.0	1.8	2.1	—	

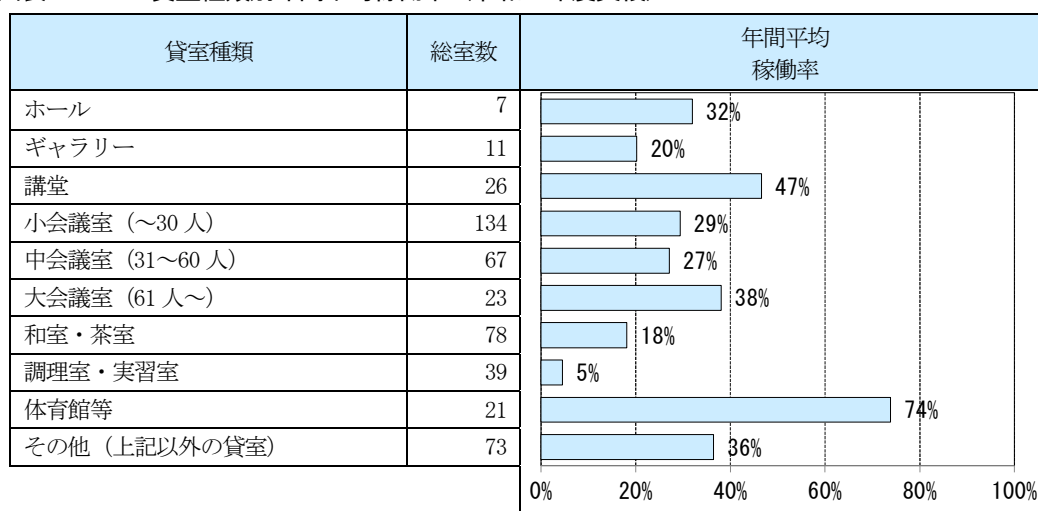
4) 施設の利用状況（貸館機能を有する施設）

社会教育関連施設や文化施設、市民集会施設など、広く市民一般の利用に供する建築系公共施設（貸館機能を有する施設）の貸室種類別の年間平均稼働率（令和2年度実績）は、図表 1.11-1 に示す通りです。令和2年度は新型コロナウイルス感染の影響が大きいいため、参考として令和元年度の実績を図表 1.11-2 に示しています。

令和元年度の実績でみると、体育館等で70%を超える利用がされている一方、会議室では40弱～50%強、和室・茶室では27%、調理室・実習室では12%の利用となっています。

また、公民館及び市民集会施設について、施設区分別に貸室種類別の年間平均稼働率を図表 1.12-1（令和2年度実績）、図表 1.12-2（令和元年度実績）に示しています。

図表 1.11-1 貸室種類別年間平均稼働率（令和2年度実績）

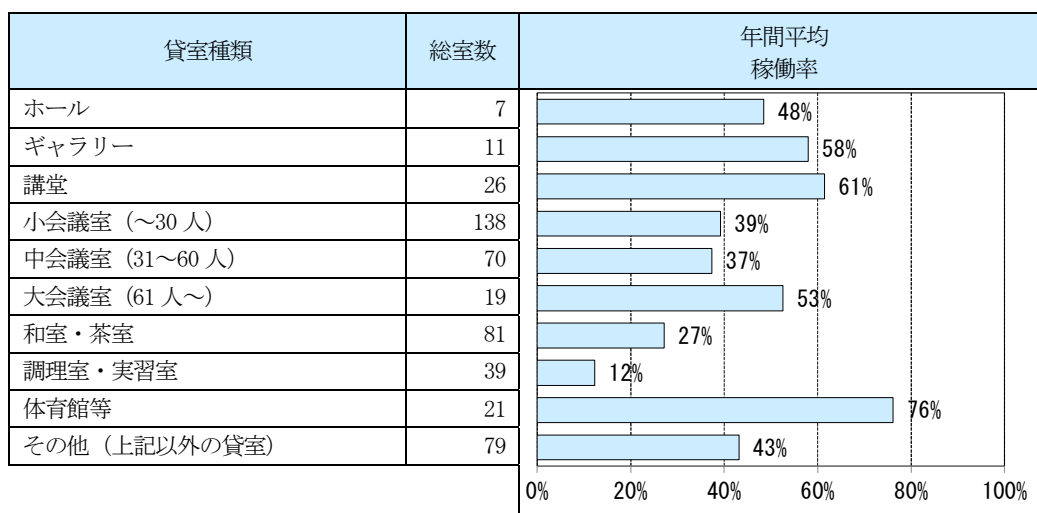


図表 1.12-1 公民館及び市民集会施設 施設区分別貸室種類別年間平均稼働率（令和2年度実績）

貸室種類	公民館 (24 施設)	市民館 (22 施設)	共同利用施設 (10 施設)	その他 (4 施設)
講堂	48%	—	—	70%
小会議室（～30 人）	30%	23%	26%	23%
中会議室（31～60 人）	25%	25%	35%	25%
大会議室（61 人～）	33%	46%	50%	5%
和室・茶室	17%	15%	45%	31%
調理室・実習室	5%	2%	—	7%

【参考】

図表 1.11-2 貸室種類別年間平均稼働率（令和元年度実績）



図表 1.12-2 公民館及び市民集会施設 施設区分別貸室種類別年間平均稼働率（令和元年度実績）

貸室種類	公民館 (24 施設)	市民館 (22 施設)	共同利用施設 (10 施設)	その他 (4 施設)
講堂	63%	—	—	77%
小会議室（～30 人）	42%	30%	34%	37%
中会議室（31～60 人）	37%	36%	44%	32%
大会議室（61 人～）	50%	56%	57%	26%
和室・茶室	32%	20%	55%	40%
調理室・実習室	13%	6%	—	19%

(2) インフラ系公共施設の現況

インフラ系公共施設は道路、橋りょう、水路、公園、上水道、工業用水道、下水道に分類され、それぞれの保有量を図表 1.13 に示しています。

インフラ系公共施設はそれぞれ対象となる施設が固有のものが多く、一律に課題抽出等を行うことは困難であるため、現況の詳細や課題については第3章で記載します。

図表 1.13 インフラ系公共施設保有量一覧（令和3年3月31日時点）

インフラ系公共施設分類	対象施設	数量	単位
道路施設	一般道路	973	km
	自転車歩行者道	12	km
	道路照明灯	8,517	基
	道路標識	1,788	本
	道路反射鏡	2,871	本
	防護柵	199,490	m
	横断歩道橋	27	箇所
	大型カルバート	2	箇所
	門型標識等	3	箇所
橋りょう施設	橋りょう	655	橋
水路施設	指定水路	261	km
	国有水路	4	km
	管理協定水路	7	km
	溜池	5	箇所
	調整池	33	箇所
公園施設	都市公園	531	箇所
	遊具・健康器具	2,100	基
	植栽	-	
上水道施設	管路	1,203	km
	浄水場	3	箇所
	配水所、配水池等	-	
工業用水道施設	管路	63	km
	浄水場	1	箇所
	取水場等	-	
下水道施設	管路	1,206	km
	浄化センター	3	箇所
	ポンプ場	15	箇所
	雨水貯留施設、マンホールポンプ等	-	

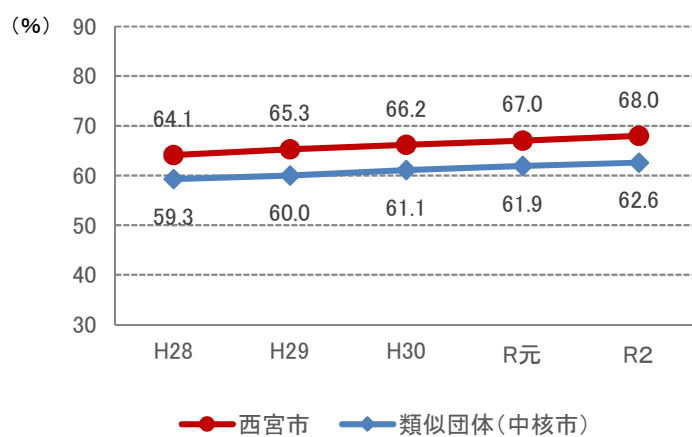
(3) 有形固定資産減価償却率の状況

有形固定資産減価償却率とは、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標とされています。償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を算出しており、有形固定資産減価償却率の比率が高いほど償却済みの費用が多くなり、税制上の耐用年数※に近い資産が多いことを示すことになります。

本市の有形固定資産減価償却率は、類似団体と同様年々増加傾向にあるものの、数値は類似団体平均より高い水準となっています。

※減価償却の費用に用いる耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の法定耐用年数を使用しています（例：鉄筋コンクリートの庁舎や事務所は50年）

図表 1.14 有形固定資産減価償却率の状況



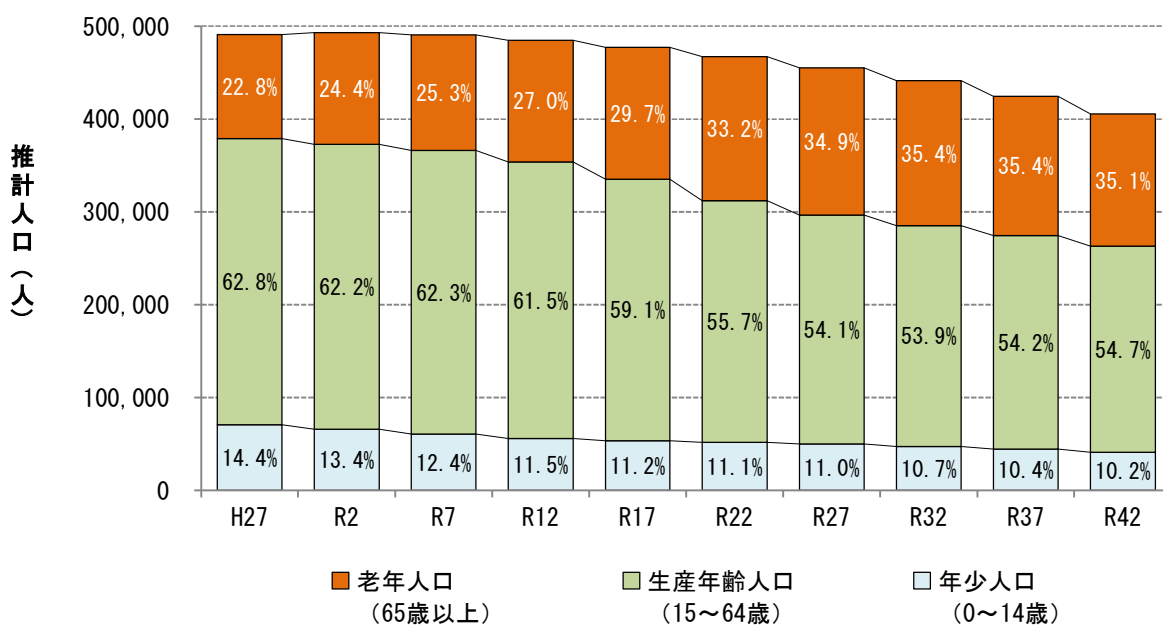
1.2 人口の現況と課題

1.2.1 人口の動向及び少子高齢化の傾向

平成27年度に策定した「西宮版人口ビジョン」によると、国立社会保障・人口問題研究所の標準的な推計人口手法の場合、令和2年頃までは微増していく見込みですが、中長期的には、全国的な少子高齢化により本市においても人口減少は避けられず、令和2年より人口減少に入り、令和42年には405,555人まで減少すると推計されています。

現在の人口動態が続けば、図表1.15に示すように生産年齢人口が減少し、22.8%となっている高齢化率は、令和42年には35.1%と予想されるため、このような人口減少及び人口構成の変化に伴う市民ニーズの変化に対応した公共施設等の総量の見直しや適正配置が課題となります。

図表 1.15 西宮市将来人口推計

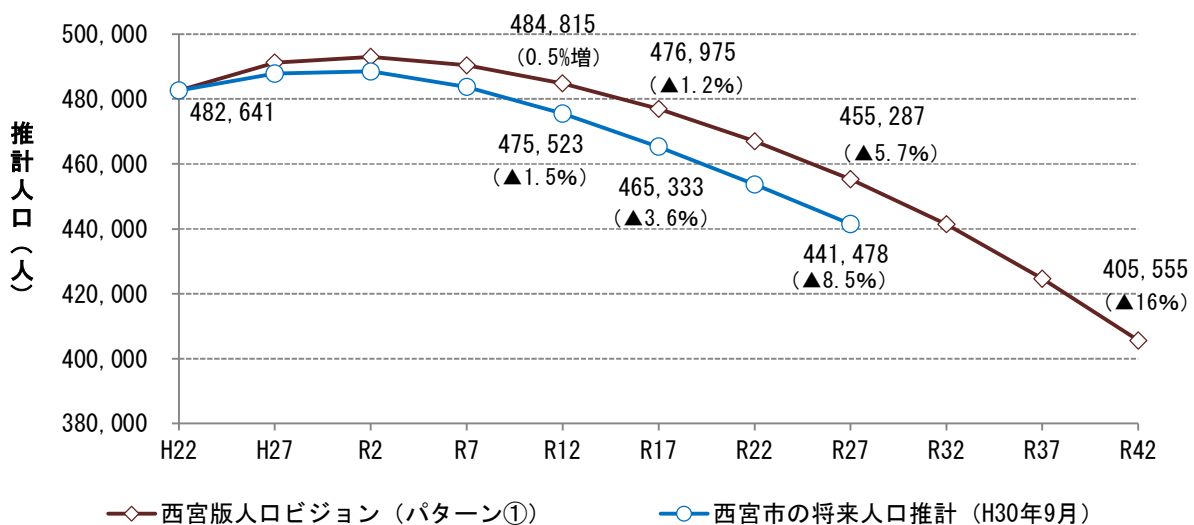


1.2.2 人口の将来展望

長期の人口推計については「西宮版人口ビジョン」となりますが、第5次西宮市総合計画の策定にあたり、「西宮市の将来人口推計（平成30年9月）」を作成しています。本推計は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」における本市の推計結果を基に将来の人口推計を行っており、平成27年を基準年として令和27年（2045年）までの30年間の将来人口の推計値を算出しています。

「西宮版人口ビジョン」では、平成22年比で令和27年に約5.7%の減、令和42年までに約16%の減を見込んでいますが、「西宮市の将来人口推計（H30年9月）」では、令和27年に約8.5%の減を見込んでおり、「西宮版人口ビジョン」よりも人口減少が早まっている状況となっています。

図表 1.16 西宮市の将来人口展望



		平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
西宮版人口ビジョン	総数	491,266	493,001	490,406	484,815	476,975	467,002	455,287	441,385	424,600	405,555
	年少人口 (0～14歳)	70,623	65,922	60,686	55,794	53,254	51,827	50,025	47,344	44,212	41,284
	生産年齢人口 (15～64歳)	308,485	306,797	305,518	298,053	281,806	260,236	246,467	237,701	230,229	221,752
	老年人口 (65歳以上)	112,157	120,282	124,203	130,968	141,915	154,938	158,795	156,341	150,159	142,518
将来人口推計 (H30年9月)	総数	487,850	488,486	483,712	475,523	465,333	453,695	441,478	—	—	—
	年少人口 (0～14歳)	70,847	65,672	59,937	55,146	52,180	50,405	48,731	—	—	—
	生産年齢人口 (15～64歳)	306,440	302,510	298,027	287,050	268,663	245,375	229,963	—	—	—
	老年人口 (65歳以上)	110,563	120,304	125,748	133,327	144,490	157,915	162,784	—	—	—

【出典】「西宮版人口ビジョン・総合戦略（平成28年10月）」、「西宮市の将来人口推計（平成30年9月）」

1.3 財政の現況、将来の見通し及び課題

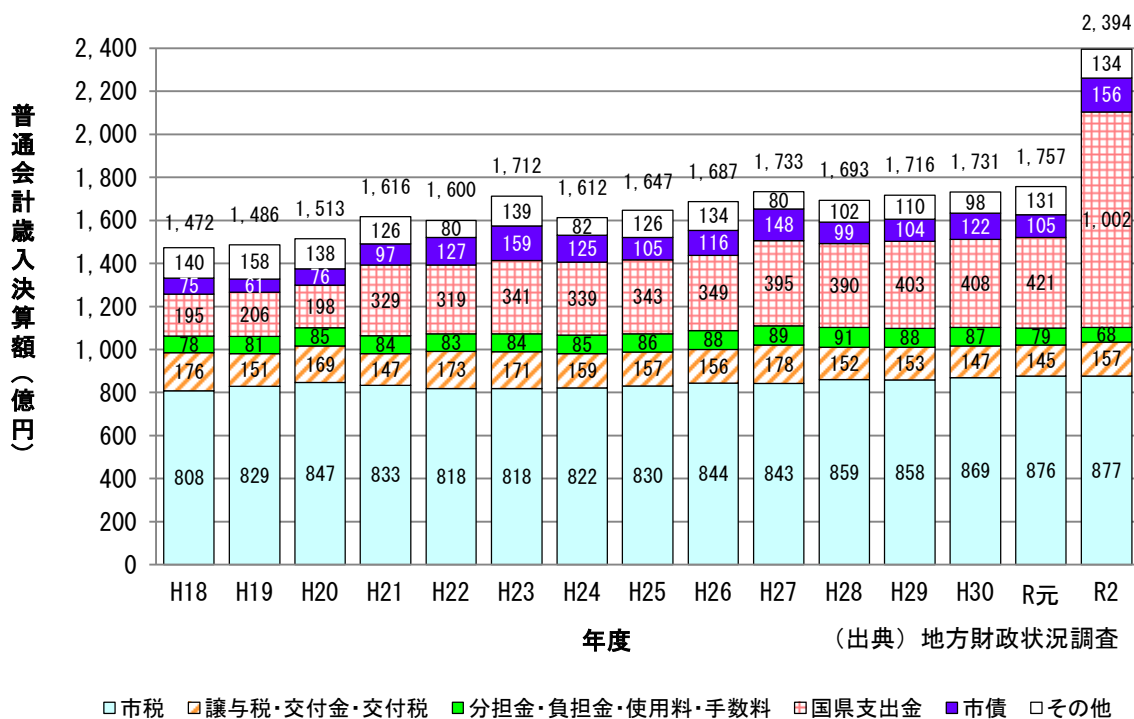
1.3.1 財政全般の現状

(1) 歳入の推移

歳入の根幹である市税収入は、平成21年度にリーマンショックの影響により大幅に落ち込みましたが、23年度からは景気回復の影響などにより基本的に回復基調となっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる法人市民税の落ち込みがあったものの、個人市民税は増収となったことなどから総額では増額となっています。

また、国県支出金については、国の経済対策実施の影響等による増減がありますが、令和2年度は特別定額給付金事業などの新型コロナウイルス感染症関連経費により大幅な増額となっています。

図表 1.17 普通会計歳入決算額の推移



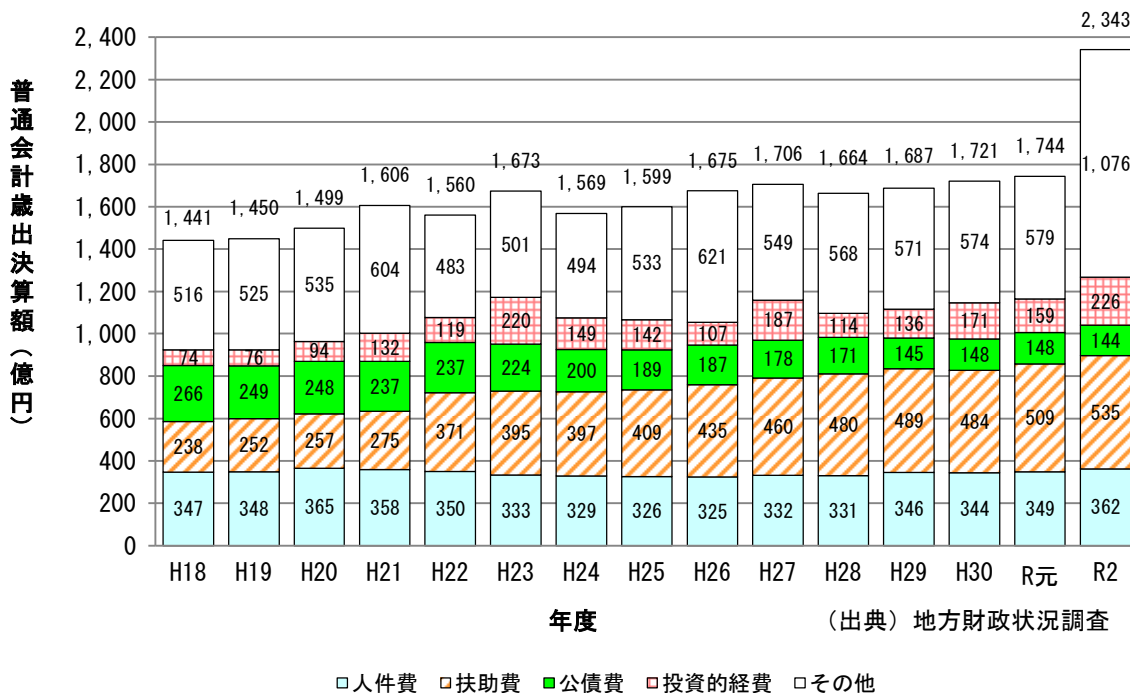
(2) 歳出の推移

公債費は、阪神・淡路大震災からの復旧・復興により増加した市債の返済が順次終了していることで減少傾向にあります。

一方で、扶助費は障害福祉費や生活保護費などの社会保障関係経費が年々増加しています。令和2年度は平成18年度に比べると約2.2倍の増加となっており、少子高齢化社会の進展により今後も伸び続けるものと予想されます。

なお、その他の経費については、令和2年度が特別定額給付金事業の実施などにより大幅な増額となっています。

図表 1.18 普通会計歳出決算額の推移

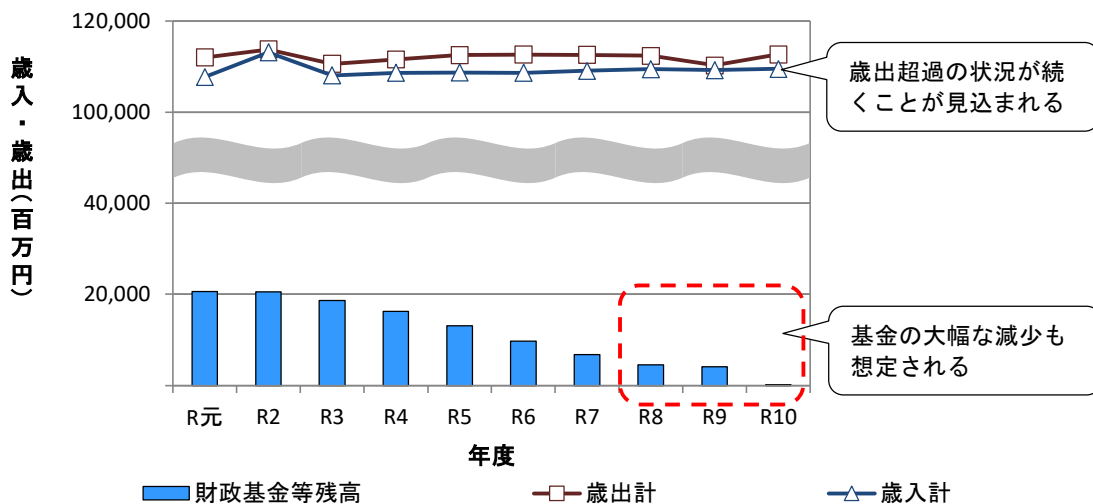


(3) 将来の財政見通し

今後については、歳入の根幹である市税収入は、生産年齢人口の減少により大幅な増収は期待できない状況です。

一方、歳出は少子高齢化社会の進展により社会保障関係経費が伸び続けるとともに、公共施設等の老朽化対策に要する経費の増大も見込まれます。これらに必要な財源については、景気の本格的な回復による市税収入の増収があったとしても、国から交付される地方交付税の減額要素となるなど、大幅な増額確保は期待し難く、収支の均衡を保つため、財政基金等の取り崩しが継続的に生じることも想定されます。(図表 1.19) 健全な財政運営を維持するためには、公共施設等にかかる経費を削減していくことが課題となります。

図表 1.19 普通会計一般財源ベースの歳入・歳出及び財政基金等残高の今後の推移



1.3.2 更新等費用・維持管理経費の見通しと課題

(1) 更新等費用の見通しと課題

今後50年間に本市の公共施設等の更新（建替）及び大規模改修にかかる費用についてシミュレーションした結果のうち、公共施設等全体を図表1.20、建築系公共施設を図表1.21、インフラ系公共施設を図表1.22に示しています。シミュレーションは一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトに基づいており、主なシミュレーション条件は下に示すとおりです。

- ・ 現在保有する施設は増減せず、更新の際は同様の施設が整備されるものとする。
- ・ 建物については建築後60年で更新を実施し、更新費用は3年間に分割する。
- ・ 建物については建築後30年で大規模改修を実施し、改修費用は2年間に分割する。
- ・ 大規模改修費は、更新費の6割とする。
- ・ 計算時点で既に改修時期、更新時期を迎えている施設については、建物は10年、インフラは5年に割り当てる。

なお、建築系公共施設では、建築物の更新・改修費用のみを算出しており、外構施設やプラント等の更新・改修費用は見込んでいません。またインフラ系公共施設では、道路、橋りょう、上水道・工業用水道・下水道の管路及び建築物の更新・改修費用のみを算出しており、プラントや水路、公園施設等の更新・改修費用は含んでいません。

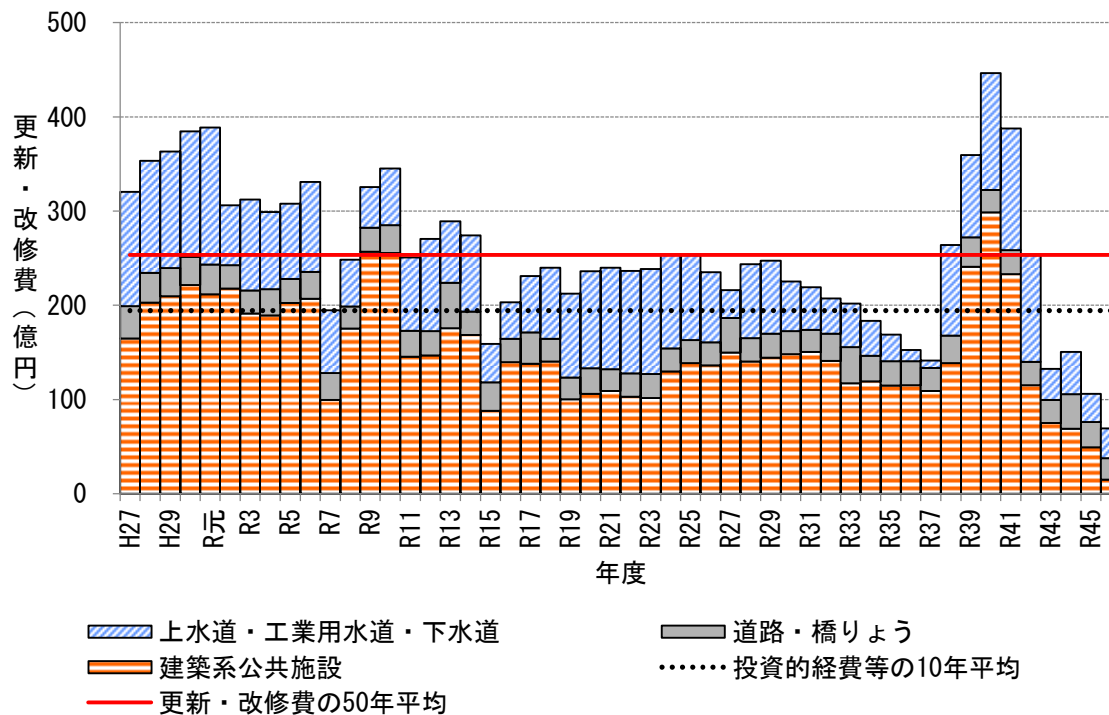
公共施設等全体の更新等費用は、今後50年間で約1兆2,676億円と見込まれ、平均すると年間約254億円となっています。これは、投資的経費に上下水道局・中央病院の更新・改修費用を加えた金額（図表中では「投資的経費等」と表示する）の過去10年間（平成18～27年）の平均額約194億円と比較すると、約1.3倍の金額となります。更に、本シミュレーションでは見込んでいないプラント等の更新・改修費用を考慮すると、現在市が保有している公共施設等を現状と同じ規模で更新した場合、非常に大きな財政負担が生じることになります。

全体としては老朽化した施設の更新時期の到来により、今後20年間の更新等費用が大きくなる傾向が見られ、また、阪神・淡路大震災後に整備された施設の更新時期の到来により、40年後以降においても更新等費用が大きくなる傾向が見られます。

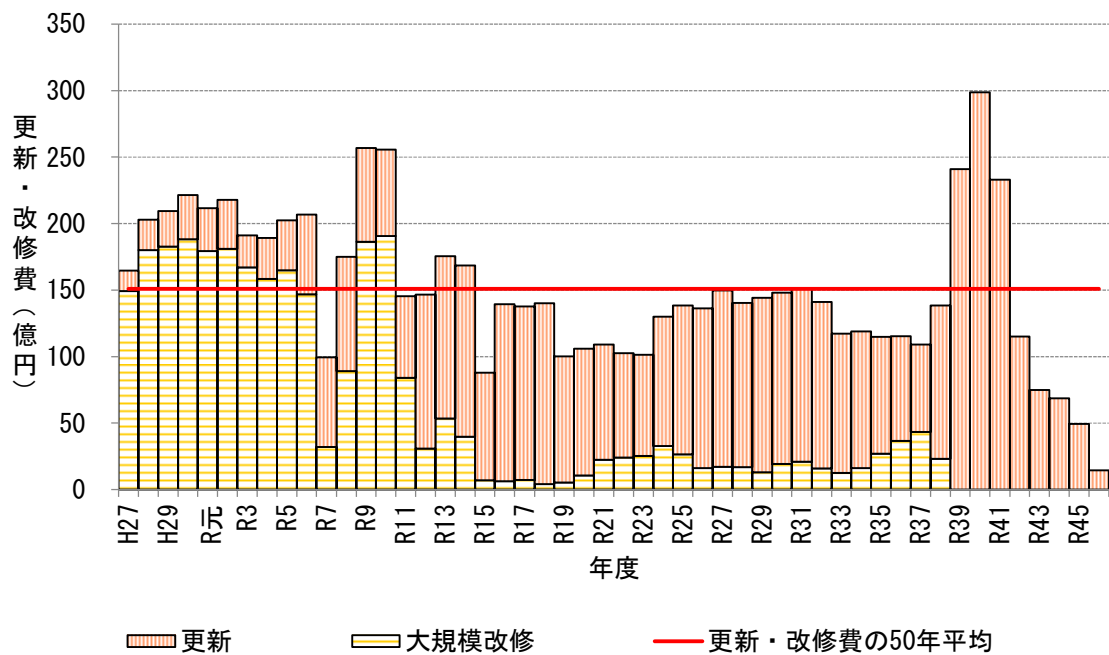
※本シミュレーションは、更新等費用の傾向や財政状況との比較を分かりやすく示すことを目的としていますが、公共施設等更新費用試算ソフトに基づいた条件のもとで行った試算であり、実際に発生する金額とは異なります。

また、総合管理計画ではインフラ施設を含めた試算が必要であるため、財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトに基づいた試算を行っており、前提条件の違いから白書やマネジメント方針の試算とは異なる結果となっております。

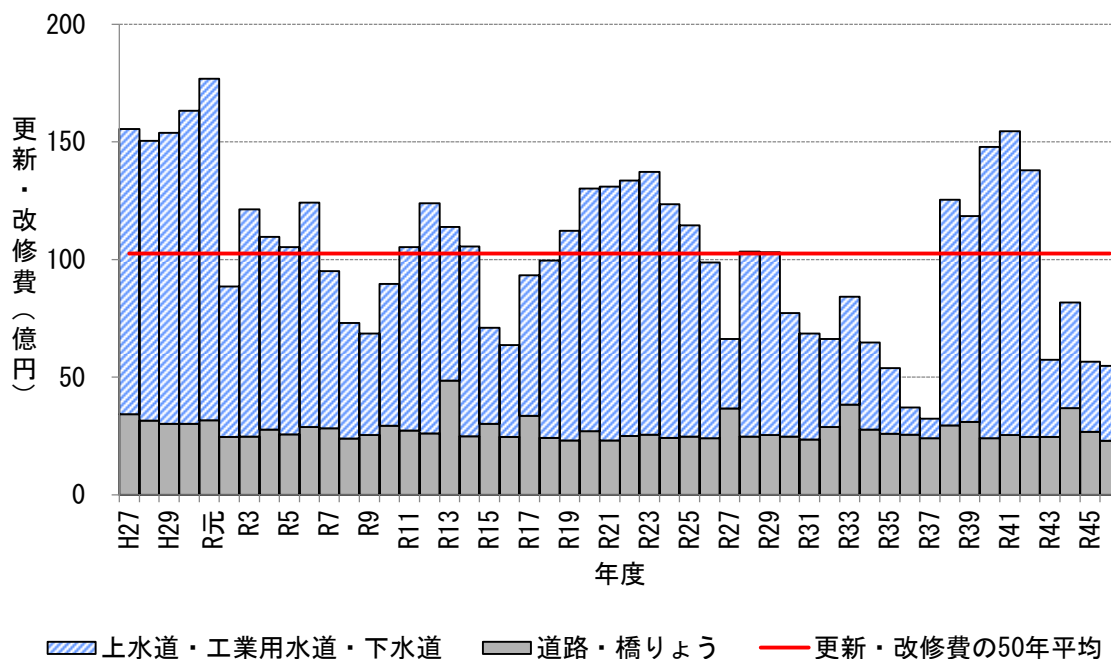
図表 1.20 更新等費用の推計（公共施設等全体）



図表 1.21 更新等費用の推計（建築系公共施設）



図表 1.22 更新等費用の推計（インフラ系公共施設）



【第5次西宮市総合計画の事業計画との比較】

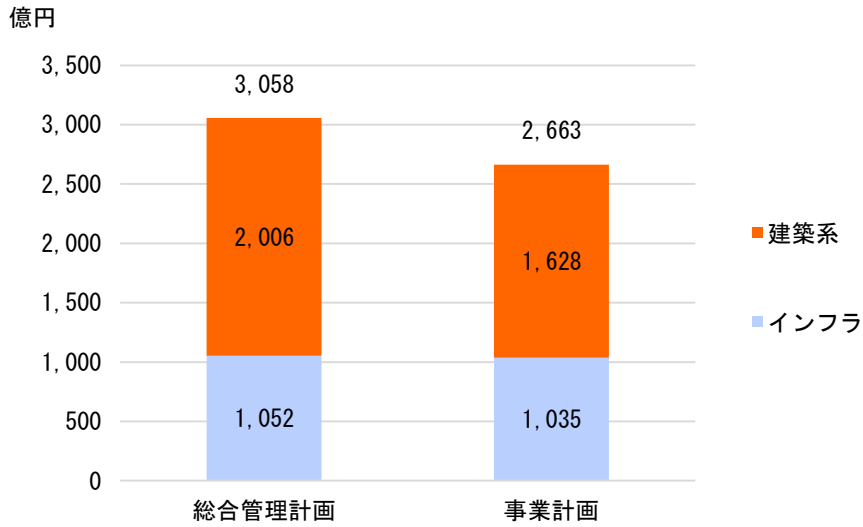
総合管理計画における更新等費用のシミュレーションと第5次西宮市総合計画の事業計画（計画期間：令和元年度～令和10年度）における事業費との比較を行いました（図表 1.23 参照）。

総合管理計画の更新等費用については、事業計画と同期間である令和元年度から令和10年度までの事業費を計上しています。事業計画の費用については、総合管理計画のシミュレーションに該当する事業として、建築系公共施設の施設整備事業や施設修繕改修事業、インフラ事業の道路・橋梁の修繕・二次改築等及び上下水道にかかる事業費を計上しています。

総合管理計画の更新等費用のシミュレーションは、一定の条件に基づいた試算となるため単純な比較はできませんが、総合管理計画の更新等費用は令和元年度～令和10年度の10年間では3,058億円となり、事業計画における該当事業の合計2,663億円と比べると395億円（年平均で39.5億円）の差があります。

第5次西宮市総合計画の事業期間においては、総合管理計画における更新等費用のシミュレーションと比較しても一定必要な事業費を確保できている状況ですが、今後、財政状況が一層厳しくなる中、将来的には同様の事業費を確保することは難しくなってくることが予想されます。

図表 1.23 総合管理計画と事業計画の比較（令和元年度～令和10年度の10年間）

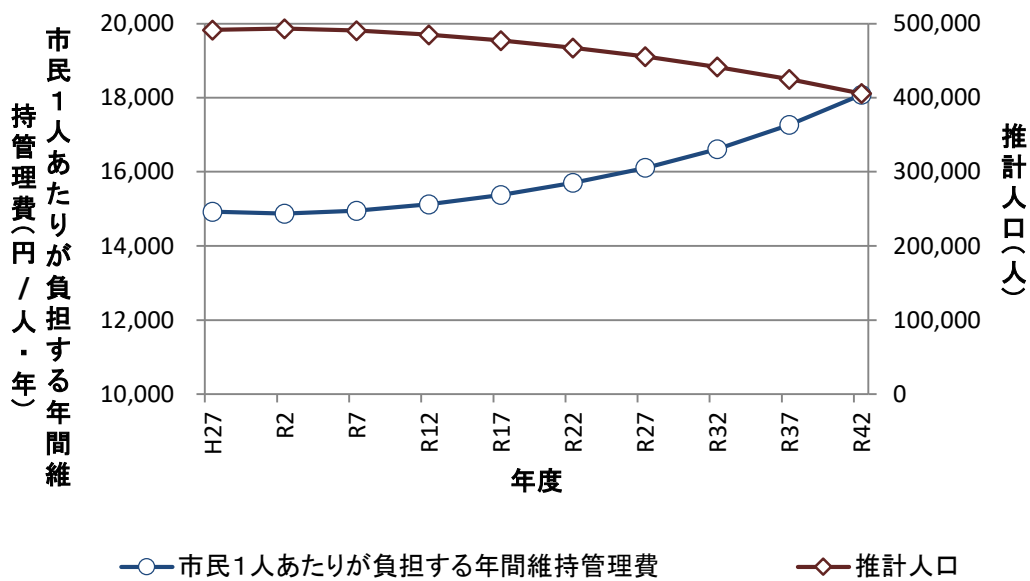


(2) 維持管理経費の見通しと課題

建築系公共施設について、今後45年間、平成26年度実績の施設維持管理経費が続くとした場合の市民1人あたりが負担する公共施設等の年間維持管理経費を図表1.24に示しています。

現在の建築系公共施設の施設総量や維持管理経費が変化しないとすれば、将来的な人口の減少に伴い、市民1人あたりが負担する年間維持管理経費は次第に増加していくことになります。そのため、今後人口の減少に合わせて施設の維持管理経費や施設総量を縮減することが課題となります。

図表 1.24 市民1人あたりが負担する公共施設等の年間維持管理経費の推移



第2章 公共施設等のマネジメントに関する課題及び基本的な方針

2.1 公共施設等のマネジメントに関する課題

第1章で示したマネジメントの背景を総括すると、公共施設マネジメントの取り組みにあたって、「財務・品質・供給」の観点から次の課題が考えられます。

財務	・公共施設等の維持更新にかかる費用の抑制、無駄の排除
品質	・公共施設等の安全・安心・快適性、環境保全性の確保
供給	・行政需要の変化に見合う施設の供給のあり方、量の見直し

(1) 財務 ～公共施設等の維持更新にかかる費用の抑制、無駄の排除～

今後は、投資的経費に回す財源に余裕がなくなることが予測される一方で、老朽化した公共施設等の更新や維持管理に多額の費用がかかることとなります。将来の負担を考えれば、公共施設等の更新及び維持管理を行う際には、その必要性を十分検討し、経費を抑制していく必要があります。

一方で、戦略的な保全計画を立てて、長寿命化を図ると共に単年度に発生する費用の平準化を図ることも重要となります。

(2) 品質 ～公共施設等の安全・安心・快適性、環境保全性の確保～

老朽化した公共施設等に対する対症的な保全を繰り返していると、予期せぬ不具合が発生する可能性も高まり、市民に対するサービスの質の低下に繋がるとともに、更新サイクルの短縮を招き、結果として、発生する費用を増大させる事態につながります。

次世代に向けた良好な社会資本を形成していく上では、計画的な保全により公共施設等の状態を安全・安心・快適に保ちつつ、機能的・社会的な劣化の改善や環境にも配慮して、出来るだけ長寿命化を図っていく必要があります。

(3) 供給 ～行政需要の変化に見合う施設の供給のあり方、量の見直し～

今後、財政負担の軽減が求められる中で、特に建築系公共施設において施設総量の見直しを図っていく必要がありますが、その際には、今後の人口動向や地域の状況、市民のニーズをとらえ、市民に対するサービスの質をできるだけ落とさずに経費削減ができるよう、施設整備のあり方を検討していく必要があります。

2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針

2.2.1 財務、品質、供給に関する基本的な考え方及びマネジメントの実施方針

(1) 建築系公共施設

建築系公共施設については、「マネジメント方針」で示した、維持管理の最適化、施設性能の最適化、施設機能の最適化、施設総量の最適化といった4つの方針を柱として引き継ぎ、推進していきますが、本計画においては、第3章の施設類型ごとの方針を整理する上で必要な財務、品質、供給の3つの視点に対応させ、基本的な考え方とそれに対する目標を示します。

【4つの方針】

●維持管理の最適化（上手に使う）

維持管理経費の圧縮を図るとともに、施設の状態を良好に保ち、施設の快適性を高めます。

●施設性能の最適化（長く大事に使う）

計画的な保全により劣化の進行を遅らせ、長期にわたり安全に使用できるようにします。

●施設機能の最適化（とことん使う）

有効活用されていない施設は用途転用や複合化など、施設の再配置を進めます。

●施設総量の最適化（身の丈にあわせる）

保有施設の適正量を見極め、余剰となる施設の再編・処分を行うことで総量の縮減を図ります。

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理をより効率的に実施することで、経費の圧縮を図ると共に、施設の状態を良好に保ち、利用者の快適性を高めます。 総量縮減と長寿命化を進めることで更新費及び維持管理経費の圧縮を図ります。 計画的な修繕や更新を行うことで、単年度に発生する費用の分散・平準化を行います。 計画的保全のための財源（公共施設保全積立基金）確保を行います。 施設整備を検討する際には、施設整備を行う場合と賃借や民間施設等の活用を行う場合を比較し、ライフサイクルコストでより効率的な方法を検討します。 指定管理者制度、PFI等のPPP手法を導入し、民間企業やNPO法人、自治会等といった多様な主体との協働のもとに、民間活力の導入に努めます。 標準化された仕様書、管理マニュアルに基づく管理体制を確立します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 既に建築されている建築系公共施設については、中長期的視点から計画的な保全整備を行うことで、劣化の進行を遅らせ、長期に亘って使用できるようにします。 今後建築する建築系公共施設については、空間の自由度や躯体の耐久性を高めることで、より長期間の使用が可能となるよう検討します。 施設の長寿命化に向けた計画的保全の実施体制を確立します。 施設の整備等において、脱炭素化の推進のために省エネルギー・省資源化の取り組みを進めます。

供給について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性能・機能や将来的な需要などを踏まえて保有施設の適正量を見極め、余剰となる施設の再編・処分等を行うことにより総量の縮減を図ります。 有効活用されていない施設については、将来的な需要も視野に入れながら、用途変更や複合化など施設の再配置を進めます。 機能再編を図ることにより、施設の利用満足度を高めます。
【 数 値 目 標 】	
<ul style="list-style-type: none"> 施設総量(延床面積)を平成21年度比で、令和14年度までに3.26%以上縮減、44年度までに20%以上縮減します。 	

マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<p style="text-align: center;">＜点検＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第12条、消防法第17条の3の3等、諸々の法令に基づく点検を、本市職員若しくは業務委託の受託者又は指定管理者により実施します。 建築基準法第12条に基づく点検の対象外の施設は、施設管理者が計画的に自主点検を行います。 建物と設備の視点から配慮すべきポイントや正しい使用方法などを定めた「施設の日常管理マニュアル」を作成し、施設の日常管理における活用を進めます。 <p style="text-align: center;">＜診断＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合管理計画に基づき、個別施設ごとの対応方針を定める個別施設計画の策定時に対象施設の劣化診断を実施するなど、施設の劣化や損傷の状態についての結果を記録します。また、長寿命化改修の判断時等において、必要に応じて非破壊計測調査及び破壊調査の実施も検討します。
維持管理・修繕・更新等について	<p style="text-align: center;">＜維持管理＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の維持管理業務(日常の運転、保守、点検、清掃、環境衛生管理など)の発注に係る仕様を標準化するための「施設維持管理に係る委託業務について(ガイドライン)」を定め、運用します。 見積額の厳正な査定により委託金額の適正化を図りつつ、一括契約や複数年契約など、効率性・合理性を視野に入れた契約方式の導入を検討します。 公共施設等の維持管理に係る年間データ(「運転・保守費」「清掃費」「警備費」「経常的修繕費」「光熱水費」「賃借料及び使用料」など)を収集、記録し、一元的・経年的に管理・蓄積するため、公共施設カルテを作成し、継続的なモニタリングを行います。 公共施設カルテを元に、同一施設区分の施設におけるデータの相対的な差異及びその要因を分析し、課題が見られる施設について、適切な改善措置を実施します。 <p style="text-align: center;">＜修繕＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の中長期修繕計画(以下、「中長期修繕計画」)に基づき、予防保全的な修繕を計画的に行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期修繕計画の対象としていない施設について、計画的な保全が必要と考える部位については、各施設管理者が計画的な修繕に努めます。 <p><更新></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築や増改築を行う場合は、総量が増加しないように既存の施設の調整を図ります。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の結果に基づき、施設の損傷、腐食、その他劣化状況を把握し、安全に影響を及ぼすものについては、適正に修繕します。 ・ 日常的な点検により、施設管理者自ら施設の不具合に気づき、安全に影響を及ぼす前の対処に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震化を実施していない施設については、施設の存廃の判断を行い、存続させる方針の施設については耐震化を進めます。 ・ 民間施設との複合施設については、建物全体の方針に沿った耐震化の方策を検討します。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設をより長期に亘って使用するため、個別施設計画において施設の長寿命化に関する方針を策定し、適用します。 ・ 長寿命の資材・機器類の採用、省エネルギー・省資源化や保守の効率化など、2050年ゼロカーボンシティに向けた環境負荷の低減やライフサイクルコスト削減を考慮した設計を行います。 ・ 民間施設との複合施設については、建物全体の方針に沿った長寿命化や脱炭素化の方策を検討します。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無、年齢、性別等に関わらず誰もが利用しやすい施設となるよう、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき施設の整備等を行います。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設存廃の判断と合わせて施設機能の最適化を行い、施設総量の縮減を図ります。 ・ 廃止・余剰となった施設について、転用、売却、貸付などの資産活用を図ります。 ・ 施設の統合や廃止にあたっては、市民の理解と合意形成が特に重要であり、十分な話し合いや丁寧な説明を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメント担当による一元的な統括推進体制及び各所管の施設担当との全庁横断的な連携体制を強化します。 ・ 技術職員が配置されていない施設所管課への協力体制を強化します。 ・ 庁内における研修の実施等により、公共施設マネジメントの考え方に対する庁内浸透を図り、人材を育成し、適切で効率的な施設の管理体制を構築します。 ・ 公共施設等の維持管理に係る必要なコストを整理した公共施設カルテと GIS（地理情報システム）と連動したシステムの構築を行い、情報管理の体制を構築します。 ・ マネジメントの取組み方策の効果検証及び、適切な改善措置を PDCA サイクルの推進により、実施します。

(2) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設は、既に長寿命化計画を策定し取り組んでいる施設もあり、またそれぞれの施設が特殊性をもっているため、第3章の分野別計画で財務、品質、供給に関する基本的な考え方及び実施方針を示します。

2.2.2 目標等に関する今後の課題

財務と供給に関して、「マネジメント方針」作成時には、施設総量における類似都市との比較及び将来推計人口などから、維持管理経費の削減目標や施設総量の縮減目標を設定しています。本計画においても同方針の目標を引き継いでいましたが、これまでの取り組みの中で、各施設の状況が明らかになるとともに次のような課題があることが分かってきました。

今後はこれらの課題を解決しながら計画を推進していく必要がありますが、各種点検結果や本計画で示す取り組みを通じて得られる情報を踏まえ、必要に応じて総合管理計画の見直しを行うことにより計画の実行性を確保していきます。

(1) 維持管理経費に関する今後の課題

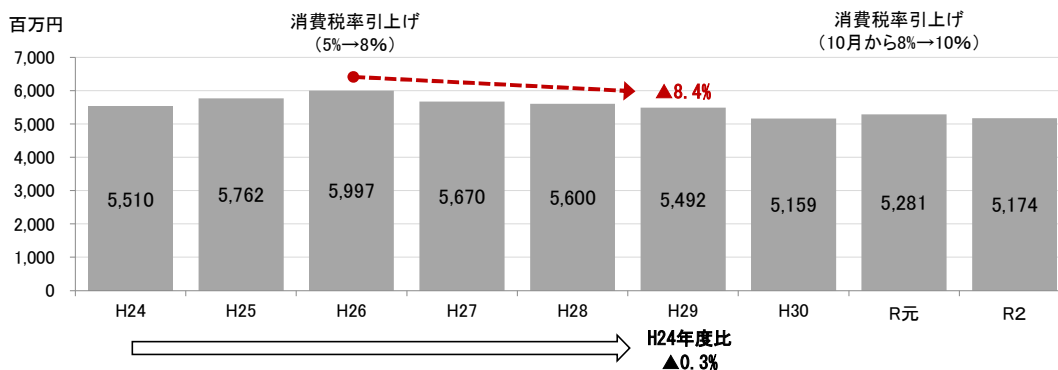
維持管理経費の削減については、委託の発注方法を一括契約や複数年契約にする等、削減に向けた取り組みを行ってきましたが、大幅な経費削減には至っていません。

平成24年度に策定したマネジメント方針では、維持管理経費を今後5年間で10%以上削減することを目標としていましたが、マネジメント方針対象の施設について、平成29年度の維持管理経費を24年度と比較すると約0.3%減となっています。電気料金や労務単価の上昇、学校施設の空調整備による設備保守の増加のほか、平成26年度には消費税の増税もあり金額的には削減に至っていません。

一方で、消費税が引き上げられた平成26年度と比較すると約8.4%の減となっています。維持管理経費が26年度より減っている大きな理由としては使用料及び賃借料の減となりますが、これは借上げ住宅の返還に伴い27年度以降は減少傾向が続いていたことによるものです。

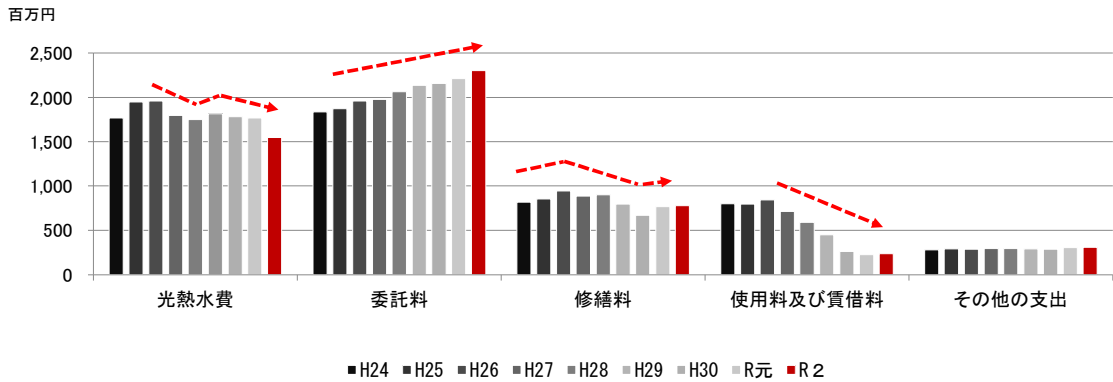
光熱水費や施設の保全に係る費用の単価については上昇していくことが懸念されることから、維持管理経費の増加を抑える取り組みを進めていく必要がありますが、基本的には施設の維持に係る必要な経費となり、施設総量が減らなければ大幅な削減は難しい状況があるため、今後は施設総量の縮減や長寿命化を進める中で、更新費及び維持管理経費の圧縮を図る必要があります。

図表 2.1 維持管理経費の推移[※]



※マネジメント方針対象の建築系公共施設（ごみ処理場、自転車駐車場、公園トイレ等を除く）の維持管理経費

図表 2.2 維持管理費（費目別構成）の推移



(2) 長寿命化・脱炭素化に関する今後の課題

施設利用者の安全を確保しつつ長寿命化を進めるためには、適切な計画修繕の実施、長寿命の資材・機器類等の採用などが必要となり、一時的に施設の計画修繕費や更新費が増大することとなりますが、50年、100年といった長期間では、事後修繕費の縮減や施設更新回数の減少により費用を縮減することが可能となるため、事業費の平準化を効率的に行いながら計画を推進していく必要があります。

西宮市学校施設長寿命化計画においては、建物の耐用年数を原則80年として、老朽化が進んでいる学校施設について予算の平準化やトータルコストの縮減を図るため、施設の長寿命化を図りながら施設の良好な状態を維持していくこととしています。また、西宮市建築系公共施設個別施設計画においては、長期の使用が合理的かつ可能と判断した施設については、目標耐用年数を原則80年として施設の長寿命化に向けた取組みを進めていくこととしています。

限られた財源の中で公共サービスの機能や質を維持しながら、財政面での負担を軽減・平準化するためには施設の長寿命化は重要な取組みとなります。施設をより長く使用するにあたっては、適切な修繕や改修を実施し、施設を良好な状態に保つことが基本となりますが、80年という長期的な使用を行うにあたっては耐久性や機能・性能の向上を図るための長寿命化改修を行うこととしているため、策定した計画に基づきながら着実に取組を進める必要があります。

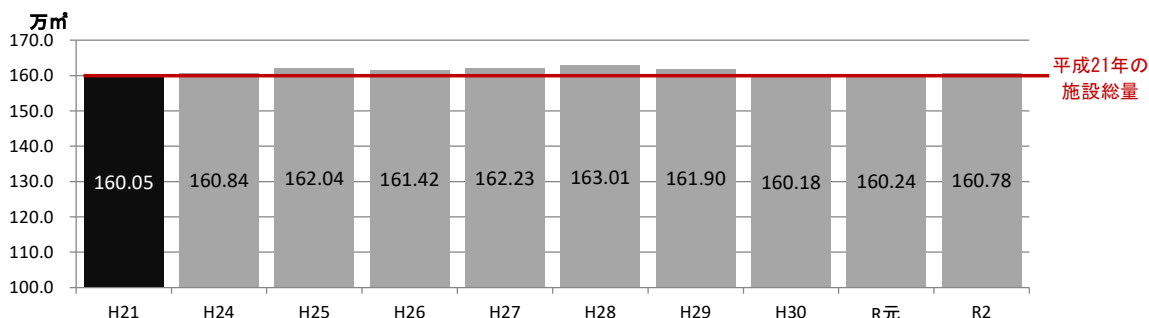
また、近年は地球温暖化が世界的に深刻な問題となっており、我が国でも2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。本市においても、地球温暖化防止の取組みを進めていくために2050年ゼロカーボンシティを表明していることから、施設にかかる熱負荷等の低減や自然エネルギーの利用促進、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の検討、施設の長寿命化により建替え工事に伴う温室効果ガス・廃棄物を抑制するなど、省エネルギー・省資源化を進めていくことが重要となっています。

(3) 施設総量に関する今後の課題

施設総量の縮減についてはマネジメント方針において、人口が減少するという前提のもと、人口規模が類似した市との比較を行って算定しましたが、マネジメント方針の策定後も子供の数が増加していた本市の特殊要因の影響を受ける施設が多く存在し、それらの施設は一時的には増加せざるを得ません。また、阪神・淡路大震災時に建設した復興住宅を含めた住宅施設についても生活の根幹に関わる施設であるため、削減するにはかなり長期にわたる計画を策定する必要があります。

施設総量の推移をみると、これまで学校の新設や増改築などもあり施設総量は増加傾向にありましたが、近年は住宅施設などの縮減により減少しており、令和2年度時点では平成21年度と比べて若干増加という状況になっています。

図表 2.3 施設総量の推移



今後も住宅施設をはじめ、本庁舎周辺の公共施設などにおいて、施設の更新時にあわせた集約化や複合化などによる規模の適正化を進めるとともに、学校施設の複合化についても取組みを進めていきますが、現時点で想定されている施設の建替や学校施設の増改築の状況を踏まえると、当面は縮減効果をあげることが難しい状況となっています。

そのため、令和4年3月に策定した西宮市建築系公共施設個別施設計画において、住宅や学校施設に関する長期計画の考え方も踏まえながら、施設総量の状況や現時点で想定できる今後の見込み等について検証を行い、施設総量の縮減目標の見直しを行うこととしています。(図表 2.4 参照)

同計画では、中期目標については増減見込みを踏まえ 3.26%以上縮減とし、長期目標については人口減少も進むことから数値目標は維持し、20%以上縮減に向けた取組を進めることとしていることから、総合管理計画の目標値について以下のとおり見直しをします。

【施設総量の縮減目標の見直し】

(見直し前) 施設総量(延床面積)を平成21年度比で、令和14年度までに10%以上縮減、44年度までに20%以上縮減します。



(見直し後) 施設総量(延床面積)を平成21年度比で、令和14年度までに3.26%以上縮減、44年度までに20%以上縮減します。

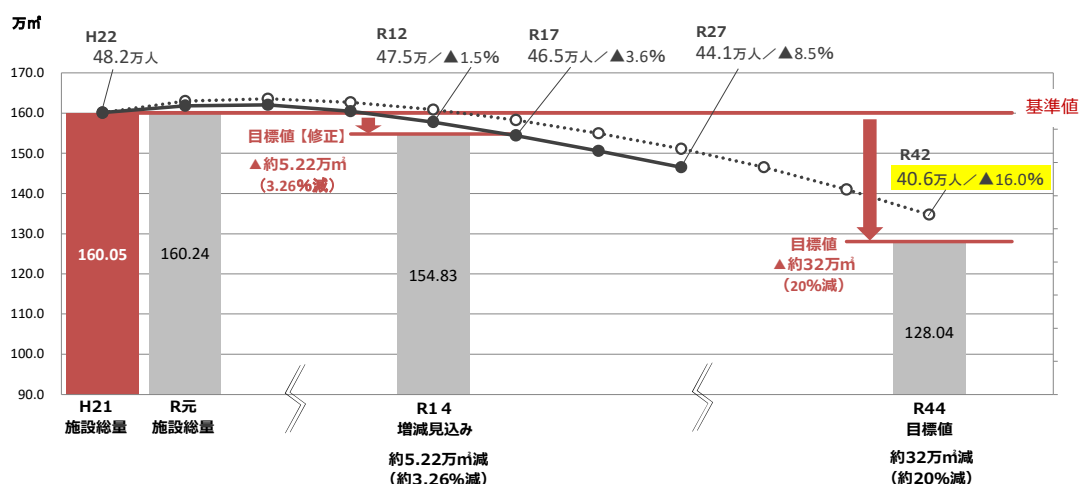
限られた財源の中で将来にわたって、市民ニーズに対応した行政サービスを継続していくためには、現在の施設を同じ規模で更新していくことは困難ですが、市民に対するサービスの質をできるだけ低下させずに施設総量の見直しを図る必要があります。

長期的な目標については、40年以上先を見据えた長期にわたる取組みとなり、今後の財政状況や多様化する市民ニーズなど変動的な要素があることから現時点で詳細な見込を示すことは難しいですが、中期目標時点における施設総量の状況も踏まえながら引き続き、目標の達成に向けて取組みを進めていく必要があります。

図表 2.4 施設総量の縮減目標の見直しについて（西宮市建築系公共施設個別施設計画より）

施設総量の縮減目標の見直し

- これまで学校の新設や増改築などもあり施設総量は増加傾向にありましたが、近年は住宅施設などの縮減により、令和元年度時点では平成21年度とほぼ同水準となっています。
- 今後も住宅施設をはじめ、本庁舎周辺の公共施設などにおいて、施設の更新時にあわせた集約化や複合化などによる規模の適正化を進めるとともに、学校施設の複合化についても取組みを進めていきますが、現時点で想定されている施設の建替や学校施設の増改築の状況を踏まえると、当面は縮減効果をあげることが難しい状況となっています。
- 令和14年度までの中期目標については、本市の1人当たり面積が類似都市よりも多い傾向にあることから、類似都市平均まで下げることが目標として設定しましたが、住宅を除いた本市の施設総量は類似都市平均よりも低い状況にあることや、中期目標時点での増減見込み等を踏まえ、実情に即した数値とするため下方修正する必要があると考えています。
- 一方で、これまで増加傾向にあった本市の人口も、今後、本格的に減少していくものと見込まれています。長期の人口推計（西宮版人口ビジョン 平成28年3月）では、令和42年までに約16%（平成22年比）の減を見込んでいますが、最新の将来人口推計では、これよりも人口減少が早まっている状況です。そのため、長期的な目標である20%以上縮減は維持し、総量縮減の達成に向けて取組みを進めていきます。
- なお、中期目標時点における縮減目標については、増減見込みを踏まえ3.26%とすることを考えていますが、総合管理計画における目標値となることから、今後、総合管理計画の時点修正（個別施設計画の内容の反映等）を行う中で対応を図ることとします。



2.2.3 更なる公共施設マネジメントの推進に向けて

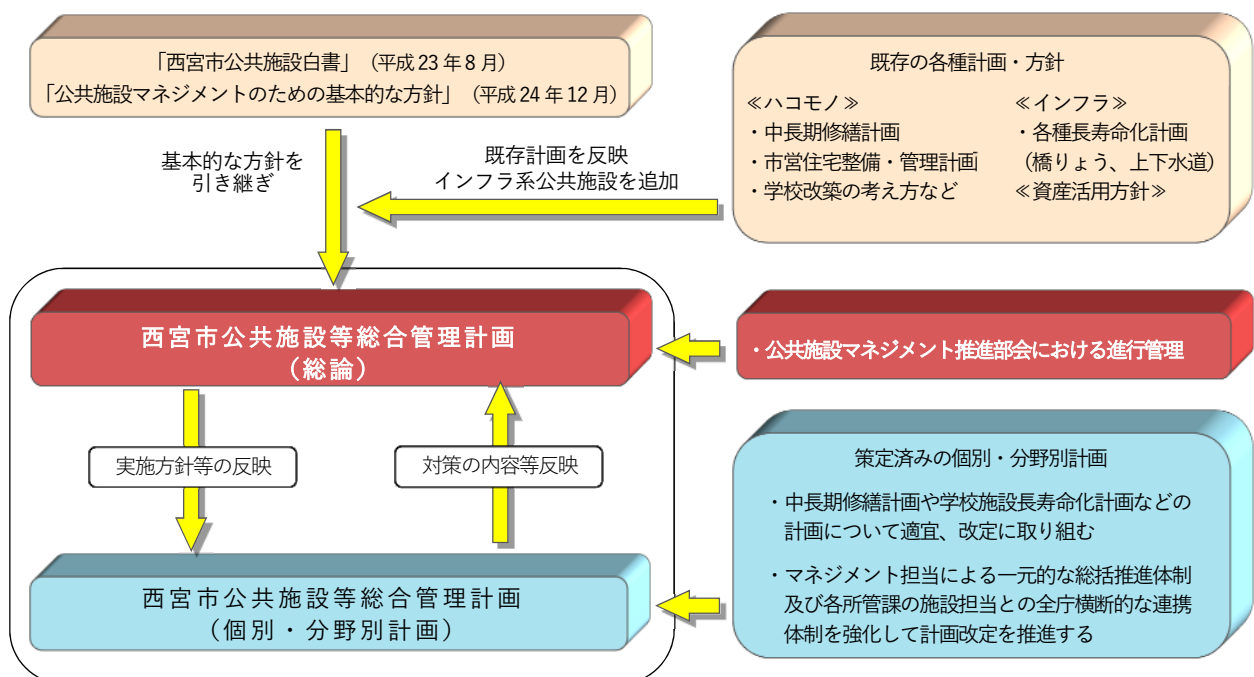
公共施設等はまちづくりにおけるコミュニティの核となるものが多く、多様な役割を担っているため、公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止にあたっては、市民の理解と合意形成が特に重要であり、十分な話し合いや丁寧な説明を行ったうえで、余剰となった施設は転用、売却、貸付するなど、公有資産の活用を推進していきます。そして施設の統廃合により生じる残地や未利用地の利活用に関しては、利用しないで所有し続けることで失う利益（機会損失）を意識して検討することが必要であり、「西宮市未利用地の利活用に関する方針」に基づき、全庁的な取組みを実施します。同方針では、未利用地の解消のため、迅速な事務手続きの執行や情報の集約・共有・整理に努めることとしており、未利用地について、他の公共施設の用地として活用するか、又は、売却処分・貸付等をするかといった、利活用の方向性を定めるにあたっての基本的な考え方を示しています。

また、公共施設等の維持管理・運営においては、これまでも指定管理者制度、PFI等のPPP手法を導入し、民間企業やNPO法人、自治会等といった多様な主体との協働のもとに行っており、今後も民間活力の導入に努めることとし、合わせて近隣市との施設の相互利用といった広域連携についても検討します。

公共施設マネジメントの推進にあたっては、西宮市行政経営改革本部の部会として「公共施設マネジメント推進部会」を設置しており、推進部会において本計画の進行管理を行うとともに、一元的なマネジメントの推進体制の構築を図ります。

なお、総合管理計画については、同計画に基づいて個別・分野別計画の策定が行われていますが、個別・分野別計画の改定状況も踏まえながら、総合管理計画へ各計画の対策の内容等を反映させるなど不断の見直しを行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

図表 2.5 西宮市公共施設等総合管理計画の概要



【計画とSDGsの関係】

平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

本市では、第5次西宮市総合計画の各施策分野に、SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合計画とSDGsを一体的に推進しています。本計画においては、特に以下の5つのゴール達成に寄与することが期待されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

【西宮市公共施設等総合管理計画とSDGsの関係】



第3章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本的な方針

3.1 建築系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針

3.1.1 学校施設

(1) 主な施設の概要

学校施設は、市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等が該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.1、また、各施設の一覧は図表 3.1.4 (P.35) に示す通りです。

図表 3.1.2 は、学校施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。学校施設は高度経済成長期の人口増加に伴い、子供の数が増えていくことに対応するため、昭和 46 年度から平成 2 年度までの 20 年間に、約 29 万㎡もの施設が建てられています。これら平成 2 年度以前に建てられた、建築後 30 年を経過した施設が学校施設全体の約 68%を占めており、今後施設の老朽化に対して修繕・改修等にかかる費用が集中するといった課題があります。

また、今後長期的には園児・児童・生徒数が減少すると予想していますが、小学校、中学校等では校区によって児童・生徒数が増加している学校もあり、校舎の増改築、仮設校舎の設置などで対応を行っています。

学校施設の耐震化については、耐震改修工事が可能な施設については平成 25 年度までに全て完了しており、耐震改修工事が困難な上甲子園小学校、南甲子園小学校については、更新による耐震化を行い、27 年度に新校舎が完成しています。

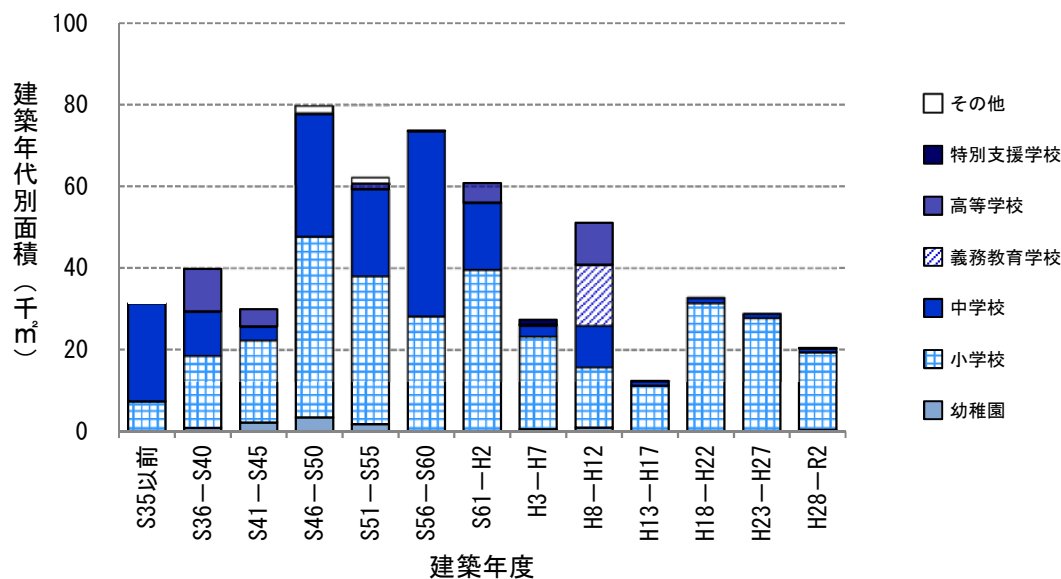
学校施設については、これまで耐震化やバリアフリー化など優先すべき課題への対応を進めてきましたが、今後は老朽化への対応が大きな課題となっています。

学校施設の老朽化が進んでいることにより、改築・改修の費用が増大することが見込まれる一方、厳しい財政状況の中で限られた財源により改築・改修を進める必要があることから、施設整備に係る予算の平準化やトータルコストの縮減を図るため、平成 31 年 2 月に「西宮市学校施設長寿命化計画」を策定しました。今後は、同計画に基づき、不具合や支障が生じる前に計画的な改修を行うことにより学校施設の長寿命化を図るとともに、その改修の中で教育を取り巻く環境の変化に対応するために必要な諸室や機能の整備、将来の児童・生徒数の減少を見越した施設規模の適正化を進めます。

図表 3.1.1 学校施設の概要（令和 3 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/㎡)
幼稚園	13	9,775.00	35,618,146	3,644
小学校	40	321,032.77	894,210,160	2,785
中学校	19	168,076.00	437,043,009	2,600
義務教育学校	1	14,917.00	34,152,391	2,289
高等学校	2	31,605.00	71,903,973	2,275
特別支援学校	1	8,350.00	24,652,670	2,952
その他	5	3,124.99	32,733,716	10,475
合計	81	556,880.76	1,530,314,065	2,748

図表 3.1.2 建築年代別面積（学校施設）（令和3年3月31日時点）



図表 3.1.3 園児・児童・生徒数等（令和3年5月1日時点）

対象施設	園児・児童・生徒数（人）	1人あたりの延床面積（㎡）
幼稚園	541	21
小学校	26,057	12
中学校	11,021	15
義務教育学校	449	33
高等学校	1,863	17
特別支援学校	56	149
合計	39,987	14

※園児・児童・生徒数（人）は令和3年度教育要覧より

1) 幼稚園

市立幼稚園は13園あり、全園児数は541人となっています。園児数は、地域によって大きな差が生じています。

2) 小学校

市立小学校は、40校あり、全児童数は26,057人となっています。

小学校により児童数の差があり、1,000人を超える学校もあれば、300人に満たない学校もあります。全校の平均は、約650人となっています。

地域によっては、子育て世代の流入によって児童数が増加し、一部の学校では教室が不足し、仮設校舎を設置しています。また、高木小学校における児童急増による教室不足等の問題を解消するため、平成28年4月に「高木北小学校」を開校しました。

3) 中学校

市立中学校は19校あり、全生徒数は11,021人となっています。生徒数は、最も多い中学校で約900人、最も少ない中学校で約200人となっています。全校の平均は、約600人となっています。

地域によっては、小学校の児童数増加に伴って、年次的に生徒数が増加し、小学校と同様に仮設校舎を設置している学校もあります。

4) 義務教育学校

市立義務教育学校は1校あり、前期課程（1年～6年）244人、後期課程（7年～9年）205人の児童・生徒がいます。

西宮浜小・中学校を一貫校化し、令和2年4月に「西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校」として開校しました。

5) 高等学校

市内の公立高等学校は9校で、そのうち西宮市立の高等学校は2校あり、この2校の生徒数は1,863人となっています。

両校とも大半の校舎等の老朽化が進んでおり、老朽化対策が課題となっています。

6) 特別支援学校

市立特別支援学校は1校あり、56人の児童・生徒がいます。施設の性質上、他の学校園施設より高い安全性が要求されています。

昭和35年に建設された校舎の老朽化が進んでいたことから、老朽校舎の解消と教育環境の改善を目的とした校舎改築事業を進め、令和3年度に完了しました。

7) その他

「西宮東高校ホール（なるお文化ホール）」は西宮東高校の施設であり、ホール(644席)及び学習室兼会議室が地域開放されています。建築後約30年が経過しています。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕・改修の頻度や、多様化する教育内容・バリアフリー化等の機能向上に対する整備需要等について定めた「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化を効果的・効率的に推進することで、トータルコストの縮減に努めつつ、予算の平準化を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園については、教育・保育需要の見通しを踏まえ、今後策定予定の「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づき、施設の適正配置を検討します。 ・ 小学校・中学校については、適切な施設規模の検討を行うとともに、余裕教室の有効活用等を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 12 条その他法令等に基づく点検のほか、施設管理者による計画的な自主点検を行います。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の損傷、腐食、その他劣化状況を把握し、安全に影響を及ぼすものから優先的に修繕します。 ・ 改築、改修又は更新の優先順位を設定し、効率的かつ効果的に長寿命化を図っていきます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の結果に基づき、施設の損傷、腐食、その他劣化状況を把握し、安全に影響を及ぼすものから優先的に修繕します。 ・ 日常的には、施設管理者からの安全に影響を及ぼす施設の不具合に係る通報に対し、施設所管課及び工事担当課が迅速な情報共有と工事対応を行います。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校施設耐震化推進計画に基づき計画的に耐震化を進め、平成 27 年度末に全ての建物の耐震化が完了しています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政負担の軽減や平準化を図るとともに、施設の安全性とより良い教育環境を確保するため、学校施設の長寿命化を図ります。 ・ 環境負荷への低減の観点を踏まえ、長寿命化改修を検討します。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の規模については、将来の児童・生徒数の動向や地域の実情等も見極めつつ、既存ストックの有効活用も視野に入れながら、適正規模を検討します。 ・ 幼稚園については、教育・保育需要の見通しを踏まえ、今後策定予定の「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づき、施設の適正配置を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的見地に基づき作成した「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、総合的かつ計画的な管理を行います。 ・ 施設所管課と工事担当課が連携し、適切で効率的な施設の管理体制を構築します。

図表 3.1.4 学校施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
学校施設 (81 施設)			
幼稚園 (13 施設)			
1	浜脇幼稚園	宮前町 8-22	
2	夙川幼稚園	松ヶ丘町 9-23	
3	越木岩幼稚園	美作町 6-10	
4	大社幼稚園	柳本町 1-8	
5	子育て総合センター付属あおぞら幼稚園	津田町 3-40	子育て総合センター併設
6	上ヶ原幼稚園	上ヶ原三番町 6-27	
7	門戸幼稚園	門戸東町 3-25	
8	高木幼稚園	伏原町 3-40	
9	春風幼稚園	今津野田町 2-6	
10	南甲子園幼稚園	南甲子園 3丁目 2-24	
11	鳴尾東幼稚園	笠屋町 30-47	
12	山口幼稚園	山口町下山口 4丁目 1-5	
13	生瀬幼稚園	生瀬町 2丁目 26-24	
小学校 (40 施設)			
1	浜脇小学校	浜脇町 5-48	
2	香櫨園小学校	中浜町 3-32	
3	安井小学校	安井町 1-25	
4	夙川小学校	久出ヶ谷町 8-4	
5	北夙川小学校	石勿町 11-21	
6	苦楽園小学校	苦楽園二番町 18-12	
7	大社小学校	桜谷町 9-7	
8	神原小学校	神原 12-62	
9	甲陽園小学校	甲陽園本庄町 1-72	
10	広田小学校	愛宕山 7-24	
11	平木小学校	平木町 4-1	
12	甲東小学校	神呪町 3-33	
13	上ヶ原小学校	上ヶ原二番町 3-13	
14	上ヶ原南小学校	上ヶ原九番町 2-93	
15	段上小学校	段上町 7丁目 5-21	
16	段上西小学校	段上町 2丁目 8-24	
17	樋ノ口小学校	樋ノ口町 2丁目 3-32	
18	高木小学校	高木西町 25-27	
19	高木北小学校	薬師町 7-5	
20	瓦木小学校	大屋町 10-20	
21	深津小学校	深津町 5-22	
22	瓦林小学校	瓦林町 26-19	
23	上甲子園小学校	甲子園口 5丁目 9-4	
24	津門小学校	津門呉羽町 5-13	
25	春風小学校	上甲子園 3丁目 8-39	
26	今津小学校	今津二葉町 4-10	
27	用海小学校	用海町 3-54	
28	鳴尾小学校	鳴尾町 5丁目 4-6	
29	南甲子園小学校	南甲子園 3丁目 9-16	
30	甲子園浜小学校	古川町 1-65	
31	高須小学校	高須町 1丁目 1-41	
32	高須西小学校	高須町 2丁目 1-44	
33	鳴尾東小学校	笠屋町 30-50	
34	鳴尾北小学校	学文殿町 2丁目 2-7	
35	小松小学校	小松東町 1丁目 3-59	
36	山口小学校	山口町下山口 4丁目 23-1	
37	北六甲台小学校	北六甲台 5丁目 4-1	
38	名塩小学校	名塩 2丁目 11-40	
39	東山台小学校	東山台 2丁目 8-2	
40	生瀬小学校	生瀬町 2丁目 26-24	
中学校 (19 施設)			
1	浜脇中学校	宮前町 3-5	
2	大社中学校	神原 12-45	
3	苦楽園中学校	苦楽園三番町 14-1	
4	上ヶ原中学校	上ヶ原九番町 2-107	

No.	施設名称	所在地	備考
5	甲陵中学校	上甲東園 2丁目 11-20	
6	平木中学校	平木町 6-19	
7	甲武中学校	樋ノ口町 1丁目 7-55	
8	瓦木中学校	薬師町 4-15	
9	深津中学校	深津町 6-75	
10	上甲子園中学校	上甲子園 4丁目 9-11	
11	今津中学校	今津二葉町 5-15	
12	真砂中学校	今津真砂町 1-10	
13	鳴尾中学校	甲子園八番町 1-26	
14	浜甲子園中学校	古川町 2-60	
15	鳴尾南中学校	高須町 1丁目 1-36	
16	高須中学校	高須町 2丁目 1-48	
17	学文中学校	学文殿町 1丁目 5-7	
18	山口中学校	山口町上山口 2丁目 3-43	
19	塩瀬中学校	名塩木之元 2-8	
義務教育学校 (1施設)			
1	総合教育センター付属西宮浜義務教育学校	西宮浜 4丁目 2-31	
高等学校 (2施設)			
1	西宮高等学校	高座町 14-117	
2	西宮東高等学校	古川町 1-12	
特別支援学校 (1施設)			
1	西宮支援学校 (旧西宮養護学校)	甲子園春風町 2-29	
その他 (5施設)			
1	西宮東高校ホール	古川町 1-12	なるお文化ホール
2	あすなる学級なるおきた (旧鳴尾北幼稚園)	花園町 10-20	令和2年度に開校
3	あすなる学級かわらぎ (旧瓦木幼稚園)	中島町 5-2	令和3年度に開校
4	用海幼稚園 (休園中)	石在町 17-29	
5	小松幼稚園 (休園中)	小松北町 2丁目 4-1	共同利用施設小松センター併設

●図表 ○○施設の概要 (令和3年3月31日時点) の説明

対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費	
			総額 (円)	単価 (円/㎡)
幼稚園	13	11,247.00	75,594,228	6,721
小学校	40	321,032.77	1,170,065,910	3,645

①延床面積について、複合施設等において他の分類の延床面積を含む場合があります。

②維持管理経費*について、複合施設等において他の分類の施設に維持管理経費の一部もしくは全てを含む場合があります。

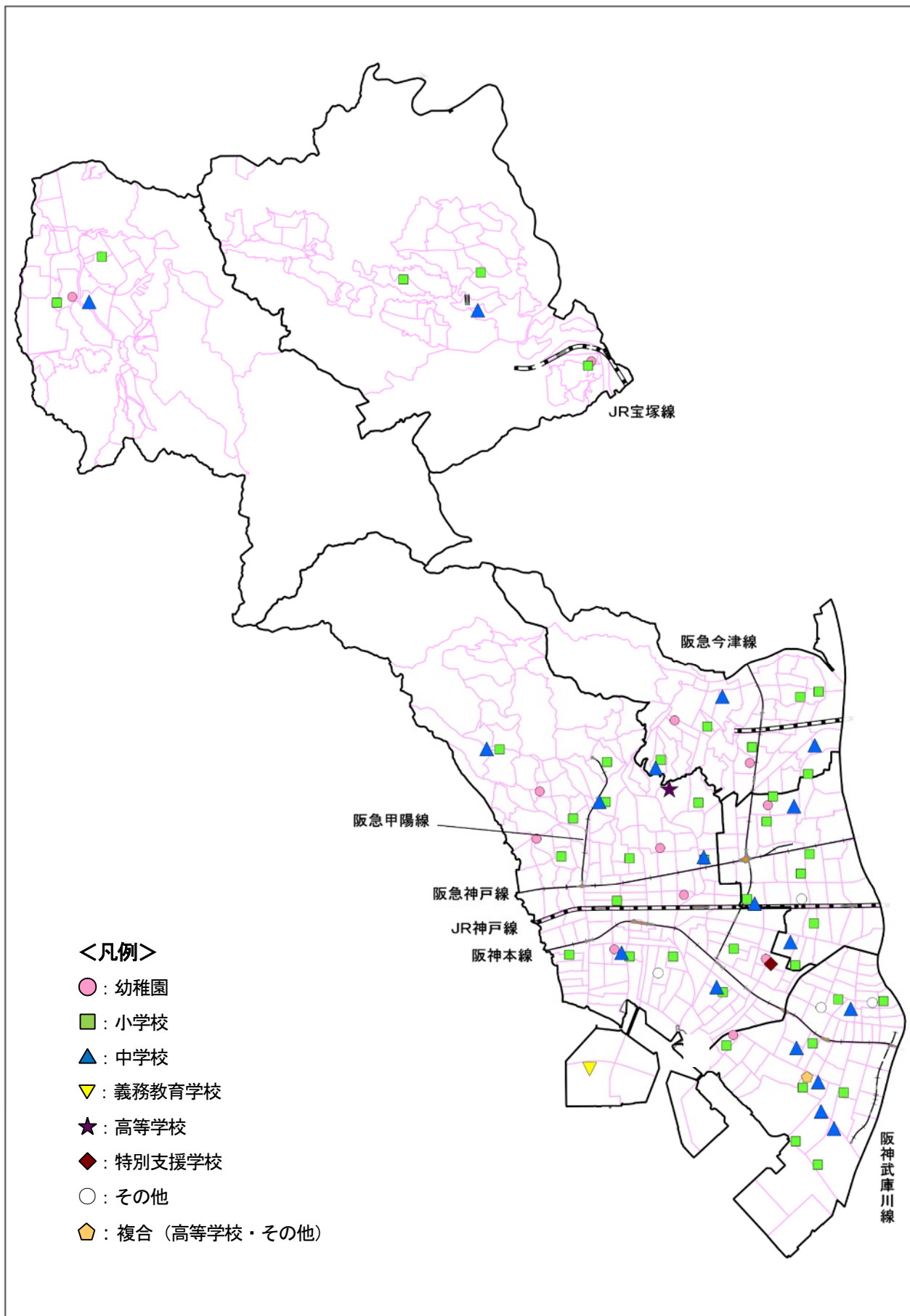
※施設の維持管理にかかる費用で、事業の実施にかかる費用 (人件費等) は含まれていません。

●図表 ○○施設一覧の説明

No.	施設名称	所在地	備考
特別支援学校 (1施設)			
1	西宮支援学校 (旧西宮養護学校)	甲子園春風町 2-29	

※令和3年3月31日時点の建築系公共施設一覧となっておりますが、令和3年度に施設名称が変更されている場合、変更後の施設名称 (旧施設名称) で表記しています。

図表 3.1.5 学校施設位置図



3.1.2 社会教育関連施設

(1) 主な施設の概要

社会教育関連施設には、公民館、図書館などが該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.6、また、各施設の一覧は図表 3.1.9(P.42)に示す通りです。

図表 3.1.8 は、社会教育関連施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。社会教育関連施設は昭和 56 年度から平成 2 年度の 10 年間に数多く建築されており、全体面積の約 50%を占めています。この時期に「山東自然の家 (5,972.83 m²)」や、「中央図書館」を含む「教育文化センター (8,358.04 m²)」などの大型施設が建築されています。

図表 3.1.6 社会教育関連施設の概要 (令和 3 年 3 月 31 日時点)

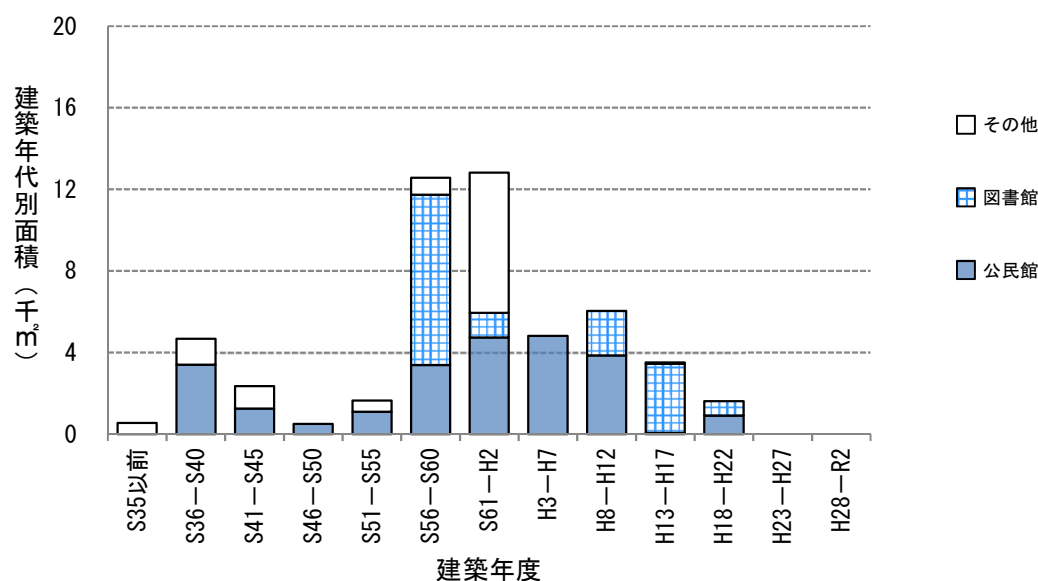
対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
公民館	24	24,063.30	274,487,831	11,407
図書館	11	15,858.77	143,757,738	9,065
その他	10	11,218.93	71,701,702	6,391
合計	45	51,141.00	489,947,271	9,580

図表 3.1.7 社会教育関連施設の利用者数等 (令和 2 年度実績)

対象施設	年間利用者数 (人)	年間貸出数 (冊)	蔵書数 (冊)
公民館	442,879	—	—
図書館	684,019	2,668,287	1,060,846
その他	65,885	—	—
合計	1,402,589	2,668,287	1,060,846

※甲山自然の家、甲山自然学習館は令和 2 年度休館

図表 3.1.8 建築年代別面積 (社会教育関連施設) (令和 3 年 3 月 31 日時点)



1) 公民館

公民館は昭和35年9月に行われた社会教育委員会議の答申に基づき、概ね中学校区に1館設置するという方針で、市内に24館設置されています。地域住民主体の生涯学習施設として、また地域活動の拠点として、地域課題をとらえた主催講座や地域に根ざした推進員会講座を実施するほか、教養や趣味をひろげる自主的な学習・文化活動に活用されています。

全館の年間利用者数は、令和2年度の実績で延べ442,879人となっています。

公民館の中には建築後20～40年以上経過している施設が多く、計画的に修繕を行う必要があります。未耐震施設である越木岩公民館については、今後、建替えを進めます。

2) 図書館

図書館は生涯学習の拠点として広く市民に利用されている施設で、図書資料や視聴覚資料のほか、西宮市に関する地域資料を収集・管理しており、図書の貸出、レファレンス（調査相談）、集会行事、学校図書館の支援などを行っています。

市内には中央・北部・鳴尾・北口の4つの拠点館と7つの分室があり、全部で11館あります。

図書館全館の令和2年度の年間貸出数は2,668,287冊、蔵書数は1,060,846冊となっており、図書館登録者数・貸出冊数・貸出人数は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、減少しています。

中央図書館は建築後35年、北部図書館は30年、鳴尾図書館は22年、北口図書館は19年が経過し、計画的に修繕を行う必要があります。

3) その他

「甲山自然環境センター(甲山自然の家、甲山キャンプ場、社家郷山キャンプ場、甲山自然学習館)」、「環境学習サポートセンター」、「甲子園浜自然環境センター」は、市民の環境学習活動を支援することを目的とした施設です。各施設ともに、新型コロナウイルス感染症対策として一部利用制限を行っていますが(令和4年4月1日現在)、今後は同感染症の拡大状況を注視しながら利用制限の解除などを検討するとともに、新しい生活様式に対応した運営が求められています。

建築後30年～40年以上経過している施設があり、計画的に修繕を行う必要があります。

「山東自然の家」は豊かな自然環境の中での集団・宿泊生活や野外活動を行うことにより、青少年の育成を図るために設置された施設で、市内全小学校が実施する自然学校の拠点施設として活用されています。宿泊室等からなる屋内施設と、炊飯場等からなる野外施設があり、建築後31年が経過しています。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 公民館

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の使用基準の見直しを行い、利便性を高めるとともに、稼働率の向上・使用料収入の確保に努めます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 未耐震施設である越木岩公民館については、建替を進めます。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	

2) 図書館

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理経費の縮減に努めるほか、自動販売機の設置や図書館壁面などを活用した広告料収入事業等自主財源の確保に取り組みます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の場として多数の利用がある施設を良好な状態に維持し、誰もが安心して利用できる環境を整えます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 今後も他の施設との連携を検討するなど、サービスの充実を目指します。
マネジメントの実施方針	
<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。 	

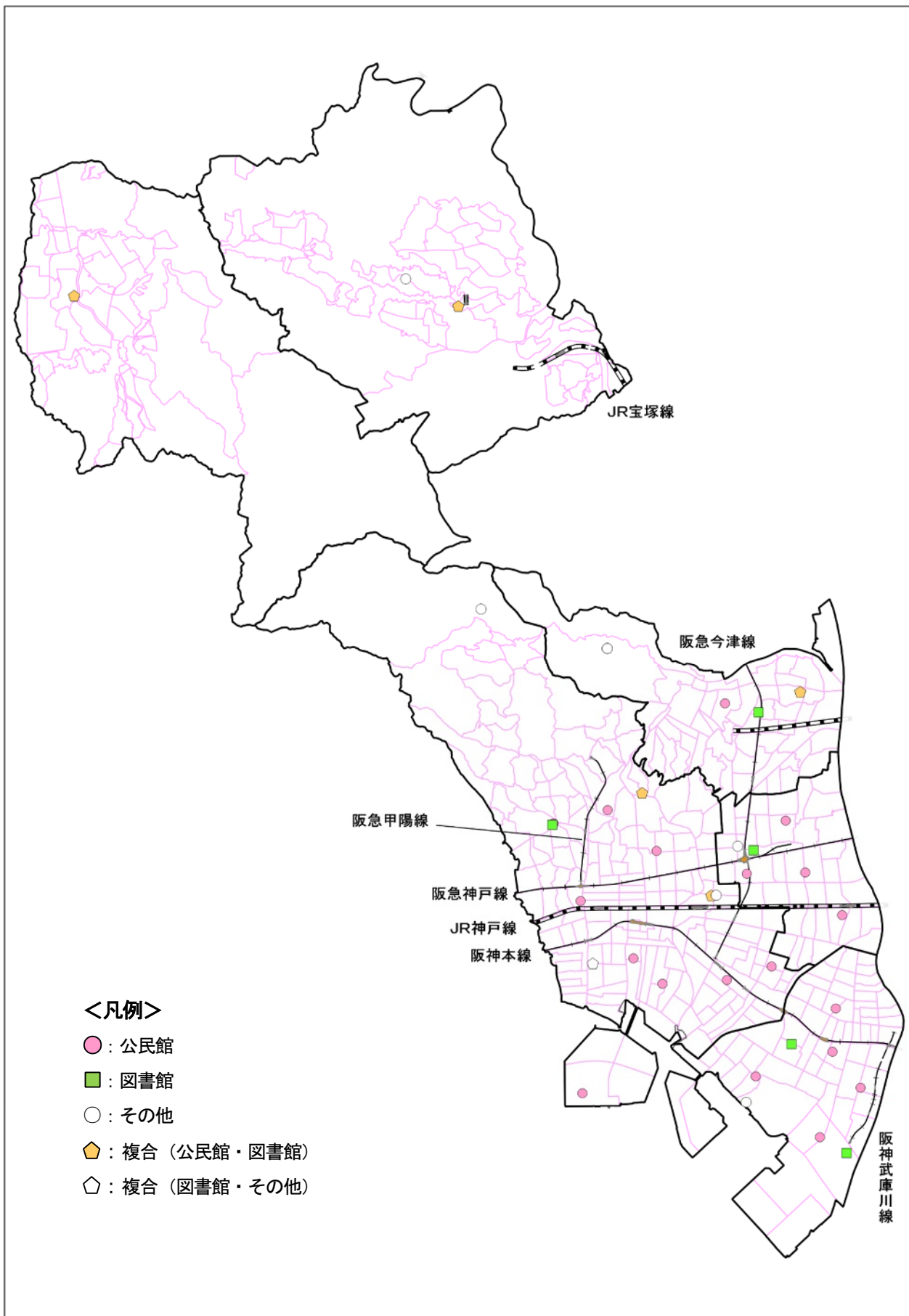
3) その他（甲山自然環境センター、山東自然の家、郷土資料館等）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 甲山自然環境センターのうち、キャンプ場については、幼児など幅広い層の利用を促すため、トイレの洋式化などを検討します。 環境学習施設（甲山自然環境センター・甲子園浜自然環境センター・環境学習サポートセンター）は、自然系、生活系、歴史・文化系の環境学習をサポートできる施設とのネットワーク化により、イベントなどで連携し、施設の利用者の増加を図ります。 市立郷土資料館は、西宮に関する歴史学習等の情報収集の拠点として、市民や学校団体の歴史や文化財の学習を今後もサポートします。郷土史の調査研究を進め情報の更新を図るとともに、市内の博物館や学校団体と連携することで、施設の利用者の増加を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習施設（甲山自然環境センター・甲子園浜自然環境センター・環境学習サポートセンター）は、環境基本条例に基づき整備された施設で、民間における類似施設はなく、今後も有効活用に努めます。 多額の費用が必要となる更新や、老朽化等による大規模修繕の際には、利用者数や求められる役割の変化に応じて規模および運営形態の見直しを行います。 山東自然の家は、市内全小学校が実施する自然学校の拠点施設として施設の利用満足度を高めます。 市立郷土資料館及び名塩和紙学習館は、西宮地方の歴史と文化財を実物資料で学習でき市内唯一の歴史博物館であり、博物館法に基づく登録博物館（平成 25 年登録）です。今後も特定社会教育機関として、有効活用に努めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者や、施設管理を委託している NPO 法人との事務協議や、現地調査により設備の状況の把握に努めます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 甲山自然環境センターは、山林に囲まれた施設であるため、土砂の流出対策や、防災対策を検討します。また、周囲ではカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害などが近年発生しており、施設の安全な利用を図るため、枯れ木の伐採など付随山林の適切な管理を行います。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 甲山自然環境センターのうち、甲山自然の家は平成 28 年度末に耐震補強工事が完了しています。
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者や、施設管理を委託している NPO 法人と連携し、施設の現状把握に努め、計画的に維持管理を行います。

図表 3.1.9 社会教育関連施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
社会教育関連施設（45 施設）			
公民館（24 施設）			
1	中央公民館	高松町 4-8	ブレラにしのみや内
2	鳴尾公民館	鳴尾町 1 丁目 8-2	
3	鳴尾東公民館	東鳴尾町 1 丁目 9-1	
4	南甲子園公民館	甲子園九番町 15-40	
5	今津公民館	今津水波町 9-28	
6	山口公民館	山口町下山口 4 丁目 1-8	山口センター4 階
7	上甲子園公民館	甲子園口 3 丁目 9-26	西宮市役所上甲子園市民サービスセンター、共同利用施設上甲子園センター併設
8	大社公民館	柳本町 1-37	大社幼稚園併設
9	甲東公民館	上甲東園 2 丁目 11-60	甲東デイサービスセンター併設
10	塩瀬公民館	名塩新町 1	塩瀬センター内
11	春風公民館	甲子園春風町 2-21	西宮支援学校併設
12	夙川公民館	羽衣町 1-39	
13	浜脇公民館	浜脇町 5-14	
14	用海公民館	石在町 10-21	用海保育所併設
15	学文公民館	学文殿町 2 丁目 4-24	
16	若竹公民館	西福町 15-12	若竹生活文化会館内
17	瓦木公民館	瓦林町 8-1	西宮市役所瓦木支所併設
18	段上公民館	段上町 2 丁目 10-3	中央図書館段上分室併設
19	高須公民館	高須町 2 丁目 1-35	高須市民センター内
20	神原公民館	神原 6-11	神原市民館併設
21	越木岩公民館	樋之池町 5-29	西宮市役所市民課 越木岩分室、越木岩老人いこいの家併設
22	高木公民館	高木東町 15-10	瓦木消防署併設
23	上ヶ原公民館	六軒町 1-32	中央図書館上ヶ原分室併設
24	西宮浜公民館	西宮浜 4 丁目 13-1	西宮市貝類館、西宮市役所市民課 西宮浜分室併設
図書館（11 施設）			
1	中央図書館	川添町 15-26	教育文化センター内
2	北部図書館	名塩新町 1	塩瀬センター2 階
3	鳴尾図書館	甲子園八番町 1-20	
4	北口図書館	北口町 1-2	アクタ西宮東館 5 階
5	中央図書館越木岩分室	樋之池町 5-31	越木岩公民館南隣
6	中央図書館段上分室	段上町 2 丁目 10-3	段上公民館併設
7	中央図書館上ヶ原分室	六軒町 1-32	上ヶ原公民館併設
8	中央図書館甲東園分室	甲東園 3 丁目 2-29	アプリ甲東 5 階
9	中央図書館高須分室	高須町 1 丁目 7-91	高須デイサービスセンター2 階
10	中央図書館山口分室	山口町下山口 4 丁目 1-8	山口センター3 階
11	中央図書館若竹分室	西福町 15-12	若竹生活文化会館内
その他（10 施設）			
1	教育委員会神祇官分室（旧総合教育センター）	神祇官町 2-6	
2	山東自然の家	朝来市山東町粟鹿 2179	市外施設
3	甲山自然の家	甲山町 67	
4	甲山自然学習館	甲山町 67	
5	甲山キャンプ場	甲山町 67	
6	社家郷山キャンプ場	越水字社家郷山 1-119	
7	甲子園浜自然環境センター	枝川町 19-10	共同利用施設浜甲子園センター南隣
8	環境学習サポートセンター	甲風園 1 丁目 8-1	コープこうべゆとり生活館アミ 1 階
9	郷土資料館	川添町 15-26	教育文化センター内
10	分館名塩和紙学習館	名塩 2 丁目 10-8	郷土資料館分館

図表 3.1.10 社会教育関連施設位置図



3.1.3 運動施設

(1) 主な施設の概要

運動施設には、体育館と屋外運動施設が該当します。

運動施設のうち建築物についての延床面積や維持管理経費は図表 3.1.11、運動施設数については図表 3.1.12 に示しています。また、運動施設の一覧は図表 3.1.14 (P.47) に示す通りです。

図表 3.1.13 は、運動施設のうち建築物がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。運動施設は昭和 56 年度から平成 2 年度の 10 年間に数多く建築されており、全体の約 48% を占めています。この時期には「浜甲子園体育館 (2,920.49 m²)」が建築されており、最も古い体育館は昭和 40 年建築の中央体育館 (4,632.51 m²) となっています。中央体育館については、西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業にもとづき建替えを予定しています。

図表 3.1.11 運動施設（建築物）の概要（令和 3 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
運動施設 (建築物)	15	25,620.85	189,711,209	—
合計	15	25,620.85	189,711,209	—

※屋外運動施設の維持管理経費を含むため、延床面積で除した単価は表示しておりません。

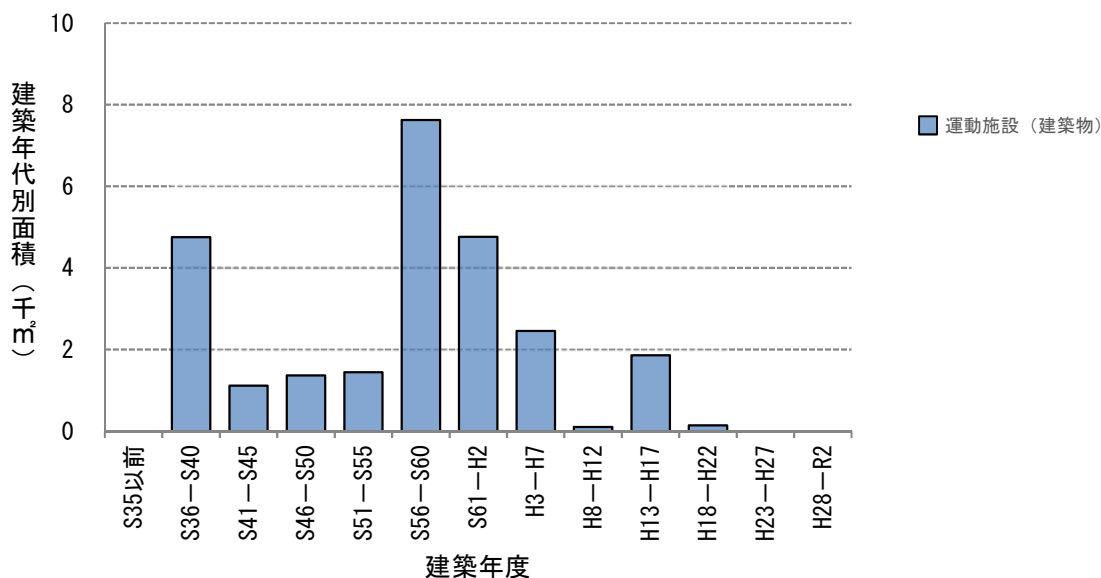
図表 3.1.12 運動施設の内訳（令和 3 年 3 月 31 日時点）

	種別	箇所数 (箇所)	令和 2 年度実績	
			団体利用件数 (件)	年間利用者数 (人)
運動施設 (建築物)	体育館 (会議室等含む)	10	58,041	475,811
	屋外運動施設附属建築物	5	—	—
屋外運動 施設	陸上競技場	1 (1 面)	909	31,056
	多目的グラウンド・運動場	6 (8 面)	3,258	131,426
	テニスコート	6 (34 面)	19,054	127,532
	野球場	7 (9 面)	2,010	79,061
	屋外プール	1	—	15,822

※令和 2 年度の利用実績は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少があった。

※労政課所管の勤労者体育館と、スポーツ推進課所管の体育館 9 館は、利用実績の算出方法が異なります。

図表 3.1.13 建築年代別面積（運動施設（建築物））（令和3年3月31日時点）



1) 運動施設

・ 体育館

体育館 10 館のうち 9 館は、スポーツやレクリエーションの推進と心身の健全な発達を促進することを目的として、その活動場所とするために設置されています。残る 1 館は勤労者体育館として、市内に在住、または在勤する勤労者等がより豊かな勤労生活を送ることができるよう、また、市民の健康増進を図るために設置されています（令和4年4月1日より労政課からスポーツ推進課へ移管し、松原体育館に名称変更）。

令和2年度に体育館等の屋内施設を利用した人は、延べ約 52 万人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少がありました（令和元年度の利用者数は延べ約 67 万人）。

体育館 10 館のうち、建築後 50 年以上経過している施設が 2 館、40 年以上 50 年未満が 1 館、30 年以上 40 年未満が 5 館、20 年以上 30 年未満が 1 館、10 年以上 20 年未満が 1 館となっており、計画的かつ効率的に修繕を行う必要があります。

・ 屋外運動施設

令和2年度に野球場等（プール含む）の屋外運動施設を利用した人は、延べ約 38 万人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少がありました（令和元年度の利用者数は延べ約 48 万人）。

屋外運動施設として管理対象となるのは、管理棟・フェンス・観覧席・照明設備・プール施設及びびろ過機等付帯設備などがあります。老朽化の度合いは施設やそこに付設されている設備によって異なり、体育館同様計画的かつ効率的に修繕を行う必要があります。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

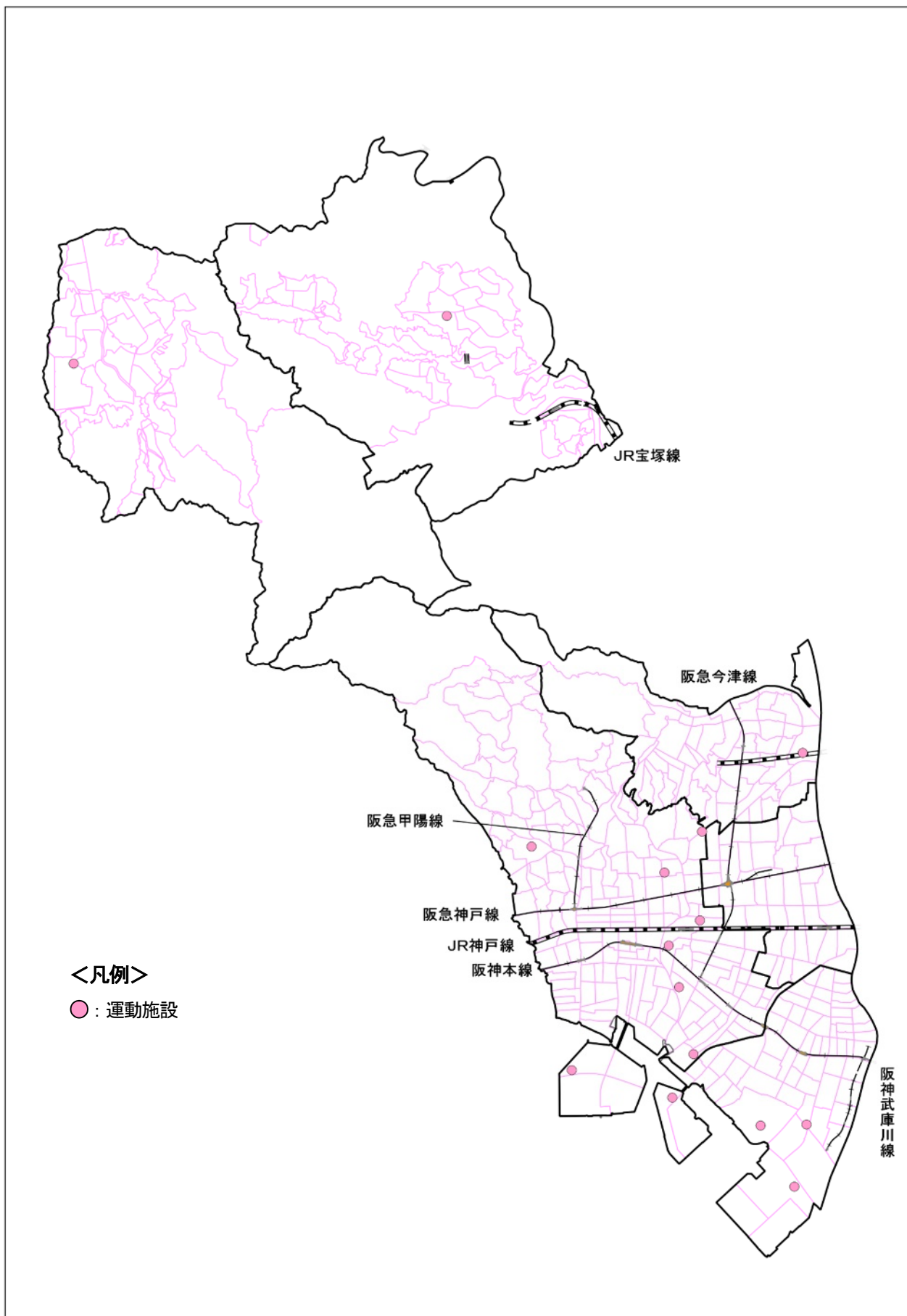
1) 運動施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 屋内施設の収入割合の底上げを図るとともに、営利目的使用の許可、料金改定及び減免制度の見直しを核とした受益者負担の適正化などの諸施策の実施により、コストの低減に努めます。 指定管理者制度を導入している施設においては、管理者のノウハウ等を活用した維持管理に努め、全体としての維持管理経費削減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を受けて、ニュースポーツ競技等、各スポーツに対する市民の関心が高まる中、地域スポーツの受け皿として利用者満足度の向上に努め、稼働率の向上を目指します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市民スポーツを推進する役割を今後も果たしていく中で、人口減や高齢化社会など将来的な要素やそれによって予測される需要などを考慮に入れながら、市内のみならず隣接市町を含めた施設の適正量を見極め、施設の統廃合・再編を検討します。その際には、収支面・受益者負担の観点からも、市立スポーツ施設の持続可能性を精査して実施します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入している施設においては、指定管理者のノウハウを活用し、早期に危険箇所等の発見に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 体育館は全て現行の耐震基準を満たしています。 非構造部材の耐震化について、今後検討・着手していきます。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 多額の費用が必要となる更新や老朽化等による大規模修繕の際には、施設の集約化（統合）や廃止を含めて検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 所管課及び指定管理者を中心に、効率的な施設管理を遂行します。

図表 3.1.14 運動施設（建築物）一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
運動施設（15施設）			
運動施設（15施設）			
1	中央体育館・武道場	河原町 1-16	
2	中央体育館分館	神祇官町 2-6	
3	今津体育館	今津真砂町 1-4	
4	鳴尾体育館	上田西町 4-43	
5	甲武体育館	上大市 5丁目 15-25	
6	北夙川体育館	樋之池町 11-33	
7	塩瀬体育館	東山台 5丁目 10-1	
8	浜甲子園体育館	枝川町 20-15	
9	流通東体育館	山口町阪神流通センター 1丁目 5-1	
10	松原体育館（旧勤労者体育館）	松原町 2-41	サン・アビリティーズにしのみや、 令和4年度よりスポーツ推進課へ移管
11	鳴尾浜臨海野球場・テニスコート	鳴尾浜 1丁目 5-2	
12	津門野球場	津門住江町 3	
13	甲子園浜野球場	甲子園浜 2丁目 7	
14	能登運動場	能登町 14-26	
15	西宮浜多目的人工芝グラウンド	西宮浜 3丁目	

図表 3.1.15 運動施設位置図



3.1.4 文化施設

(1) 主な施設の概要

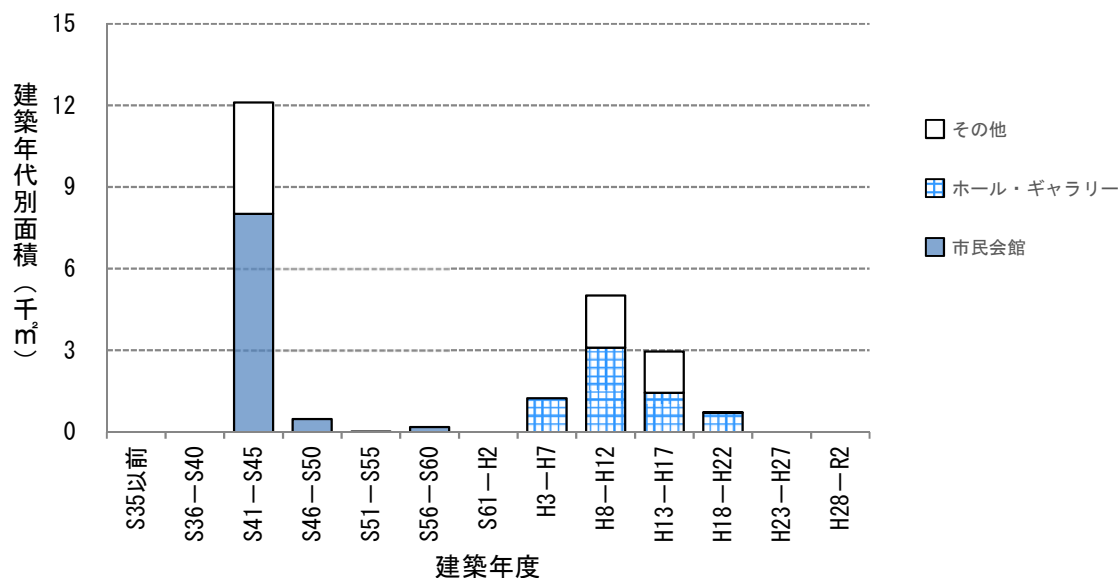
文化施設には、市民会館、ホール、ギャラリーなどが該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.16、また、各施設の一覧は図表 3.1.18(P.52)に示す通りです。

図表 3.1.17 は、文化施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。文化施設の建築年代別面積を見ると、昭和 41 年度から 45 年度の 5 年間に数多く建築されており、この時期に「西宮市民会館（建築当初面積 8,014.65 m²）」が建築されています。建築後 30 年を経過した施設が全体の約 55%を占めていることから、老朽化等への対応を考える必要があります。

図表 3.1.16 文化施設の概要（令和 3 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
市民会館	1	8,680.89	71,135,876	8,195
ホール・ギャラリー	9	6,485.09	127,024,160	19,587
その他	6	7,552.04	99,184,859	13,134
合計	16	22,718.02	297,344,895	13,089

図表 3.1.17 建築年代別面積（文化施設）（令和 3 年 3 月 31 日時点）



1) 市民会館

「西宮市民会館」は、市民の文化芸術の拠点として、利用しやすく親しみやすい施設となることを目指して昭和 42 年に設置した文化施設で、大小様々な多目的会議室を 12 室備えています。

建築後 54 年が経過していますが、法規制や建物構造上の問題から、一定規模以上の改修や増築を行うことが困難な状況です。市の文化振興の拠点として、これからも市民のニーズに対応するために、機能の維持を図っていく必要があります。

2) ホール・ギャラリー

市内には1,180席の「アミティ・ベイコムホール」をはじめ、ホール施設が5施設あり、様々な文化活動や催事に利用されています。市南部地域に定員300人程度のホールが3つありますが、固定席型、オープンプロアとの併用型とそれぞれ設備仕様が異なり、多様なニーズに対応でき、交通至便であることから高い利用率となっています。一方、市北部地域の山口ホールの利用率は4割程度となっています。

ギャラリー等も市内に5施設あり、文化芸術の振興と向上に貢献しています。市立ギャラリーの利用率は、北口ギャラリーは8割から9割、市民ギャラリーは4割から5割となっています。

3) その他（西宮市貝類館、勤労会館など）

「西宮市貝類館」は、貴重な学術資料を保管・展示する貝類分野専門の博物館で、平成11年5月に開館しました。令和2年度に訪れた年間利用者数は9,118人となっており、そのうち3,997人が社会見学等で訪れた児童等、子どもの利用者となっています。

「勤労会館」は、昭和42年に勤労者の教養、文化及び福利厚生等の向上を図るための施設として設立されました。

また、勤労者が日常の職業生活で抱える様々な問題や勤労者の人権に係る問題などの相談場所としての役割も果たしています。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 市民会館 2) ホール・ギャラリー

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な使用料改定による受益者負担の適正化、及び稼働率の向上によるコストの低減に努めます。 指定管理者のノウハウを活かして維持管理を行うことにより、コストの節減に努めます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館は、老朽化による施設設備の陳腐化が顕著であるため、安定的に市民が利用できるよう、改修工事による機能の維持を検討します。 ホール・ギャラリーは、公共又は民間との複合施設であるため、各区分所有者や管理組合等と協議しながら、可能な範囲で専有部の施設設備の改修を行い、利用者満足度の向上に努めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 隣接自治体及び民間を含めたホール・ギャラリーの適正量を見極め、管理運営コストの観点からも、施設の数量、配置の適正化を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入しており、指定管理者のノウハウを活用する等、効果的な維持管理に努めます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施設について、現行の耐震基準を満たしています。 非構造部材の耐震化に努めます。

長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館は、法規制や建物構造上の問題から、施設のバリアフリー化が困難な状況ではありますが、市民が利用しやすい施設となるよう、可能な範囲で対応を検討します。 ホール・ギャラリーは、公共又は民間との複合施設であるため、各区分所有者や管理組合等と協議しながら、対応を検討します。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ホールやギャラリーといった文化施設は特殊な設備が数多く設置されており、耐用年数や技術革新に応じた改修工事を計画的に実施していく必要があることから、設備改修実績に関する情報を適切に蓄積するとともに、指定管理者とも連携して適切な施設管理を行います。

3) その他（西宮市男女共同参画センター ウェーブ、西宮市貝類館、など）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。
品質について	
供給について	
マネジメントの実施方針	
<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。 	

・ 勤労会館、勤労青少年ホーム

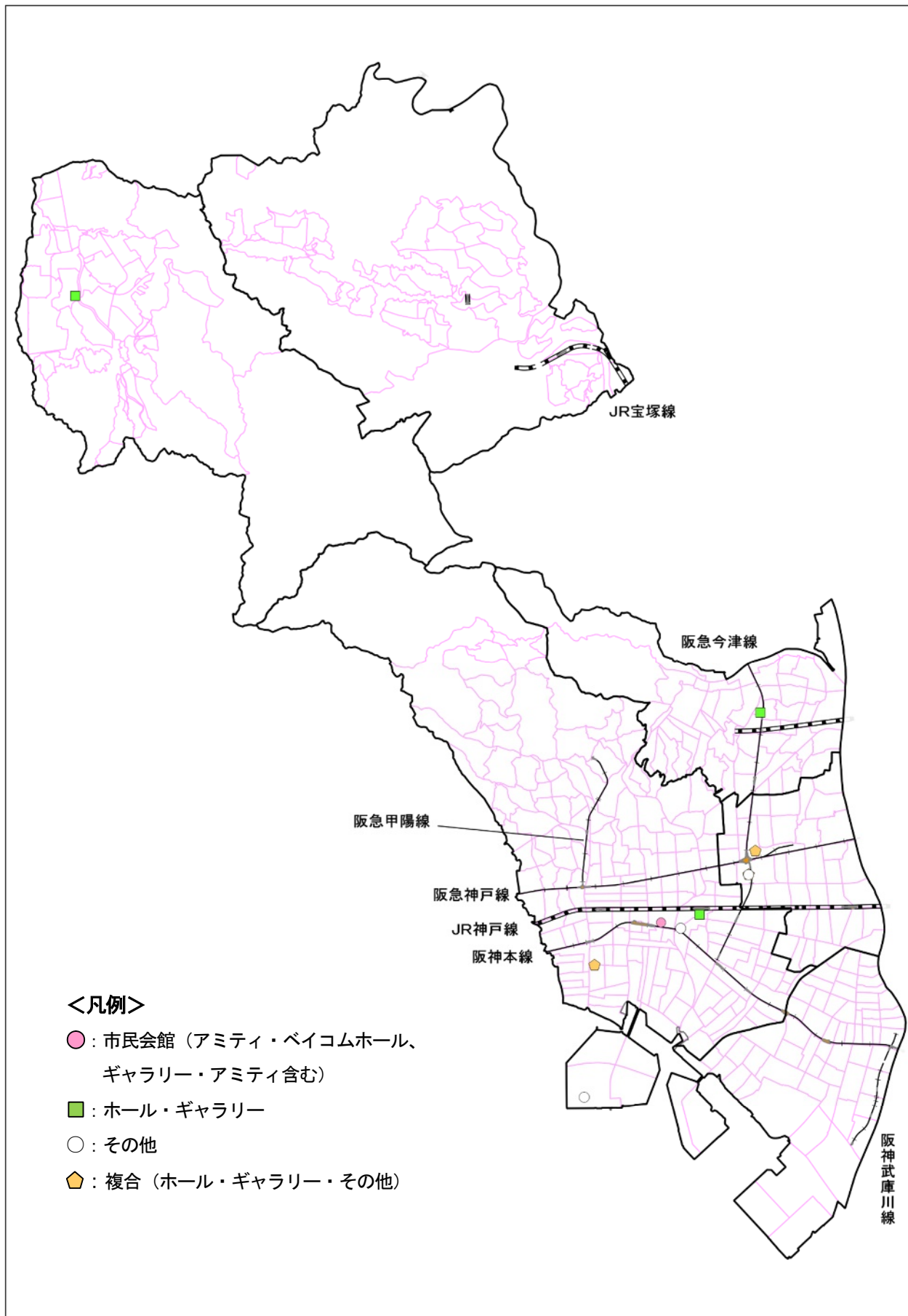
財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 勤労会館は昭和42年の建設から54年、勤労青少年ホームは昭和46年の建設から50年が経過し、一層老朽化が進んでいるため、今後の施設のあり方について検討していく必要があります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 勤労青少年ホームは、雨漏り、トイレの排水不良、漏水など老朽化が進んでいるため、市民利用施設として、安全な施設運営が困難になりつつあり、用途変更等の検討も必要であると考えます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	

耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市民会館と貸室機能を統合し、労働施策推進の拠点機能のほか多目的に利用できる貸館施設として西宮市役所池田庁舎（旧上下水道局庁舎）に機能を移転します。現在の勤労会館、勤労青少年ホームは、解体する予定です。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

図表 3.1.18 文化施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
文化施設（16施設）			
市民会館（1施設）			
1	西宮市民会館	六湛寺町10-11	
ホール・ギャラリー（9施設）			
1	アミティ・ベイコムホール	六湛寺町10-11	西宮市民会館併設
2	ギャラリー・アミティ	六湛寺町10-11	西宮市民会館併設
3	西宮市フレンテホール	池田町11-1	フレンテ西宮5階
4	西宮市プレラホール	高松町4-8	プレラにしのみや5階
5	市民ギャラリー	川添町15-26	教育文化センター2・3階
6	北口ギャラリー	北口町1-2	アクタ西宮東館6階
7	西宮市甲東ホール	甲東園3丁目2-29	アプリ甲東4・5階
8	西宮市山口ホール	山口町下山口4丁目1-8	山口センター1階
9	ギャラリーフレンテ	池田町11-1	フレンテ西宮4階
その他（6施設）			
1	西宮市男女共同参画センター ウェーブ	高松町4-8	プレラにしのみや4階
2	西宮市貝類館	西宮浜4丁目13-4	西宮浜公民館、西宮市役所市民課 西宮浜分室併設
3	西宮市平和資料館	川添町15-26	教育文化センター1階
4	勤労会館	松原町2-37	
5	勤労青少年ホーム	松原町2-37	
6	西宮市大学交流センター	北口町1-2	アクタ西宮東館6階

図表 3.1.19 文化施設位置図



3.1.5 保健・福祉施設

(1) 主な施設の概要

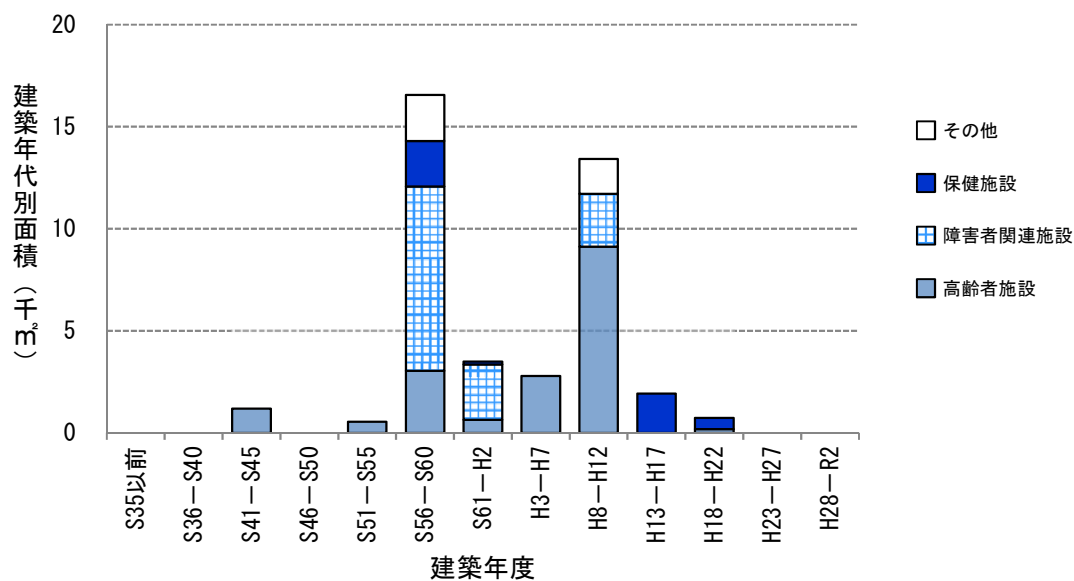
保健・福祉施設には、高齢者施設、障害者関連施設、保健施設などが該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.20、また、各施設の一覧は図表 3.1.22 (P. 62) に示す通りです。

図表 3.1.21 は、保健・福祉施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。保健・福祉施設は昭和 56 年度から 60 年度の 5 年間と平成 8 年度から 12 年度の 5 年間に数多く建築されており、昭和 59 年度に「総合福祉センター (9027.33 m²)」が、平成 8 年度に「すこやかケア西宮 (5,947.32 m²)」が建築されています。

図表 3.1.20 保健・福祉施設の概要 (令和 3 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
高齢者施設	20	17,488.44	52,251,117	2,988
障害者関連施設	5	14,335.57	118,896,265	8,294
保健施設	5	4,843.73	76,525,390	15,799
その他	2	3,973.21	43,944,643	11,060
合計	32	40,640.95	291,617,415	7,175

図表 3.1.21 建築年代別面積 (保健・福祉施設) (令和 3 年 3 月 31 日時点)



1) 高齢者施設

高齢者施設は、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」に従って施策を進めています。

「老人いこいの家」は、高齢者に健全な娯楽及び休息の場を提供し、高齢者の心身の健康の増進に寄与することを目的に設置しています。市内には22ヶ所の「老人いこいの家」があり、そのうち8ヶ所が市所有の施設となっており、今津二葉老人いこいの家は建築後44年が、鳴尾北老人いこいの家は建築後37年が経過しています。

「デイサービスセンター」は、市内に7ヶ所あります。現在多くの利用者がおり、今後もサービスを継続して実施する方針です。市立デイサービスセンターについては開設当初は措置制度であったため市が利用決定を行っており、利用可能な施設を充実させるためにも存在意義は大きかったと言えます。しかしながら、平成12年度に介護保険制度が導入された後、民間事業者が多数参入し、現在市内にあるデイサービスセンターは量的に充足していることから市立施設としての存在意義がなくなったため、26年度より指定管理者による管理を廃止し、指定管理者となっていた法人へ建物を無償貸与する形態に変更しています。

「すこやかケア西宮」は、市立介護老人保健施設で、老人の健康の保持及び福祉の増進を図るために設置されており、建築後24年が経過しています。

「老人福祉センター」は、高齢者の生きがいづくり、社会参加を図ることを目的に設置しており、建築後44年が経過しています。

「寿園」は、唯一の市立養護老人ホームであり、虐待等を理由とした高齢者の緊急受入も行っており、建築後38年が経過しています。

2) 障害者関連施設

障害者関連施設は、「西宮市障害福祉推進計画」に従って施策を進めています。

「総合福祉センター（視覚障害者図書館を含む）」は、障害のある人の社会参加を促進し、市民の福祉の増進を図る目的で設置されており、障害のある人が利用する総合的かつ核となる施設です。新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、利用制限を設けているため、利用者は減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前は、年間11万人の利用者があり、プール・集会室のニーズが高い傾向にあります。また、建築後36年が経過しており、計画的な修繕を行う必要があります。

「障害者通所施設等」は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人を対象に自立に向けての支援や授産活動の指導などを行っています。現在、民間施設が多く供給されるなか、市が主体となって設置する意義は低下しています。公設民営施設であった名神あけぼの園及び武庫川すずかけ作業所は、平成25年度末に市立施設としての位置づけを廃止し、施設を無償貸与する形態へと変更しています。

3) 保健施設（保健福祉センター）

「保健福祉センター」は、市内に「中央・北口・山口・鳴尾・塩瀬」の5箇所があり、各種健診事業を実施する施設として、地域保健における中心的な役割を果たしています。

北口保健福祉センターは利用者数が増加しており、乳幼児健診をはじめとする事業実施時は混雑しています。また、塩瀬保健福祉センターは部屋数が少なく、広さも十分でないため、乳幼児健診は公民館で実施しています。

「中央・北口」は民間複合ビルに入っており、それぞれ建築後35年、19年が経過しています。「山口・鳴尾・塩瀬」は、支所との複合施設であり、それぞれ建築後12年、42年、30年が経過しています。

4) その他（若竹生活文化会館、芦乃湯会館）

「若竹生活文化会館」は、社会福祉法に規定された隣保館として、その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うことをその目的とし、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして設置しています。また、「若竹公民館」「中央図書館若竹分室」との複合施設となっております。

また、令和3年4月より、会館内に人権教育推進課と西宮市人権・同和教育協議会事務局が移転し、人権教育等を行っています。

「芦乃湯会館」は、市民相互の交流及び健康の増進を図るために設置された共同浴場・集会施設等からなる複合施設です。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 高齢者施設

・老人いこいの家

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市内には22ヶ所の老人いこいの家があり、また老人いこいの家に比べて設置基準が緩和された老人専用集会室も10ヶ所あります。施設の利用状況や地域の状況等を踏まえつつ、今後の適正量について検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	

統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 地域の状況を踏まえつつ、施設のあり方について検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 複合施設については他の所管課と連携しながら、管理体制の強化を図ります。

・ デイサービスセンター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 建物を無償貸与していますが、修繕については基本的に運営法人負担とし、施設に関する維持管理経費を縮減しています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や市民館との複合施設となっているデイサービスセンターについては、「中長期修繕計画」に基づき、計画的な修繕を行います。 点検により指摘があった事項について修繕を行うよう運営法人に指導します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 市の施設との複合施設でないデイサービスセンターについては運営法人に修繕計画を提出させ、計画的な修繕の実施を図ります。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 運営法人には、点検・診断等において不具合が発見された場合は迅速に対応し、報告するよう求めています。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の複合化や再編について、今後対応策を検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 運営法人が施設を適正に管理しているかについて、修繕計画書等で市が確認する体制を取ります。 施設の老朽化に伴う更新や施設の譲渡等について、所管課と福祉施設の整備に関わる課等が連携して対応する体制を構築します。

・ すこやかケア西宮

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 日常維持管理業務を効果的に実施し、維持管理経費の縮減を図るよう指定管理者に指導します。 民間への施設の無償貸与等を検討します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

供給について	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設については、民間事業者の参入により十分な充足が図られているため、市立老人保健施設の存在意義について見直しを検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な修繕については市が、大規模な修繕以外については指定管理者が行います。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断等において不具合が発見された場合は、迅速に対応するよう指定管理者に指導します。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 民間への施設の無償貸与等を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> すこやかケア西宮の4・5階部分については中央病院の寮となっているため、中央病院移転後の施設管理について、中央病院ほか関係課と連携を図ります。

・老人福祉センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務を効果的に実施し、維持管理経費の縮減を図るよう指定管理者に指導します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な需要と地域の状況を踏まえつつ、施設の再配置について検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 中長期修繕計画に基づき、大規模修繕は市が、施設維持管理の軽微な修繕は指定管理者が計画的に実施します。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断等において不具合が発見された場合は、迅速に対応するよう指定管理者に指導します。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	

統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 地域の状況を踏まえつつ、施設のあり方について検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

・ 寿園

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 現時点においては市営養護老人ホームとして適正な規模を有していると考えますが、今後は入所者数や求められる役割の変化に応じて、規模等の見直しを検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度中に養護老人ホームを併設する特別養護老人ホームの運営事業者を選定し、その後、民設民営による施設を現中央病院跡地に整備着手予定。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

2) 障害者関連施設

・ 総合福祉センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に修繕や更新を行い、費用の分散・平準化に努めます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 福祉拠点として、さらに機能を充実させていく考えです。 他の施設との連携を検討するなど、サービスの充実を目指します。

マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 修繕・改修項目の集約による効果的な工事の実施を検討します。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 施設のユニバーサルデザイン化について、検討を進めます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 統合や廃止は検討しておらず、福祉拠点として、さらなる機能の充実に努めます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と協力体制を構築するとともに、施設マネジメント担当とも連携し、総合的かつ計画的な管理に努めます。

・障害者通所施設等

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理経費については、原則として施設の借主である法人負担とします。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 施設を運営管理する法人に対し、長寿命化、安全管理、機能の充実など施設の品質を維持向上するよう協力を求めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設が多く供給されるなか、市が主体となって設置する意義は低下しており、法人への譲渡等の対応を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の無償使用者の義務負担として法人が責任を持って点検・診断等を実施していきます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 法人への無償貸与を行っている施設の維持管理・修繕の実施について、原則法人負担とします。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 無償貸与している施設については、定期的に建物診断を実施することを法人に促し、安全確保に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 昭和58年以降の建築物であり、現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化・長寿命化につながる管理運営をするよう法人に協力を求めます。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン化について、可能な限り進めていくよう法人に協力を求めます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有が市ではないものも含まれるため現時点で具体的な方策を示すことは困難な状況ですが、今後対応策を検討していきます。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使用者は、法人（民間）であり、法人との官民連携により、施設がより効果的に機能するよう協議を進めます。
------------------------------	---

3) 保健施設

・ 保健福祉センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設に入っている施設については、その施設の計画に合わせて修繕していきます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市内に5カ所あり、中央・北口・山口・鳴尾・塩瀬とバランス良く分散して配置されています。 北口・鳴尾・塩瀬は広さや部屋数等が不足しており、事業実施時には他の施設を利用するなど、効率的な実施・安全の確保に努めます。
マネジメントの実施方針	
<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。 	

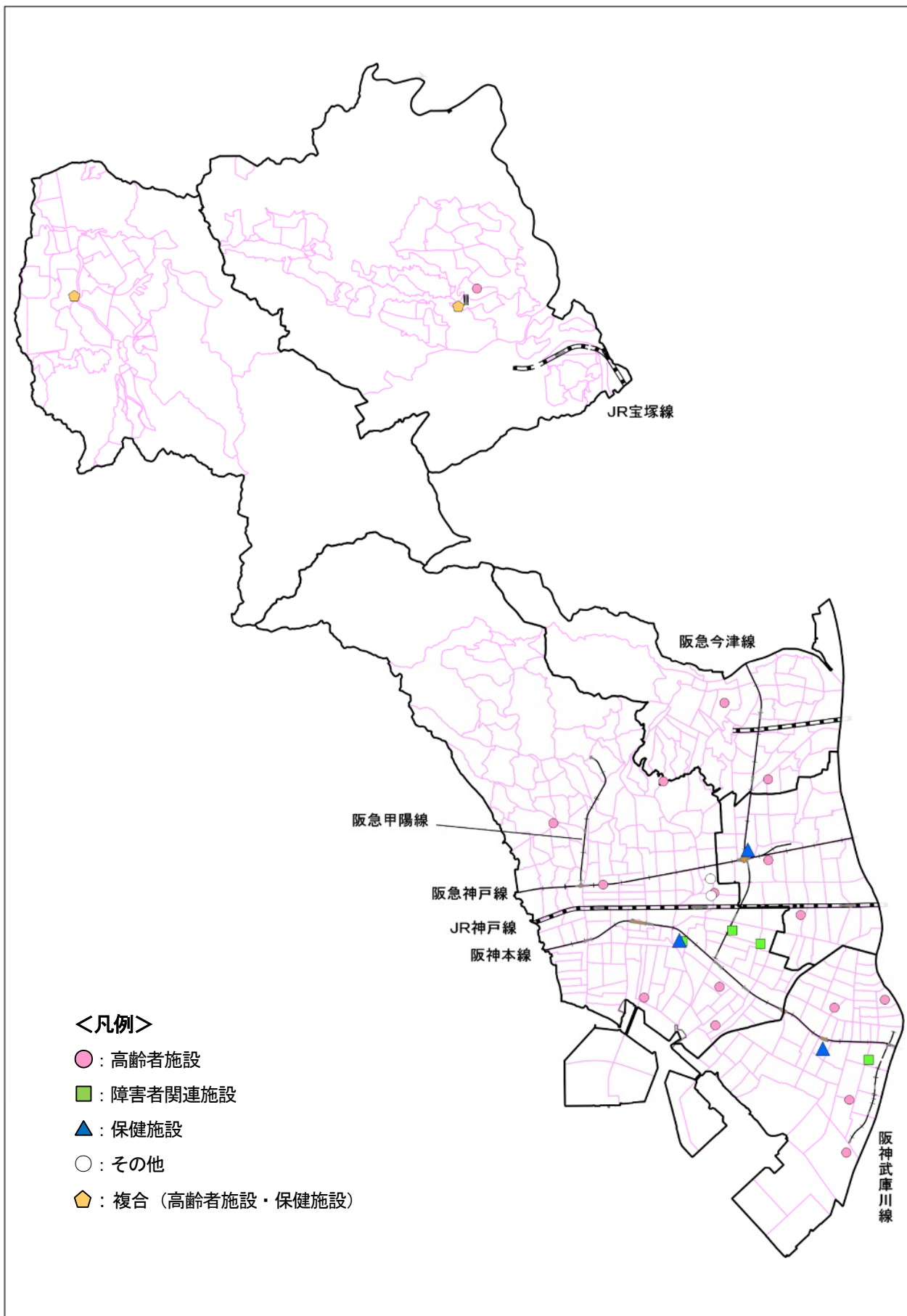
4) その他（若竹生活文化会館、芦乃湯会館）

<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

図表 3.1.22 保健・福祉施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
保健・福祉施設（32施設）			
高齢者施設（20施設）			
1	今津二葉老人いこいの家	今津二葉町4-49	
2	塩瀬老人いこいの家	名塩新町1	塩瀬センター2階
3	夙川老人いこいの家	若松町5-1	
4	鳴尾北老人いこいの家	学文殿町2丁目4-29	
5	山口老人いこいの家	山口町下山口4丁目1-8	山口センター2階
6	高須デイサービスセンター	高須町1丁目7-91	中央図書館高須分室併設
7	安井デイサービスセンター	安井町2-4	令和元年度末廃止、安井市民館併設
8	甲子園口デイサービスセンター	甲子園口6丁目6-20	甲子園口市民館併設
9	小松デイサービスセンター	小松東町1丁目3-10	
10	甲東デイサービスセンター	上甲東園2丁目11-60	甲東公民館併設
11	浜脇デイサービスセンター	久保町14-12	
12	芦原デイサービスセンター	芦原町1-20	
13	今津南デイサービスセンター	今津巽町7-10	
14	寿園	上ヶ原八番町1-10	
15	すこやかケア西宮	林田町7-17	
16	鳴尾老人福祉センター	上田中町2-7	
17	福祉会館	津門川町2-28	令和元年度末閉館、解体予定
18	越木岩老人いこいの家	樋之池町5-29	越木岩公民館内
19	北口老人いこいの家	高松町20-20	市民交流センター内
20	東山台老人いこいの家	東山台1丁目106-2	ナシオンホール内
障害者関連施設（5施設）			
1	名神あげぼの園	津門大筒町2-13	
2	武庫川すずかけ作業所	武庫川町4-1	
3	すずかけ労働センター	上甲子園5丁目9-23	
4	総合福祉センター	染殿町8-17	
5	青葉園	染殿町8-17	総合福祉センター内
保健施設（5施設）			
1	中央保健福祉センター	染殿町8-3	西宮健康開発センター1・2階
2	北口保健福祉センター	北口町1-1	アクタ西宮西館5階
3	山口保健福祉センター	山口町下山口4丁目1-8	山口センター2階
4	鳴尾保健福祉センター	鳴尾町3丁目5-14	鳴尾支所2階
5	塩瀬保健福祉センター	西宮市名塩新町1	塩瀬センター1階
その他（2施設）			
1	芦乃湯会館	森下町8-1	
2	若竹生活文化会館	西福町15-12	若竹公民館、中央図書館若竹分室、人権教育推進課（西同協事務局）併設

図表 3.1.23 保健・福祉施設位置図



3.1.6 児童施設

(1) 主な施設の概要

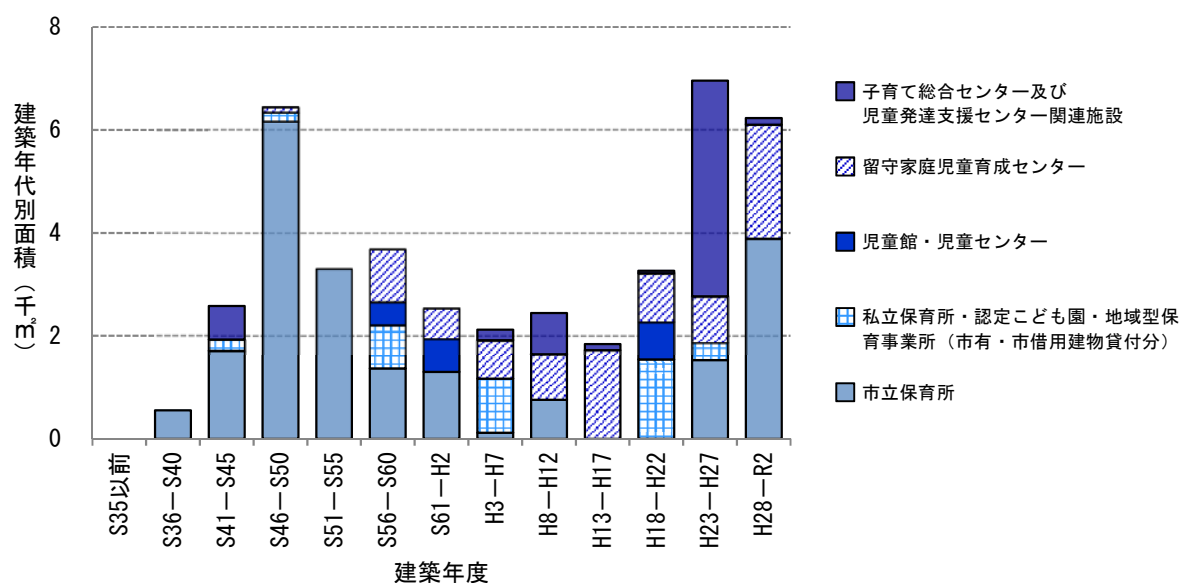
児童施設は、市立保育所、私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所（市有・市借用建物貸付分）、児童館・児童センター、留守家庭児童育成センター、子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設が該当し、それらは、「西宮市子ども・子育て支援プラン」に基づき施策を進めています。それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.24、また、各施設の一覧は図表 3.1.26(P.72)に示す通りです。

図表 3.1.25 は、児童施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。児童施設は昭和 46 年度から 50 年度の 5 年間に数多く建築されています。また、この時期に、市立保育所も多く建築されています。

図表 3.1.24 児童施設の概要（令和 3 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積	維持管理経費（令和 2 年度実績）	
			総額（円）	単価（円/㎡）
市立保育所	23	20,678.42	245,868,208	11,890
私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所 （市有・市借用建物貸付分）	15	4,753.88	18,290,252	3,847
児童館・児童センター	8	1,823.57	19,676,991	10,790
留守家庭児童育成センター	41	9,119.07	28,795,266	3,158
子育て総合センター及び 児童発達支援センター関連施設	7	6,151.88	42,440,028	6,899
合計	94	42,526.82	355,070,745	8,349

図表 3.1.25 建築年代別面積（児童施設）（令和 3 年 3 月 31 日時点）



1) 市立保育所

市立保育所は、保護者の就労や病気などのため、家庭において十分な保育をすることができない乳幼児の心身の健全な発達を図る保育を行い、保育を必要とする児童を持つ世帯を支援するための施設です。令和3年3月1日時点では、全23保育所で2,361人の乳幼児を預かり、充実した保育を提供しています。保育需要は増加傾向にありますが、就学前児童数は減少傾向にあり、保育所の待機児童対策を進めていく上では、将来の保育需要の動向を見据えた取り組みが必要となります。

建築後40年を超える施設が多くある中で、現在は不具合があつてからの事後的修繕が大半を占めており、雨漏り、排水不良、漏水等が生じています。

2) 私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所（市有・市借用建物貸付分）

本市では、待機児童解消のため、賃貸物件等を活用した保育所・認定こども園分園や地域型保育事業所等の整備により入所枠の拡大を進めてきました。その結果、社会福祉法人等へ貸付され、私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所として利用される施設が15施設あります。

私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所として活用できる市有・市借用建物の減少に伴って、供給は減少傾向にあります。

3) 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、児童福祉法第40条に規定する児童福祉施設として、児童に健全で楽しい遊び場を与え、健全育成を行うための施設として設置しています。最近では地域子育て支援の拠点として、子育て中の家庭の支援に力を入れており、乳幼児とその保護者を対象にした講座やイベントも行っています。

児童館・児童センターを利用しにくい地域では、公民館等を利用した移動児童館を実施するなどして補っています。

施設の状況としては、建設年度が昭和40年代～50年代と古い建物が多く、老朽化が進んでいます。

4) 留守家庭児童育成センター

「留守家庭児童育成センター（以下、育成センター）」は保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生（障害のある場合は6年生まで、また、市が指定する育成センターは4年生まで）の児童に、授業の終了後適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るため市が設置している施設です。

市内には41小学校区（義務教育学校区含む）すべてに育成センターがあり、設置形態は、小学校敷地内に単独で設置されるものや、校舎・体育倉庫との複合施設になっているもの、小学校敷地外に設置されているものがあります。

平成24年の児童福祉法の改正により、高学年児童も利用対象になったことや、共働き家庭の増加により今後利用者数の増加が見込まれています。ただし校区によって児童数にばらつきがあり、施設の増設が必要な校区がある一方、小学校内の余裕教室への移行が可能な校区もあります。

施設の状況としては、建築後20年以上経過している施設が複数あります。

5) 子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設

「子育て総合センター」は、少子化や核家族化を背景に、主に乳幼児とその家庭を対象とし、親子同士の交流や保護者の子育てに対する孤独感・不安感・負担感などを軽減するための子育て支援の拠点として、また幼稚園・保育所・関係機関等と十分連携を取りながら、幼児教育・子育て支援の事業を展開することを目的に、平成13年に開設された施設です。

「みやっこキッズパーク」は子供たちが、自然の中で五感を活かし感性と創造性を育むとともに、色々な人との出会いや自然とのふれ合い、仲間作りをしながら社会力を身につけることを目的に、平成15年に開設された子育て総合センターの屋外施設です。

旧「西宮市立わかば園」は昭和42年6月に肢体不自由児のための通園施設として創設され、国に先駆けて肢体不自由児の診察・療育の取組を行ってきました。しかし、老朽化した施設では発達に課題や障害がある子供の支援のためのニーズの高まりへの対応が困難になったため、移転・建替えを行うにあたり、福祉・教育・医療が連携して切れ目のない一貫した支援を行うことを目的として、「旧わかば園」と「西宮市スクーリングサポートセンター」を複合化し、「西宮市立こども未来センター」として平成27年9月に開所しました。

「北山学園」は昭和44年に開設され、知的・発達障害のある就学前の子供を対象に通所療育等を行う施設（児童発達支援センター）です。建築後50年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいます。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 市立保育所

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	・ 子供の安全を最優先として整備していきます。
供給について	・ 現在、保育需要が増大する中、各園では定員を超えた受入れを実施しています。 ・ 教育・保育需要の見通しを踏まえ、今後策定予定の「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づき、施設の適正配置を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	・ 閉園を予定している保育所を除き、令和6年度に耐震化を完了する予定です。
長寿命化・脱炭素化について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	・ 教育・保育需要の見通しを踏まえ、今後策定予定の「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づき、施設の適正配置を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

2) 私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所（市有・市借用建物貸付分）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の維持管理経費は、事業者が負担しています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育ニーズが高い地域に、私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所として利用できる市有・市借用建物がある場合は、子供の安全を最優先に、その活用に向けて検討していきます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育ニーズが高い地域に、私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所として利用できる市有・市借用建物がある場合は子供の安全を最優先に、その活用に向けて検討していきます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用負担については管理区分表を定め、同表に基づき費用負担しています。また、管理区分表に明示されない事項については、双方協議の上決定しています。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保については、貸借人が実施します。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業所の用途で貸付を行っている建物については、耐震化を行った状態で貸付しています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。 ・ 保育需要の今後の推移と耐用年数等を踏まえ、計画的な管理を進めていきます。

3) 児童館・児童センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における児童や乳幼児親子の居場所となっていることから、現在の数量は維持します。 ・ 今後は利用者数や求められる役割の変化に応じて、事業内容や運営形態の見直しを検討します。

マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 併設している他施設と連携を図り、適切な維持管理等に努めます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 地域における児童や乳幼児親子の居場所としての役割を担っており、統合・廃止の予定はありません。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 児童館単独の施設ではないため、併設施設との連携体制の構築を進めます。

4) 留守家庭児童育成センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 学校内の余裕教室や公共施設を利用していくことにより、長期的なコストダウンを図ります。 民設民営の導入やリースによる施設整備を行い、ライフサイクルコストの削減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童や車椅子を使用している児童が快適に利用できるように、多くの施設でバリアフリー化や多目的トイレの整備をしていきます。 手洗い場、トイレの数の不足により運営に支障が出ている施設があり、適正数の基準を作成し、改善していきます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 余裕教室での運営が可能な小学校に関しては、できるだけ小学校内の余裕教室への移行を目指すと共に、リースや公共施設の利用、民設民営施設の推進により総量の縮減を図ります。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化点検を計画的に実施していく方針であり、具体的な方法を検討しています。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
安全確保について	
耐震化について	

長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の余裕教室利用を実施していくことにより、長寿命化を推進していきます。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 今後、余裕教室での運営が可能な小学校に関しては、できるだけ小学校内の余裕教室への移行を目指します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 小学校区（義務教育学校区含む）ごとの中長期的な施設整備計画を策定し、適正管理を進めます。

5) 子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設

・子育て総合センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 今後は利用者数や求められる役割の変化に応じて、規模および運営形態の見直しを検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 市内の子育て支援の中核的施設として、同様の公共施設はなく、統合・廃止の予定はありません。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

・みやっこキッズパーク

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 今後は利用者数や求められる役割の変化に応じて、規模および運営形態の見直しを検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 市内に同様の公共施設はなく、統合・廃止の予定はありません。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

・高木北地域子育て支援施設・今津子育てひろば・香櫨園地域子育て支援施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 利用人数を踏まえると、子育て親子の重要な居場所となっており、現在の数量は維持すべきと考えます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 利用に支障が出ないよう計画的に維持管理・修繕を行います。 大規模改修・更新については、併設の他施設と共同で進めていきます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 本施設については耐震化済みです。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 市内に同様の公共施設はなく、統合・廃止の予定はありません。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による管理を行う施設であるため、指定管理者制度運用方針に従い管理を行います。

・児童発達支援センター（こども未来センター・北山学園）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 旧わかば園は、施設の老朽化と耐震化に課題があったため、移転・建替えるにあたり、「西宮市スクーリングサポートセンター」と複合化し、「西宮市立こども未来センター」として平成27年9月に開所しました。 北山学園は、施設種別の変更（児童発達支援センターへの移行）に伴う機能の拡張や支援ニーズの増加に伴い、各々の機能に見合った適正な施設規模を有していないことから、今後大規模改修を実施する際には、適正規模となるよう見直しを行います。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 心身に障害のある子供の療育施設であるため、利用者の視点に立った安全管理に努めています。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> こども未来センターは、現行の耐震基準を満たしています。 北山学園は昭和44年に建築されていますが、耐震改修工事を行っており、現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> こども未来センターは、福祉・教育・医療が連携して、さまざまな悩みや不安のある子供に対し、切れ目のない一貫した支援を行っていく施設で、基本構想の段階からさまざまな機能を展開することを踏まえた設計が行われています。 北山学園は、今後大規模改修を実施する際には、ユニバーサルデザイン化を図ります。

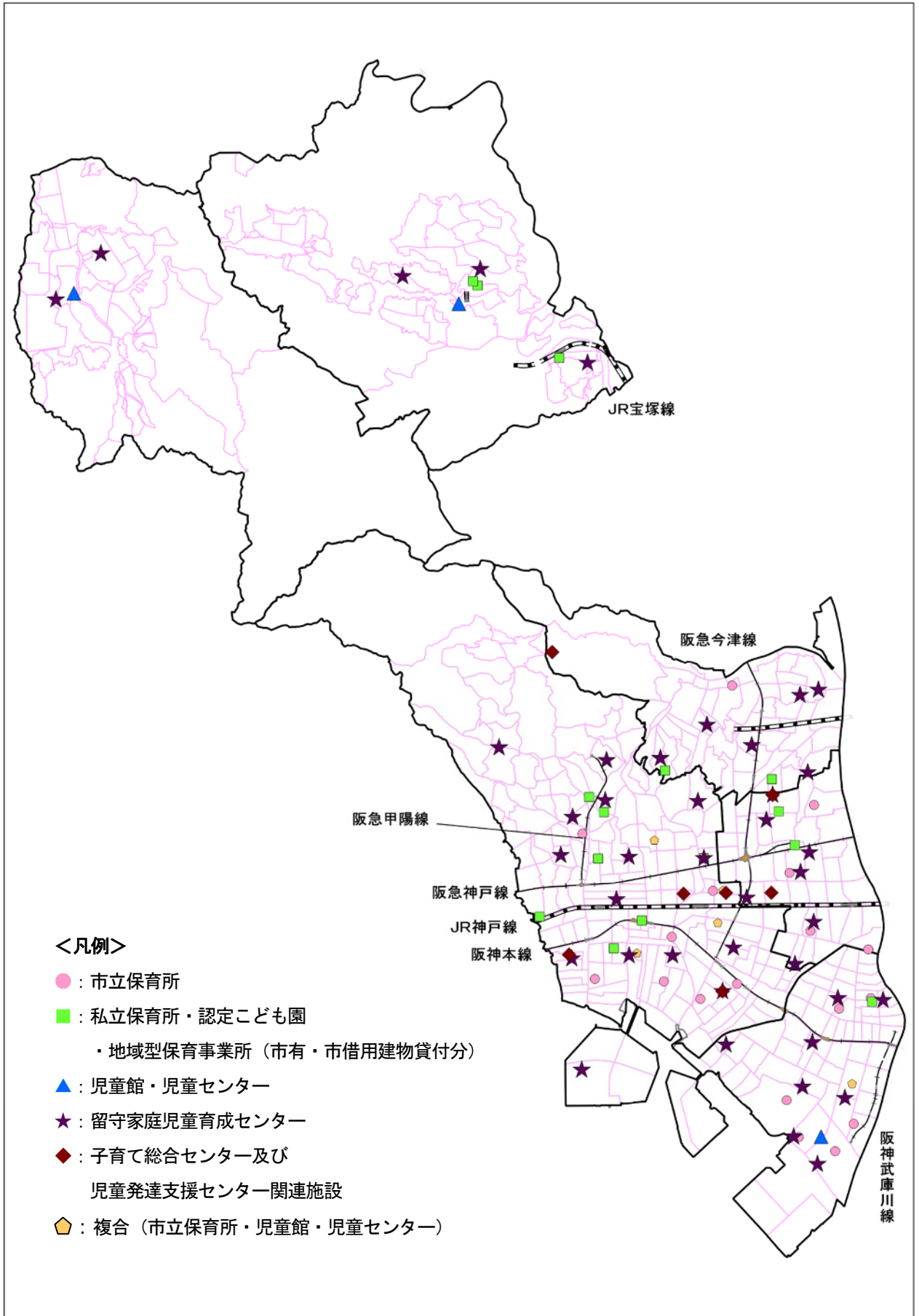
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 旧わかば園は、平成27年8月に廃止し、こども未来センターに移転・再編しました。 北山学園は、3-5歳児の知的障害や発達障害のある子どもの通園療育ニーズが高いことから、廃止の予定はありませんが、多額の費用が必要となる更新や老朽化による大規模改修の際には、施設の適正規模および適正配置について検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 近年、増加傾向にある障害のある子供の発生率の推移を踏まえ、北山学園や他の療育施設との役割分担など、関係の整理を行い、「西宮市立こども未来センター運営審議会」等の意見を聴取しながら、診療・療育施設のあり方や適正配置について検討します。

図表 3.1.26 児童施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
児童施設（94施設）			
市立保育所（23施設）			
1	朝日愛児館	与古道町4-31	
2	芦原保育所	神明町7-18	
3	今津文協保育所	今津水波町11-26	
4	今津南保育所	今津出在家町10-6	今津南市民館併設
5	学文殿保育所	学文殿町1丁目6-22	
6	上之町保育所	上之町24-44	共同利用施設北瓦木センター併設
7	瓦木北保育所	大屋町13-8	
8	瓦木みのり保育所	甲子園口5丁目15-4	
9	北夙川保育所	南越木岩町8-8	
10	甲東北保育所	仁川町4丁目3-10	
11	小松朝日保育所	小松北町1丁目7-9	
12	大社保育所	神垣町7-32	大社児童館併設
13	高須西保育所	高須町2丁目1-46	
14	高須東保育所	高須町1丁目1-39	
15	建石保育所	川添町10-3	夙東市民館併設
16	津門保育所	津門稲荷町5-23	津門児童館併設
17	鳴尾保育所	笠屋町19-1	鳴尾児童館、共同利用施設鳴尾センター併設
18	鳴尾北保育所	戸崎町1-70	
19	鳴尾東保育所	上田東町4-120	
20	浜甲子園保育所	枝川町12-8	
21	浜脇保育所	浜脇町3-13	浜脇児童館併設
22	用海保育所	石在町10-22	用海公民館併設
23	芦原むつみ保育所	芦原町7-7	むつみ児童館併設
私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所（市有・市借用建物貸付分）（15施設）			
1	東山ぼぼこども園	東山台1丁目106-2	斜行エレベーター内
2	東山ぼぼこども園分園	東山台1丁目11-1	
3	夙川夢	北名次町15-27	
4	つぼみの子保育園	林田町8-42	
5	西北夢	長田町4-8	
6	ニコニコ桜風水園	結善町1-28	
7	そらいろ保育ルーム	神原5-1-101	神原住宅101号室
8	保育ルーム chouchou	上ヶ原九番町1-56	上ヶ原九番町住宅集会所内
9	おおぞら園	宮前町8-22	浜脇幼稚園園舎内
10	保育ルーム うさぎたんぼぼ	平木町4-1	平木小学校校舎内
11	小規模保育施設 りんごさくらんぼ	小松北町2丁目4-1	小松幼稚園園舎内
12	むしっこ保育園	薬師町2-62	
13	保育園 パステルのおうち こりす・こぐま	大谷町1-29	
14	小規模保育園 森のこどもたち	田中町1-6 3階	
15	生瀬ぼぼこども園（旧生瀬幼稚園）	生瀬町2丁目3-16	令和3年度開設

No.	施設名称	所在地	備考
児童館・児童センター（8施設）			
1	むつみ児童館	芦原町 7-7	芦原むつみ保育所併設
2	浜脇児童館	浜脇町 3-13	浜脇保育所併設
3	津門児童館	津門稲荷町 5-23	津門保育所併設
4	鳴尾児童館	笠屋町 19-1	鳴尾保育所、共同利用施設鳴尾センター併設
5	大社児童センター	神垣町 7-32	大社保育所併設
6	高須児童センター	高須町 2丁目 1-35	高須市民センター内
7	塩瀬児童センター	名塩新町 1	塩瀬センター4階
8	山口児童センター	山口町下山口 4丁目 1-8	山口センター3階
留守家庭児童育成センター（41施設）			
1	鳴尾東留守家庭児童育成センター	上田中町 1-14	鳴尾東小学校 プール附属室 1階
2	甲子園浜留守家庭児童育成センター	古川町 1-65	
3	香櫨園留守家庭児童育成センター	中浜町 3-15	
4	春風留守家庭児童育成センター	上甲子園 3丁目 8-39	
5	瓦林留守家庭児童育成センター	瓦林町 26-19	瓦林小学校 体育倉庫 2階
6	上ヶ原南留守家庭児童育成センター	上ヶ原九番町 2-93	
7	上甲子園留守家庭児童育成センター	甲子園口 5丁目 9-4	
8	名塩留守家庭児童育成センター	名塩 2丁目 11-40	名塩小学校 体育倉庫 2階
9	小松留守家庭児童育成センター	小松東町 1丁目 3-59	小松小学校 更衣室 2階
10	甲東留守家庭児童育成センター	神呪町 3-33	
11	南甲子園留守家庭児童育成センター	南甲子園 3丁目 9-16	
12	安井留守家庭児童育成センター	安井町 1-25	
13	北夙川留守家庭児童育成センター	石劔町 11-21	
14	樋ノ口留守家庭児童育成センター	樋ノ口町 2丁目 3-32	
15	鳴尾留守家庭児童育成センター	鳴尾町 5丁目 4-6	鳴尾小学校 講堂兼体育館 1階
16	鳴尾北留守家庭児童育成センター	学文殿町 2丁目 2-7	
17	高木留守家庭児童育成センター	高木西町 25-27	
18	段上留守家庭児童育成センター	段上町 7丁目 5-21	
19	津門留守家庭児童育成センター	津門呉羽町 5-13	津門小学校 体育倉庫 2階
20	用海留守家庭児童育成センター	用海町 3-54	
21	広田留守家庭児童育成センター	愛宕山 7-24	
22	神原留守家庭児童育成センター	神原 12-62	神原小学校 作業室 1・2階
23	瓦木留守家庭児童育成センター	大屋町 10-20	瓦木小学校 体育倉庫 2階、校舎 1階
24	平木留守家庭児童育成センター	平木町 4-1	平木小学校 校舎 1階
25	浜脇留守家庭児童育成センター	浜脇町 5-48	浜脇小学校 開放倉庫 1・2階
26	上ヶ原留守家庭児童育成センター	上ヶ原二番町 3-13	
27	高須西留守家庭児童育成センター	高須町 2丁目 1-45	
28	今津留守家庭児童育成センター	今津二葉町 4-10	
29	段上西留守家庭児童育成センター	段上町 2丁目 8-24	
30	深津留守家庭児童育成センター	深津町 5-22	深津小学校 スポーツクラブ 21 倉庫 1階
31	甲陽園留守家庭児童育成センター	甲陽園本庄町 1-72	
32	夙川留守家庭児童育成センター	久出ヶ谷町 8-4	
33	高須留守家庭児童育成センター	高須町 1丁目 1-41	
34	大社留守家庭児童育成センター	桜谷町 9-7	
35	北六甲台留守家庭児童育成センター	北六甲台 5丁目 4-1	
36	生瀬留守家庭児童育成センター	生瀬町 2丁目 26-24	生瀬小学校 倉庫 2階
37	山口留守家庭児童育成センター	山口町下山口 4丁目 23-1	
38	東山台留守家庭児童育成センター	東山台 2丁目 8-2	
39	西宮浜留守家庭児童育成センター	西宮浜 4丁目 3-12	
40	苦楽園留守家庭児童育成センター	苦楽園二番町 18-12	苦楽園小学校 スポーツクラブ 21 棟 2階
41	高木北留守家庭児童育成センター	薬師町 7-5	
子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設（7施設）			
1	こども未来センター	高畑町 2-77	
2	北山学園	甲山町 53	
3	子育て総合センター	津田町 3-40	あおぞら幼稚園併設
4	みやっこキッズパーク	芦原町 7-32	
5	高木北地域子育て支援施設	薬師町 7-5	
6	今津子育てひろば	今津二葉町 4-10	今津幼稚園を転用
7	香櫨園地域子育て支援施設	中浜町 3-32	

図表 3.1.27 児童施設位置図



3.1.7 住宅施設

(1) 主な施設の概要

市営住宅等は、所得等の要因により住宅に困窮されている方々のために市が国からの補助金等を活用し、供給する賃貸住宅です。

このため、民間の賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や西宮市営住宅条例などで入居者資格等が定められており、入居するには一定の条件を満たす必要があります。

また、市営住宅等の種類としては普通市営住宅や改良住宅、コミュニティ住宅、従前居住者用住宅などのほか、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅や特別賃貸住宅があります。

令和3年3月末時点での市営住宅等の入居率は、約79%で、今後も効率的かつ計画的な供給（募集）に努めます。

市営住宅等の施設数、延床面積及び維持管理経費は図表3.1.28、また、各施設の一覧は図表3.1.30（P.77）に示す通りです。

図表3.1.29は、住宅施設がどの年代に建築されたかの分布を延床面積で表したグラフです。令和3年10月には分銅・末広町住宅を整備しました。

西宮市では、耐震基準変更前の昭和55年度以前に建築された市営住宅等は、全体の約33%（数値は、延床面積の比較とする）を占めており、これらの住宅は、老朽化への対策に加え、耐震化を進める必要があります。

一方で、阪神・淡路大震災による被災者向けに平成8年度から12年度までの5年間に供給した住宅が一斉に大規模修繕の時期を迎えています。

これらのことから、市営住宅等の適正管理を行うにあたっては、計画的な改修と維持保全のための安定した財源の確保が必要となります。

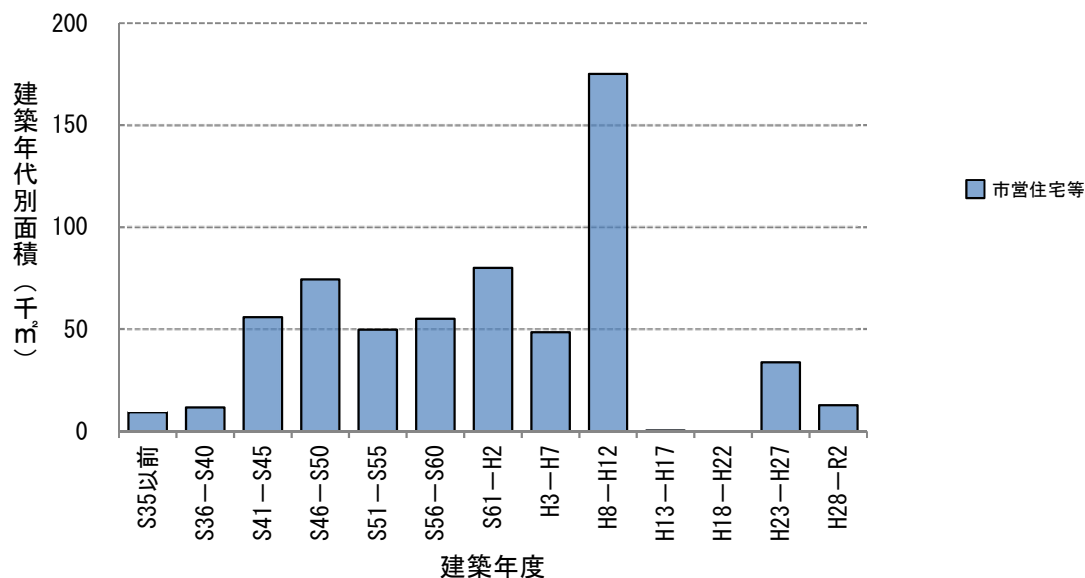
また、震災による被災者向けに供給した住宅のうちURから借り上げた住宅については、20年間の契約期間満了に伴い全て返還することを基本方針としています。

図表3.1.28 住宅施設の概要（令和3年3月31日時点）

対象施設	施設数	延床面積（㎡）	維持管理経費（令和2年度実績）	
			総額（円）	単価（円/㎡）
市営住宅等	70	606,316.98	751,021,330	1,239
合計	70	606,316.98	751,021,330	1,239

※住宅施設の施設数は、1団地を1施設としてカウントしています。

図表 3. 1. 29 建築年代別面積（住宅施設）（令和 3 年 3 月 31 日時点）



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 戸数目標を定め、集約・建替により総量及び管理戸数の圧縮を図りコストダウンを目指します。 民間活力導入によるコスト縮減として、建替えにおける PFI 手法の活用による事業（建設等イニシャル）コストの圧縮、指定管理者の導入等を行っています。 平成 30 年頃から、災害公営住宅等の計画修繕時期が集中しています。これらに対応するため、財政負担の平準化等、長期的な視点に立ったストックマネジメントを推進しています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 保全台帳による点検・修繕履歴等の活用及び指定管理者向けの要求水準書及び詳細仕様書を作成することによりサービスの質の公平化を図っています。 建替えにより居住性改善（最低居住面積未満の入居世帯の解消、バリアフリー化等）を実施し、合わせて住宅敷地内に人の集える空間を整備することで、日常的なコミュニティの形成を誘導します。 外壁改修等については仕様のグレードアップを行い、建物の長寿命化を図っています。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅での対応が求められる住宅確保要配慮者のうち、市営住宅での対応が求められる数を推計し、集約・建替による再編により管理戸数の縮減を図ります。 「西宮市営住宅整備・管理計画」においては、令和 13 年度末までに管理戸数を現在の約 9, 120 戸から約 8, 300 戸とすることを目標としています。また、この推計を維持した場合、令和 42 年度の市営住宅が分担する最低必要戸数は約 5, 800 戸となります。 建替えにあたっては募集停止や既存への住替えによる整備戸数の縮減、世帯人数に応じた住戸面積や型別供給割合の見直し等により整備ボリュームの増加抑制に努めます。

マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 修繕標準周期に先立って定期点検を実施し、建物の老朽化や劣化等による事故等を未然に防ぐとともに、計画修繕や改善の効果的な実施に繋がります。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 点検結果と修繕履歴の経年的な蓄積により補修時期や地域ごとの特性を把握し、計画修繕に関する工法や時期設定の精度向上を図っています。 指定管理者向けに要求水準書及び詳細仕様書を作成し、安定的で効率的、公平な管理を実施します。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に課題のある住棟においては建替と廃止統合の中で解消を図ります。 建設時期が古い住棟においては、外壁の劣化が見られる為、法12条点検に加え別途点検を実施し、安全性の確保に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 除却予定のものを除いた耐震化率は約77%であり、耐震性に課題のある住棟においては建替と廃止統合の中で解消を図り、耐震化率の向上を目指します。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市公営住宅等長寿命化計画」を策定しており、長期的な活用を図るべき住棟において、予防保全的な改修の実施やグレードの高い材料を使用することで、躯体の保護及び維持管理の容易性の向上を図っています。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 居室には床に段差を設けないことや共用部には階段に連続した両側手摺を設けるなどを西宮市営住宅整備指針に定め、良好な住環境の整備に努めます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 建替えに合わせて廃止統合を実施し、管理戸数の縮減を図っています。 団地廃止後の跡地については事業に充てる財源確保のため売却することを基本方針としますが、建替えにより創出された余剰地を所管替えし、民間による社会福祉施設運営用敷地として活用（貸付）している実績もあり、今後も同様に有効活用に向けた検討を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市営住宅整備・管理計画」（令和4～13年度）及び「西宮市公営住宅等長寿命化計画」（令和2年～11年度）における施設の管理に関する方針等に基づき、住宅施設の修繕・改修・更新等を計画的に推進することができるよう、適切な管理体制について検討します。

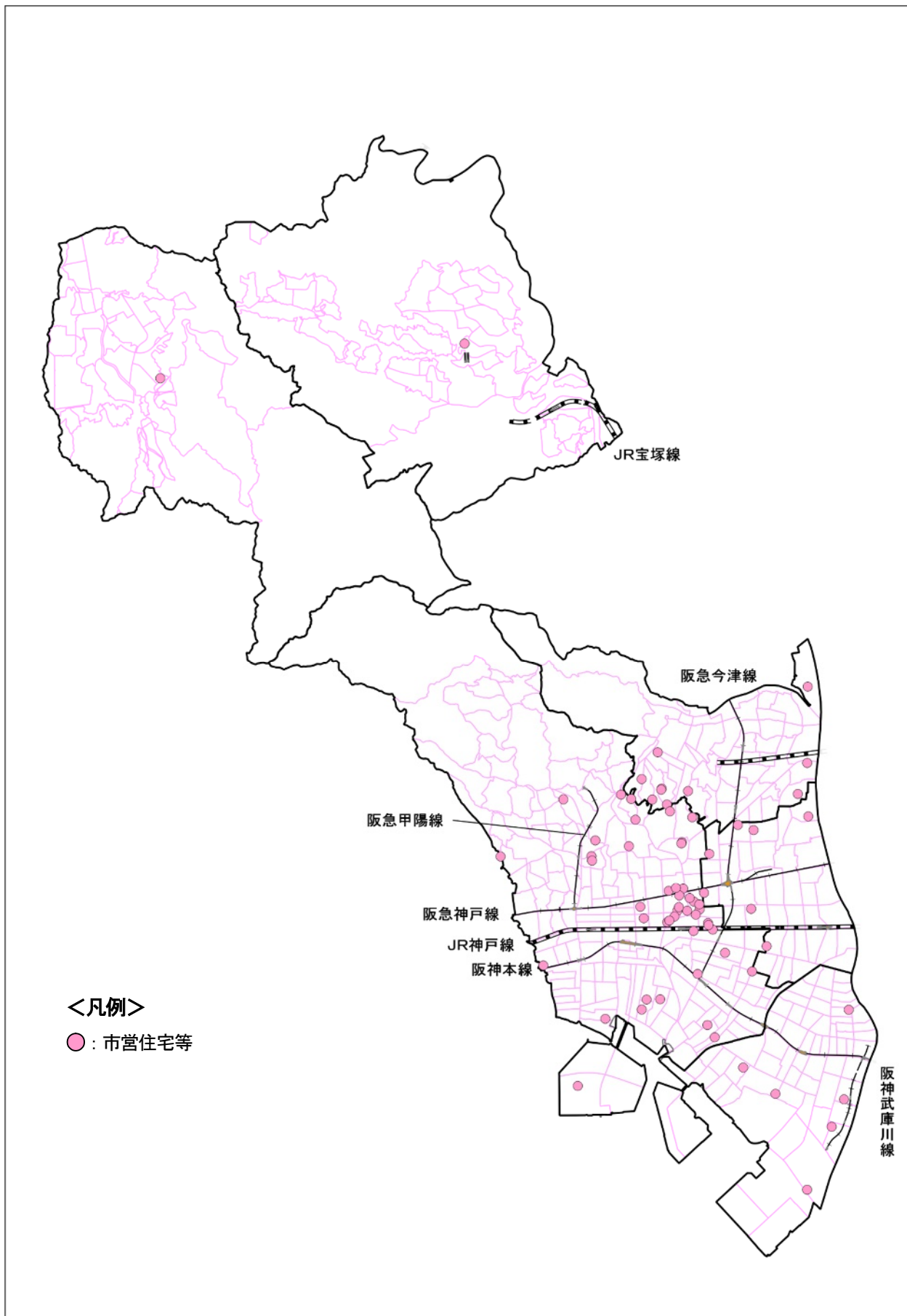
図表 3.1.30 住宅施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
住宅施設（70施設）			
市営住宅等（70施設）			
1	青木町木造住宅	青木町11-23	
2	一ヶ谷町住宅	一ヶ谷町8-1	
3	上ヶ原三番町住宅	上ヶ原三番町6-11	
4	上ヶ原四番町住宅	上ヶ原四番町3-1	
5	上ヶ原七番町住宅	上ヶ原七番町1-1	
6	上ヶ原八番町住宅	上ヶ原八番町8-1	
7	上ヶ原八番町テラス住宅	上ヶ原八番町8-6	
8	上ヶ原九番町住宅	上ヶ原九番町1-7	
9	上ヶ原十番町住宅	上ヶ原十番町4-1	
10	老松町住宅	老松町17-1	
11	岡田山住宅	岡田山2-1	
12	神原住宅	神原5-1	
13	五月ヶ丘住宅	五月ヶ丘1-1	
14	獅子ヶ口町住宅	獅子ヶ口町14-1	

No.	施設名称	所在地	備考
15	大社町住宅	大社町 6-1	
16	高座町テラス住宅	高座町 10-5	
17	田近野町住宅	田近野町 7-3	
18	堤町木造住宅	堤町 4-8	
19	名次町木造住宅	名次町 11-17	
20	名次町住宅	名次町 9-1	
21	東山台 1 丁目住宅	東山台 1 丁目 13-1	
22	樋ノ口町 1 丁目住宅	樋ノ口町 1 丁目 13-21	
23	樋ノ口町 2 丁目住宅	樋ノ口町 2 丁目 12-1	
24	広田町住宅	広田町 11-1	
25	広田町テラス住宅	広田町 11-26	
26	山口町住宅	山口町上山口 3 丁目 21-41	
27	六軒町住宅	六軒町 13-1	
28	ルゼフィール西宮丸橋町住宅	丸橋町 4-12	
29	薬師町住宅	薬師町 1-28	
30	伏原町住宅	伏原町 6-1	
31	神祇官町木造住宅	神祇官町 4-9	
32	両度町住宅	両度町 3-3	
33	江上町住宅	江上町 3-1	
34	池田町住宅	池田町 13-1	
35	甲子園口 6 丁目住宅	甲子園口 6 丁目 1-1	
36	高畑町住宅	高畑町 2-35	
37	改良青木町住宅	青木町 2-22	
38	改良中殿町住宅	中殿町 2-1	
39	改良中須佐町住宅	中須佐町 9-7	
40	改良津田町住宅	津田町 5-10	
41	改良森下町住宅	森下町 7-1	
42	改良芦原町住宅	芦原町 3-33	
43	改良神明町住宅	神明町 7-3	
44	中殿町住宅	中殿町 6-3	
45	津田町住宅	津田町 2-20	
46	城ヶ堀町住宅	城ヶ堀町 6-1	
47	青木町店舗	青木町 9-17	
48	中須佐町店舗	中須佐町 8-17	
49	津田町店舗	津田町 2-21	
50	森下町店舗	森下町 2-16	
51	津門大塚町店舗	津門大塚町 5-16	
52	神祇官町店舗	神祇官町 4-25	
53	芦原町店舗	芦原町 4-4	
54	泉町住宅	泉町 1-37	
55	今津久寿川町住宅	今津久寿川町 11-1	
56	今津巽町住宅	今津巽町 3-1	
57	上田東町住宅	上田東町 1-17	
58	甲子園九番町住宅	甲子園九番町 10-1	
59	甲子園春風町住宅	甲子園春風町 1-1	
60	小松北町 1 丁目住宅	小松北町 1 丁目 3-10	
61	高須町 1 丁目住宅	高須町 1 丁目 2-21	
62	津門宝津町住宅	津門宝津町 11-1	
63	西宮浜 4 丁目住宅	西宮浜 4 丁目 5-1	
64	東町 1 丁目住宅	東町 1 丁目 10-1	
65	東町 2 丁目住宅	東町 2 丁目 5-1	
66	東鳴尾町 1 丁目住宅	東鳴尾町 1 丁目 10-1	
67	ルゼフィール南甲子園住宅	南甲子園 1 丁目 4-5	令和3年4月URへ返還済み
68	弓場町住宅	弓場町 3-1	
69	ルネシティ西宮津門 2 号棟住宅	津門大箇町 5-17	令和3年4月URへ返還済み
70	石在町住宅	石在町 19-1	

※所在地は、団地代表住所を記載

図表 3.1.31 住宅施設位置図



3.1.8 行政施設

(1) 主な施設の概要

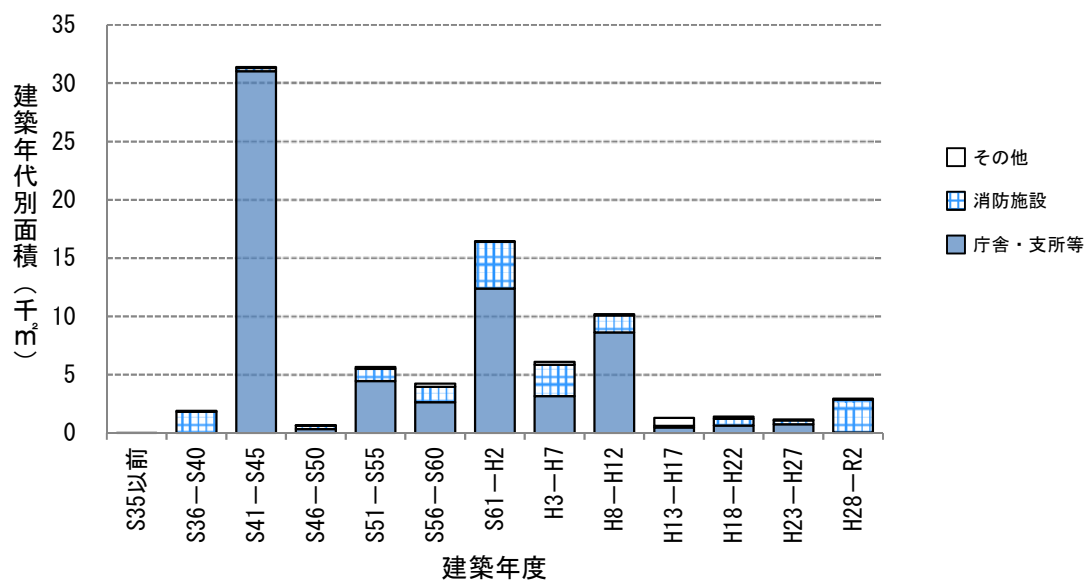
行政施設には、庁舎・支所等、消防施設等が該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.32、また、各施設の内訳は図表 3.1.34 (P.85) に示す通りです。これらの施設は、市民サービスを行う拠点として利用されており、また各種災害対応など市民生活の安全を確保するために必要な施設です。

図表 3.1.33 は、行政施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。行政施設は、昭和 41 年度から 45 年度の 5 年間に数多く建築されており、全体の約 37% を占めています。この時期に「西宮市役所本庁舎 (29,916.96 m²)」が建築されています。また、「西宮市役所本庁舎」を含めた建築後 30 年を経過した施設が全体の約 71% を占めており、今後施設の老朽化に対して修繕・改修等にかかる費用が集中するといった課題があります。

図表 3.1.32 行政施設の概要 (令和 3 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
庁舎・支所等	27	65,470.86	611,888,423	9,346
消防施設	50	16,776.60	98,343,685	5,862
その他	51	3,253.84	14,924,250	4,587
合計	128	85,501.30	725,156,358	8,481

図表 3.1.33 建築年代別面積 (行政施設) (令和 3 年 3 月 31 日時点)



1) 庁舎・支所等

庁舎・支所等は、各種窓口・相談業務のほか、様々な市民サービスを提供しています。

庁舎・支所等多くの施設において、サービスの多様化や子育て・福祉政策の拡大による受付事務の増加といった業務の多様化により執務空間が不足しています。また、西宮市役所本庁舎の周辺では連携が必要な部署が分散しており、非効率な状況となっています。

西宮市役所本庁舎は建築後 50 年以上経過しています。阪神・淡路大震災後に大規模な修繕工事と耐震補強が行われましたが、その後は大規模な修繕は行われずに 20 年以上が経過しています。そのため、計画的な修繕を行いつつ、耐用年数を見据え、更新の検討を行います。

西宮市役所江上庁舎、西宮市教育委員会庁舎、西宮市保健所庁舎についても建築後 40 年以上経過し、施設が老朽化しており、耐震基準も満たしていないため、これらの課題を庁舎機能の再配置と集約化により解決することとしました。

西宮市教育委員会庁舎を平成 30 年度に解体し、その跡地に免震機能を備えた西宮市役所第二庁舎（危機管理センター）を建設しました。令和 3 年度に竣工した西宮市役所第二庁舎には、防災機能を集約化するため危機管理室のほか消防本部や上下水道局などが移転し、危機管理体制の強化を図りました。また、周辺庁舎についても順次再配置を行い、西宮市保健所庁舎と西宮市役所江上庁舎から西宮市役所池田庁舎（旧上下水道局庁舎）や西宮市役所 J R 西宮駅南庁舎（旧消防局庁舎）へ移転するなどし、一連の庁舎機能の再配置が令和 4 年度に完了します。西宮市保健所庁舎と西宮市役所江上庁舎については、その後解体することとしています。

なお、保健所機能については、応急診療所などの関連機能とあわせて統合再編後の県立西宮病院跡地の一部に新保健所施設として集約します。

2) 消防施設

消防施設には、消防庁舎等（14 施設）をはじめ、消防団車庫（36 施設）や防火水槽（507 基）があり、このうち、消防庁舎等には、「西宮消防署」など消防署（8 施設）や「西宮市消防訓練施設」などが含まれています。

消防庁舎等のうち「西宮市消防局」については、本庁舎周辺施設の再編・集約化に伴い令和 3 年 4 月に消防本部機能を西宮市役所第二庁舎（危機管理センター）へ移転し、旧庁舎については、市長事務部局へ移管しています。また、「西宮消防署」については、旧庁舎東側に隣接する用地に消防庁舎棟が完成し、令和 4 年 2 月に運用を開始しており、旧庁舎及び消防庁舎棟北側に位置する「消防待機宿舎」については、既に解体されています。

なお、8 施設ある消防署のうち、今後順次更新時期を迎えるものに関しては、老朽化及び狭あい化に加え、用地確保の課題もあることから、計画的に建替えを実施していく必要があります。

消防団車庫については、36 施設のうち 9 施設が建築後 40 年以上経過している建築物であり、老朽化が課題となっています。また、9 施設が現行の耐震基準を満たしていません。

防火水槽については、市内全域に配置されていますが、設置後 50 年以上経過しているものもあります。その中には道路の下に設置されているものもあることから、安全性を確保するため、老朽化対策が課題となっています。

3) その他（消費生活センター、大気測定局、防災備蓄倉庫など）

「消費生活センター」は、西宮市消費者教育推進計画において、本市における消費者教育推進の拠点として、情報の収集と発信、講座・消費者団体連絡会イベント等の開催、消費者教育に関する活動の支援等を行える体制づくりと環境の整備に取り組むことと位置づけられています。

本市では、高度経済成長がもたらした消費者問題の解決に向けて、昭和46年2月から消費者相談を開始、52年4月には西宮市役所本庁舎1階に消費者センターを開設しました。平成13年4月に、消費生活審議会の答申を受けて、消費生活に関する相談事業の充実、各種情報と啓発活動の充実、自立した消費者の育成と支援、消費者活動の場としてセンターの整備・運営を行うことを目的に、消費生活センターとして、現在のアクタ西宮西館に事務所を移転しました。平成29年度には、市民サービス向上のため、アクタ西宮ステーションが5階に、消費生活センターの事務所及び相談窓口は3階に移転しました。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 庁舎・支所等

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年契約により、コスト縮減が図れる機械警備業務については、引き続き継続していきます。 ・ 市役所東館等の借受施設については、今後、全庁的な借受財産の把握という観点から、台帳の整備など借受事務のあり方について検討していきます。 ・ 西宮市保健所庁舎については、庁舎の移転を見越し、必要最低限の維持管理としています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常管理及び点検は管理委託業者により実施し、法定点検や機器の精密点検は専門業者に委託することにより、設備機器の状態や劣化状況による故障予防や労安状況の維持及び修繕計画作成に努めており、引き続き継続していきます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器については、管理委託や点検委託の結果に応じて修繕計画を立てており、必要に応じて修繕を行っていきます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市役所江上庁舎、西宮市保健所庁舎については、西宮市役所第二庁舎の整備を契機とする庁舎機能の集約化と効率的な再配置の中で更新することにより解決します。 ・ 非構造部材の耐震化については、現行の基準を満たしていない箇所もあり、今後対策を進めていきます。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中長期修繕計画」及び「本庁舎・東館維持管理事業 長期修繕計画」を適切に行うことで長期に亘って使用します。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎・支所等の更新や増築等の際には、周辺の公共施設との複合化などを検討します。 ・ 西宮市役所南館、西宮市役所西館は、新保健所施設の整備に合わせて庁舎機能の再編・集約化を進め、現在の庁舎については解体します。 ・ 環境衛生課・管財課庁舎は、業務遂行のために必要な拠点であるため現状のまま維持していくこととしています。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の異常や使用形態を把握している所管課と施設整備部門との連携が必要であり、今後より適切な管理体制について検討します。

2) 消防施設

・ 消防庁舎等

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署の総数については、将来的な消防需要を見極めながら整備方策を検討します。 ・ 更新時には、消防需要の増加を考慮したうえで、空間利用の効率化を図りつつ必要な規模や諸室を整備します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての消防庁舎が耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署は管轄区域を有しており、それぞれの管轄区域を偏りなく包含するため、統廃合は困難です。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の維持管理を一括して担当する部署により、庁舎の全体の状況を把握しています。

・ 消防団車庫

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新の際には、鉄骨造を基本とし、耐久性の高い資材を選択することで長寿命化を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の数量は適正と考えますが、社会情勢や周辺の公共施設の更新時期を考慮して、施設の統合や複合化を検討します。

マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 更新により耐震化を図ります。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢や周辺の公共施設の建替え時期を考慮して、施設の統合や複合化を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「消防団施設整備事業計画」において、建物の経過年数・耐用年数及び建物や敷地の危険度・老朽具合等を考慮し、更新の優先順位を決定し、推進していくことで適切な管理を実現していきます。

・防火水槽

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 消防地水利規程に基づき、2ヶ月に1回、目視による点検を実施します。 調査及び診断を実施し、劣化状況等の把握に努め、計画的な維持管理を行います。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な更新や改修等を実施します。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性が確保されていない防火水槽もあり、更新・改修により耐震化を図ります。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、根本的な改修工事を実施し、長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化について	—
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 更新時に周辺の消防水利の配置状況を確認し、統合もしくは移設を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理計画を策定し、更新、長寿命化等を行い、適切な管理を行います。

3) その他（大気測定局、防災備蓄倉庫など）

<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

・消費生活センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> アクタ西宮商業施設の管理会社による法定点検等を受けており、今後も継続します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 共有部分についてはアクタ西宮西館管理組合において、維持管理計画を策定し、計画的な更新や改修等を実施します。 公共専有部分（空調機、トイレ設備、電話交換機、照明器具等）についてはアクタ西宮西館に設置された施設の所管課と協力して、施設の適切な管理を行います。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に大規模補修工事を実施しました。今後も計画的な修繕での長寿命化や保守の効率化等による脱炭素化に取り組んでいきます。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> アクタ西宮西館に設置された施設の所管課と協力して、効率的な施設管理を遂行します。

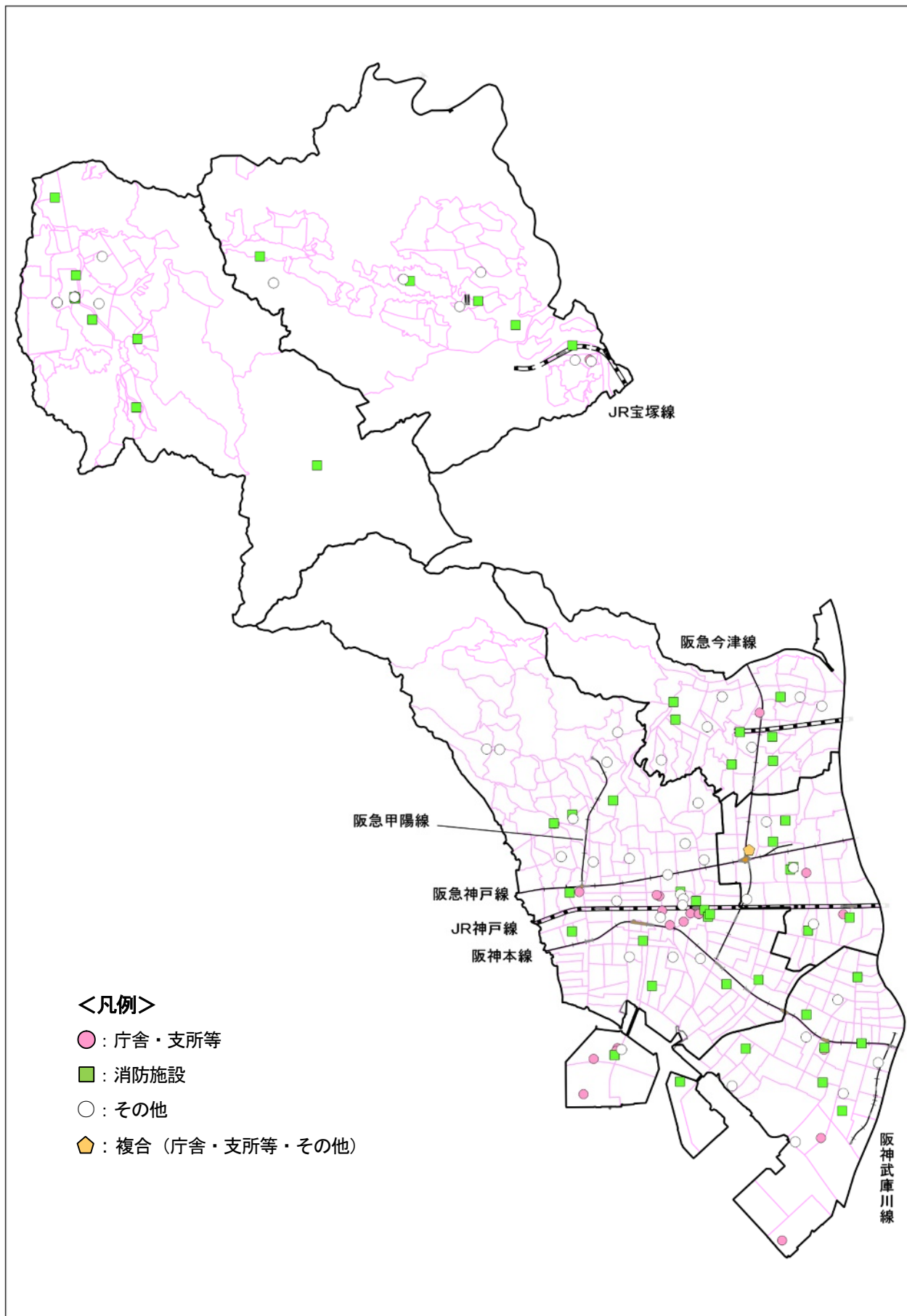
図表 3.1.34 行政施設一覧（令和 3 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
行政施設（128 施設）			
庁舎・支所等（27 施設）			
1	西宮市役所本庁舎	六湛寺町 10-3	
2	西宮市役所南館	六湛寺町 10-3	
3	西宮市役所東館	六湛寺町 3-1	市役所前公共駐車場（東館）併設
4	西宮市役所西館	六湛寺町 10-3	
5	西宮市役所江上庁舎	江上町 3-40	
6	西宮市保健所庁舎	江上町 3-26	
7	西宮市役所夙川市民サービスセンター	羽衣町 7-30	夙川グリーンタウン 1 階
8	西宮市役所市民課 越木岩分室	樋之池町 5-29	越木岩公民館併設
9	西宮市役所市民課 西宮浜分室	西宮浜 4 丁目 13-1	西宮浜公民館併設
10	西宮市役所瓦木支所	瓦林町 8-1	瓦木公民館併設
11	西宮市役所上甲子園市民サービスセンター	甲子園口 3 丁目 9-3	上甲子園公民館、共同利用施設上甲子園センター併設
12	西宮市役所アクタ西宮ステーション	北口町 1-1	アクタ西宮西館 5 階
13	西宮市役所甲東支所	甲東園 3 丁目 2-29	アプリ甲東 3 階
14	西宮市役所塩瀬支所	名塩新町 1	塩瀬センター 1 階
15	西宮市役所塩瀬支所 生瀬分室	生瀬町 2 丁目 20-22	生瀬市民館併設
16	西宮市役所鳴尾支所	鳴尾町 3 丁目 5-14	

No.	施設名称	所在地	備考
17	西宮市役所鳴尾支所 高須分室	高須町2丁目1-35	高須市民センター内
18	西宮市役所山口支所	山口町下山口4丁目1-8	山口センター1階
19	フレンテ西館事務所	池田町9-7	フレンテ西館306号室
20	市役所前ビル	六湛寺町9-8	
21	美化第2課事務所	鳴尾浜2丁目1-4	
22	美化第3課事務所	西宮浜3丁目3	
23	環境衛生課・管財課庁舎	西宮浜3丁目4	
24	環境事業部庁舎	西宮浜3丁目8	
25	池田庁舎（旧上下水道局庁舎）	池田町8-11	
26	フレンテ東館事務所	池田町11-1	
27	生涯学習推進課学習室	池田町11-1	
消防施設（50施設）			
1	西宮市消防局	池田町13-3	令和3年度に消防本部を西宮市役所第二庁舎（危機管理センター）へ移転
2	西宮消防署	津門大塚町1-38	令和3年度に新庁舎へ移転
3	西宮消防署北夙川分署	松風町4-4	
4	鳴尾消防署	古川町2-12	
5	鳴尾消防署浜分署	西宮浜3丁目5	
6	瓦木消防署	高木東町15-11	高木公民館併設
7	瓦木消防署甲東分署	上ヶ原一番町1-64	
8	北消防署	名塩新町7-1	
9	北消防署山口分署	山口町下山口4丁目1-20	
10	消防待機宿舎	津門大塚町1-38	令和3年度に解体
11	消防局倉庫	大屋町15	
12	消防局整備センター	西宮浜3丁目5	
13	水防倉庫	山口町下山口4丁目1	
14	浜脇分団	本町11-26	
15	用海分団	東町2丁目1-25	
16	建石分団	屋敷町11-10	
17	今津分団	今津社前町4-13	
18	津門分団	今津上野町7-19	
19	安井分団	津田町3-16	
20	大社分団	神原8-20	
21	芦原分団	西福町6-3	
22	夙川分団	羽衣町5-15	
23	越木岩分団	樋之池町5-29	越木岩公民館西隣
24	段上分団	段上町2丁目15-1	
25	門戸分団	門戸岡田町12-39	
26	上ヶ原分団	上ヶ原三番町6-24	上ヶ原市民館併設
27	下大市分団	下大市東町28-14	
28	神呪分団	松籟荘2-3	
29	上大市分団	上大市2丁目12-27	
30	高木分団	高木東町16-4	
31	瓦木分団	大屋町12-14	水防資材倉庫（大屋町）併設
32	甲子園口分団	甲子園口2丁目6-3	J R甲子園口南第4自転車駐車場併設
33	上甲子園分団	甲子園口5丁目14-6	
34	鳴尾中分団	鳴尾町3丁目5-19	鳴尾支所北隣
35	鳴尾西分団	南甲子園2丁目5-18	
36	鳴尾北分団	上鳴尾町9-10	
37	小松分団	小松西町2丁目6-51	阪神電鉄本線高架下
38	小曽根分団	小曽根町3丁目1-35	
39	鳴尾東分団	上田中町6-2	
40	名来分団	山口町名来1丁目3-3	
41	下山口分団	山口町下山口4丁目13-9	
42	上山口分団	山口町上山口1丁目9-12	上山口公会堂併設
43	上山口分団金仙寺班	山口町金仙寺2丁目4-17	
44	中野分団	山口町中野1丁目3-3	
45	船坂分団	山口町船坂745-1	
46	生瀬分団	生瀬町1丁目24-1	
47	名塩分団	名塩2丁目10-1	
48	名塩分団木之元班	名塩木之元22-21	
49	名塩分団東久保班	名塩東久保9-2	
50	西宮市消防訓練施設	甲子園浜2丁目10	

No.	施設名称	所在地	備考
その他 (51 施設)			
1	室川町事務室	室川町 11	
2	交通安全対策課分室	津田町 3-43	
3	西宮市消費生活センター	北口町 1-1	アクタ西宮西館 3 階
4	防災備蓄倉庫 (高須西小学校)	高須町 2 丁目 1-44	校舎棟 3 階
5	防災備蓄倉庫 (鳴尾東小学校)	笠屋町 30-50	体育館棟 1 階
6	防災備蓄倉庫 (鳴尾北小学校)	学文殿町 2 丁目 2-7	鳴尾北小学校 スポーツクラブ 21 棟 2 階
7	防災備蓄倉庫 (上甲子園小学校)	甲子園口 5 丁目 9-4	
8	防災備蓄倉庫 (用海小学校)	用海町 3-54	
9	防災備蓄倉庫 (浜脇小学校)	浜脇町 5-48	体育倉庫棟 1 階
10	防災備蓄倉庫 (深津小学校)	深津町 5-22	体育館棟 2 階
11	防災備蓄倉庫 (高木小学校)	高木西町 25-27	
12	防災備蓄倉庫 (平木小学校)	平木町 4-1	
13	防災備蓄倉庫 (安井小学校)	安井町 1-25	建替えにより撤去、新校舎内に新造予定
14	防災備蓄倉庫 (広田小学校)	愛宕山 7-24	校舎棟 1 階
15	防災備蓄倉庫 (甲東小学校)	神呪町 3-33	校舎棟 2 階
16	防災備蓄倉庫 (段上西小学校)	段上町 2 丁目 8-24	
17	防災備蓄倉庫 (甲陽園小学校)	甲陽園本庄町 1-72	
18	防災備蓄倉庫 (苦楽園小学校)	苦楽園二番町 18-12	校舎棟 3 階
19	防災備蓄倉庫 (北夙川小学校)	石叻町 11-21	体育倉庫棟 2 階
20	防災備蓄倉庫 (生瀬小学校)	生瀬町 2 丁目 26-24	プール倉庫棟 1 階
21	防災備蓄倉庫 (旧北消防署)	塩瀬町名塩 5318-1	旧北消防署 2 階
22	防災備蓄倉庫 (北六甲台小学校)	北六甲台 5 丁目 4-1	
23	防災備蓄倉庫 (東山台小学校)	東山台 2 丁目 8-2	
24	防災備蓄倉庫 (山口小学校)	山口町下山口 4 丁目 23-1	
25	資器材倉庫 (甲陽園東山町)	甲陽園東山町 7-14	
26	資器材倉庫 (津田町)	津田町 2-21	
27	西福水防倉庫	西福町 1-15	
28	夙川水防倉庫	結善町 2-5	
29	鳴尾水防倉庫	武庫川町 5	
30	山口水防倉庫	山口町下山口 4 丁目 1	
31	塩瀬水防倉庫	塩瀬町名塩 5318-1	旧北消防署 1 階
32	資器材倉庫 (大屋町)	大屋町 12-14	瓦木分団併設、
33	一般環境大気測定局 甲陵中学校局	上甲東園 2 丁目 11-20	
34	一般環境大気測定局 山口小学校局	山口町下山口 4 丁目 23-1	
35	一般環境大気測定局 浜甲子園局	浜甲子園 2 丁目 16-23	
36	自動車排気ガス測定所 (六湛寺町)	六湛寺町 10-3	
37	自動車排気ガス測定所 (津門川町)	津門川町 6-20	
38	自動車排気ガス測定所 (河原町)	河原町 1-31	令和 3 年度末に測定局機能を休止
39	自動車排気ガス測定所 (甲子園七番町)	甲子園七番町 15-7	
40	自動車排気ガス測定所 (名塩新町)	名塩新町 1	
41	防災備蓄倉庫 (山口中学校)	山口町上山口 2 丁目 3-43	
42	防災備蓄倉庫 (塩瀬中学校)	生瀬町 2 丁目 26-24	
43	防災備蓄倉庫 (苦楽園中)	苦楽園三番町 14-1	
44	防災備蓄倉庫 (大社小)	桜谷町 9-7	
45	防災備蓄倉庫 (上ヶ原南小学校)	上ヶ原九番町 2-93	
46	防災備蓄倉庫 (名塩 2 丁目)	名塩 2 丁目 11-40	
47	防災備蓄倉庫 (甲陵中学校)	上甲東園 2 丁目 11-20	
48	防災備蓄倉庫 (上ヶ原小学校)	上ヶ原二番町 3-13	
49	防災備蓄倉庫 (鯨池浄水場)	西宮市上大市 5 丁目 26-6	
50	防災備蓄倉庫 (夙川小学校)	久出ヶ谷町 8-4	
51	美化第 3 課西宮浜中継所詰所	西宮浜 1 丁目 44-1	

図表 3.1.35 行政施設位置図



3.1.9 衛生施設

(1) 主な施設の概要

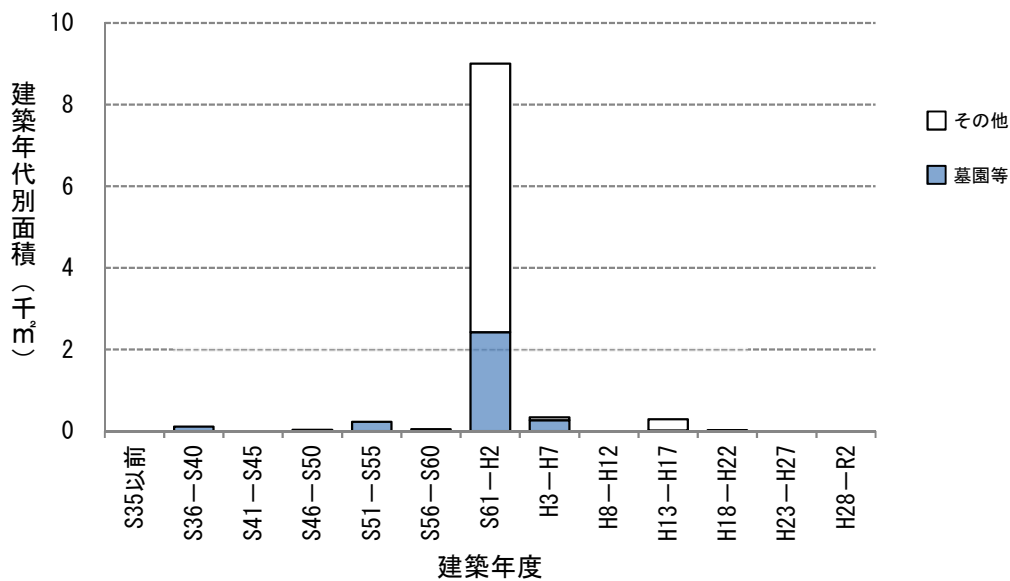
衛生施設には、墓園等、その他として「食肉センター」、「食肉衛生検査所」、「動物管理センター」が該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.36、また、各施設の一覧は図表 3.1.38(P.91)に示す通りです。

図表 3.1.37 は、衛生施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。昭和 61 年度から平成 2 年度の 5 年間に数多く建築されており、全体の約 90%を占めています。この時期に「食肉センター (6,424.76 m²)」が建築されています。

図表 3.1.36 衛生施設の概要 (令和 3 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
墓園等	6	3,143.92	46,739,137	14,867
その他	3	6,918.41	149,542,770	21,615
合計	9	10,062.33	196,281,907	19,507

図表 3.1.37 建築年代別面積 (衛生施設) (令和 3 年 3 月 31 日時点)



1) 墓園等

「満池谷斎場」は、『清楚で低廉』な葬儀を提供する施設であり、近年はこのような葬儀を望む市民の声も高まっています。西宮市では市営葬儀も市民に定着しており、年間約 600 件、市内葬儀の 1 割強を占めており、利用者はここ数年微増です。

施設については、老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行う必要があります。墓地については、園内における路面・石垣・階段・手摺等で経年劣化が表面化し、土壌の流失等も生じており、修繕が必要です。

2) その他（食肉センター、食肉衛生検査所、動物管理センター）

「食肉センター」は、大正 6 年に現在の芦原町に開設され、阪神間の食肉流通の拠点として、地域住民の食生活の向上に寄与してきました。その後、周辺開発が進む中、施設の老朽化等により施設の移転整備が必要となったため、昭和 63 年に、現在の西宮浜に移転しています。

「食肉衛生検査所」は、消費者に、より衛生的で安全な食肉を提供できるよう、食肉センターで処理される食肉の検査等を実施する施設です。

「動物管理センター」は、犬の登録管理、動物の相談受付、狂犬病予防注射の管理、犬猫の引取り譲渡、殺処分を実施している施設です。市民の生活衛生に欠かせない役割を担っています。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 墓園等

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 一体的な管理運営体制の構築や指定管理者制度の導入により、今後も効率的かつ効果的な管理運営を行います。 現況から必要な修繕方法や実施時期を検討し、将来コストの縮減が図れるよう、維持管理計画に反映します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場は、稼働年数と今後の死亡者数を見込むと、稼働規模として不足する可能性はあるものの、稼働条件（開場日数など）の見直しや火葬炉本体の更新により現施設の長寿命化に努めます。 墓地施設については、同様の理由から合葬式墓地を整備し、規模の拡大を図ります。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 白水峡公園墓地管理事務所は現行の耐震基準を満たしていない可能性があるため、今後調査、検討します。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 斎場は、令和2年度より、建物としての会館管理部門と市営葬儀部門を統合し、市営葬儀専用施設として指定管理者による運営を行っています。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場は、現状の指定管理者による管理を継続します。 墓地は、現状は一部のみ指定管理者による管理ですが、少子高齢化の進展により墓の世話をする人がいなくなることで永続的な管理運営が難しくなることや、広大な敷地の大規模修繕に対応する経費等の面で課題があり、管理運営の体制について検討します。 斎場は、令和2年度より、建物としての会館管理部門と市営葬儀部門を統合し、市営葬儀専用施設として指定管理者による運営を行っています。

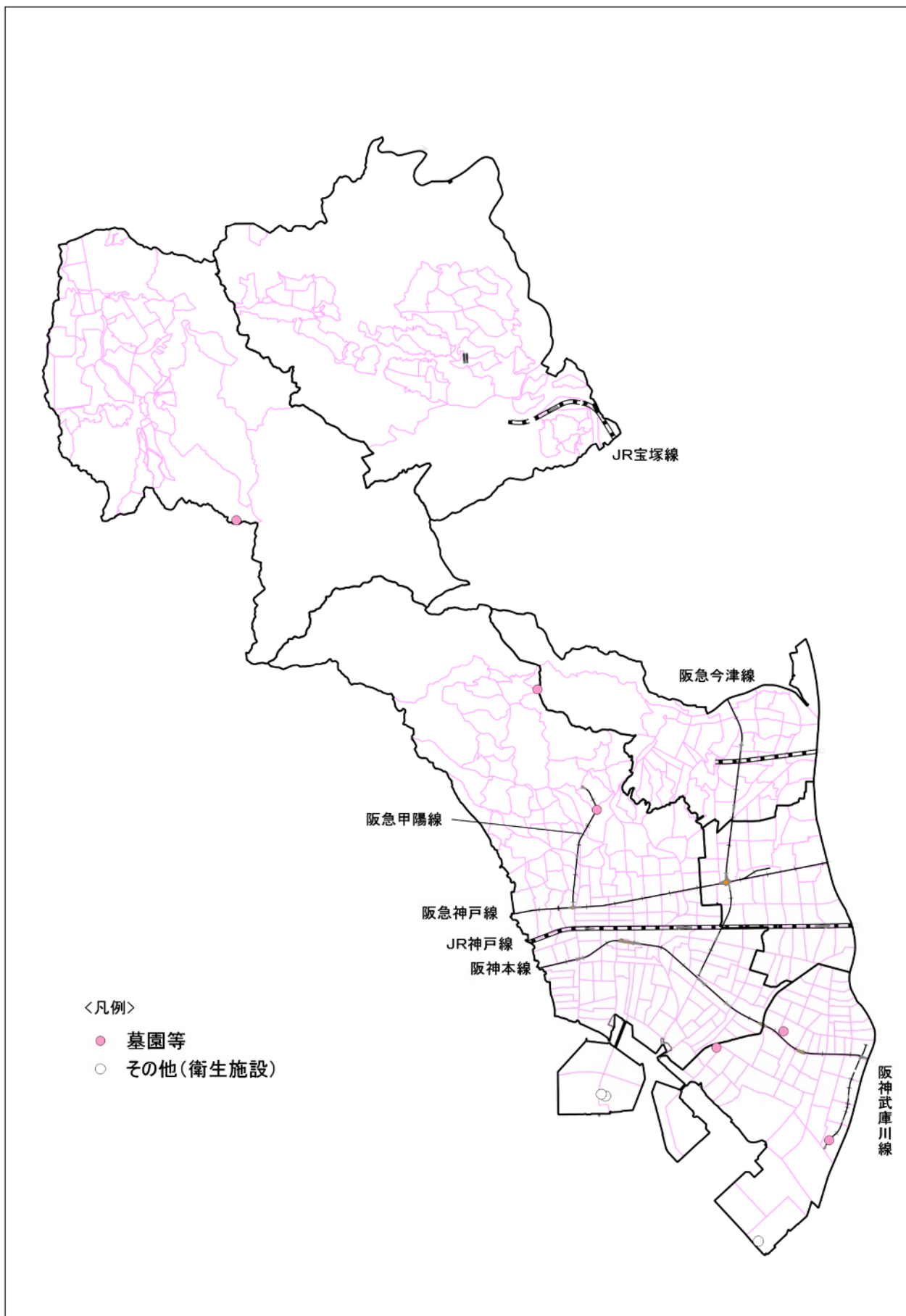
2) その他（食肉センター、食肉衛生検査所、動物管理センター）

<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

図表 3.1.38 衛生施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
衛生施設（9施設）			
墓園等（6施設）			
1	満池谷墓地	神原 13-41	
2	甲山墓園	甲陽園目神山町 4-1	
3	白水峡公園墓地	山口町中野 803-1	
4	上鳴尾墓地	上鳴尾町 18	
5	中津墓地	南甲子園 3丁目 2	
6	上田墓地	上田東町 4	
その他（3施設）			
1	西宮市食肉センター	西宮浜 2丁目 32-1	
2	食肉衛生検査所	西宮浜 2丁目 32-5	
3	動物管理センター	鳴尾浜 2丁目 1-4	

図表 3.1.39 衛生施設位置図



3.1.10 公園施設

(1) 主な施設の概要

本節では、公園施設のうち建築物を対象とし、延床面積や維持管理経費は図表 3.1.40、建築物の一覧は図表 3.1.42 (P.96) に示す通りです。

図表 3.1.40 対象公園施設（建築物）（令和3年3月31日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費 (令和2年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/㎡)
主要公園施設	8	13,624.44	116,843,636	8,576
その他	41	799.24	126,034,232	—
合計	49	14,423.68	242,877,868	16,839

※その他については、建物（トイレ等）以外の維持管理経費を含むため、延床面積で除した単価は表示していません。

1) 建築物

「北山緑化植物園」は、都市緑化の必要性や効果に対する情報提供、市民の緑化意識の向上、植物知識の普及を図るため、昭和53年度より整備が始められました。その後、昭和62年に「北山山荘」、平成2年には「植物生産研究センター」、4年には「北山墨華亭」が建築され現在にいたっています。

「鳴尾浜臨海公園」は、スポーツ、健康増進を目的として整備された公園で、平成4年に建築された「リゾ鳴尾浜」や野球場、テニスコートがあります。「リゾ鳴尾浜」は令和2年度に閉館したため、必要最低限の維持管理を継続しています。

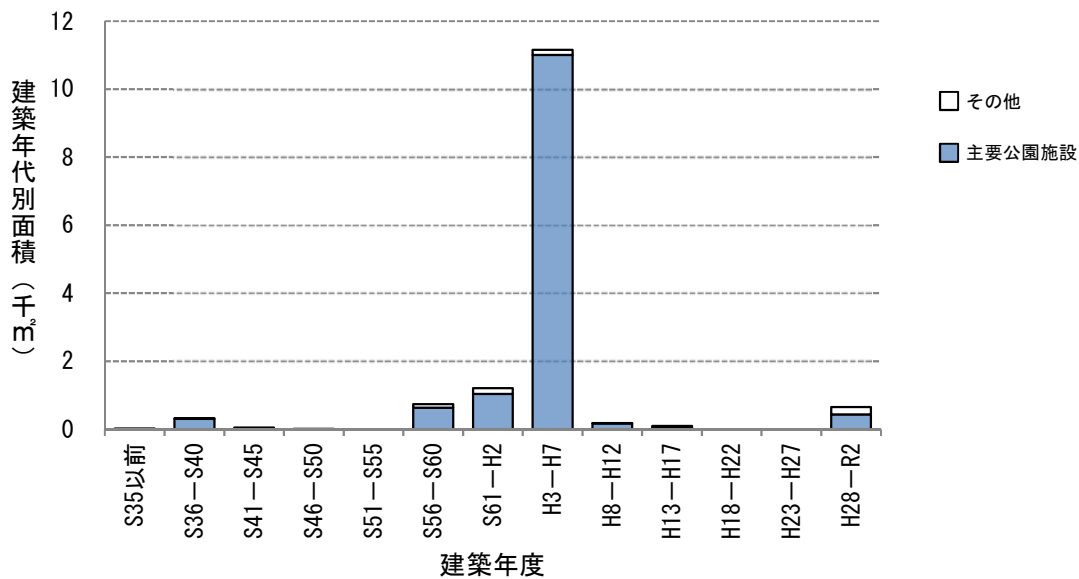
図表 3.1.41 は、公園施設のうち、建築物（トイレを含む）がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。平成3年度から7年度の5年間に建築のピークがきており、全体の約77%を占めています。

「北山緑化植物園」の各施設は建築後30～40年を経過しており、計画的な修繕を行っています。

2) トイレ

公園トイレの設置は、一定規模以上の面積を有する都市公園を対象としており、公園利用者だけでなく、広く一般の方にも利用されるトイレとなっています。公園トイレの多くは住宅地に接する形で設置されており、利用者の快適性と近隣住宅地への配慮の面から、清掃など日常の維持管理が必要となります。また、公園トイレの新設がある場合は、市標準仕様として定めた統一仕様のトイレを設置しています。既設トイレの改修については、市内114箇所あるトイレの内約半数が設置後30年以上経過しているため、老朽化の著しいものや使用頻度などの利用状況を勘案しながら計画的に実施します。

図表 3.1.41 建築年代別面積（公園施設（建築物））（令和3年3月31日時点）



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 建築物

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の更新の際に、利用状況や現状の公園に見合った施設か等を見極め、廃止を含めた検討を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物について、保全計画を策定します。

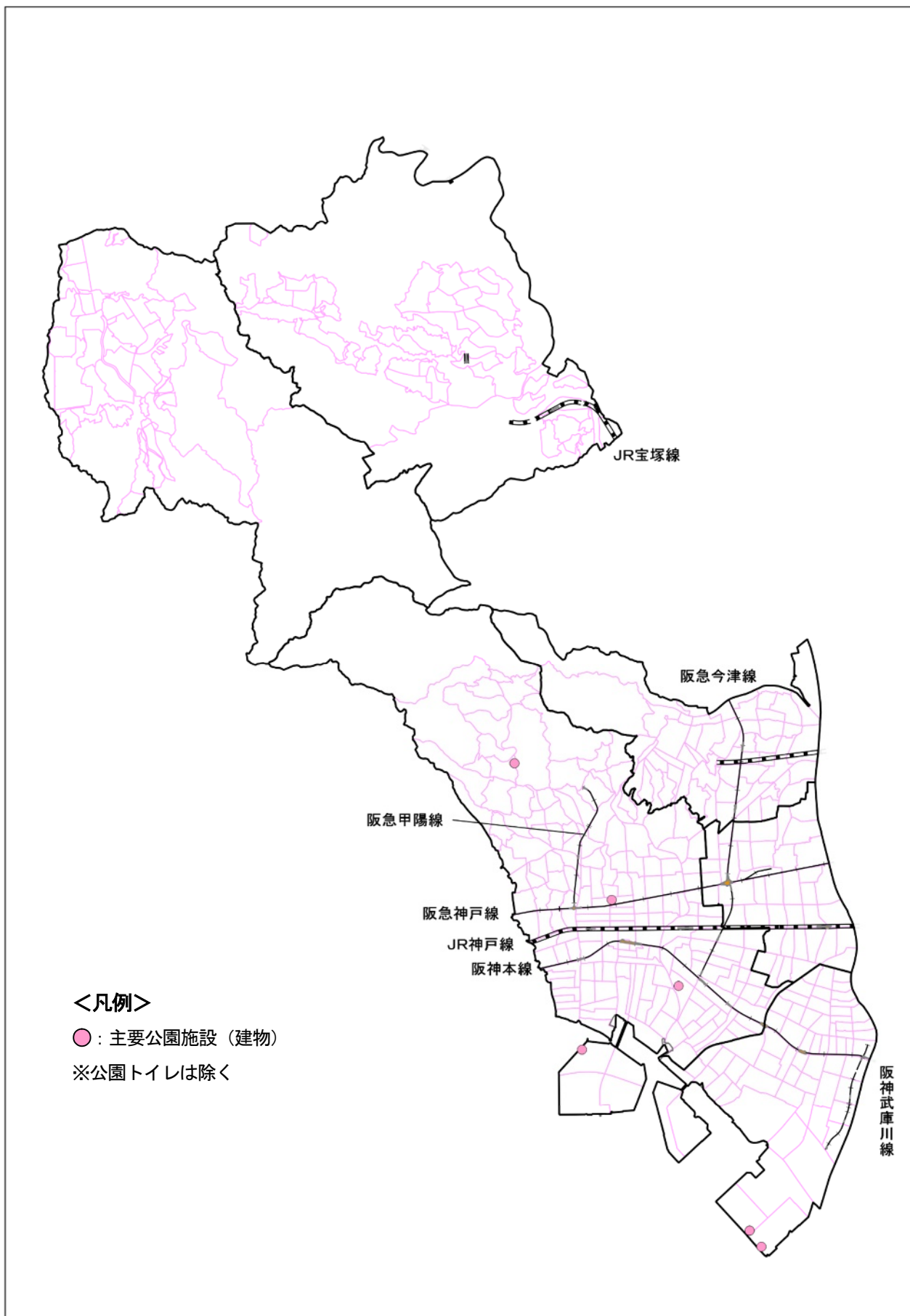
2) トイレ

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常清掃業務の委託先を一元化し、効率的な維持管理体制を構築しています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洋式化を含め、バリアフリーに対応した更新を図っていきます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性を図る施設として、一定規模の公園を新規整備する際には、設置を検討します。 ・ 施設の更新が必要となった際には、利用状況や地域の意向を確認し、廃止を含めた検討を行います。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの更新時には、耐震構造とします。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの更新計画に則り、長期間の使用を前提に、バリアフリー化にも対応した施設とします。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の更新が必要となった際には、利用状況や地域の意向も確認し、廃止を含めた検討を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の長寿命化計画に則り、計画的に管理を行います。

図表 3.1.42 公園施設のうち建築物一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
公園施設（49 施設）			
主要公園施設（8 施設）			
1	北山緑化植物園	北山町 1-1	
2	植物生産研究センター	北山町 1-1	
3	植物生産研究センター 花工房	鳴尾浜 2 丁目 1-8	
4	リゾ鳴尾浜・健康増進施設	鳴尾浜 3 丁目 13	
5	鳴尾浜臨海公園	鳴尾浜 1 丁目 5-2	トイレ 6 箇所
6	津門中央公園	津門住江町 3	トイレ 1 箇所
7	西田公園	西田町 6	トイレ 1 箇所
8	西宮浜総合公園	西宮浜 3 丁目 2	トイレ 3 箇所
その他（41 施設）			
1	綱引公園	甲子園綱引町	トイレ 1 箇所
2	あらかの森公園	荒木町 22	トイレ 1 箇所
3	川添公園	川添町 6	トイレ 1 箇所
4	甲子園口 S L 公園	甲子園口 6 丁目 3	トイレ 1 箇所
5	甲子園口公園	甲子園口 1 丁目 6	トイレ 1 箇所
6	寿公園	里中町 2 丁目 5	トイレ 1 箇所
7	下山口公園	山口町下山口 2 丁目 7	トイレ 1 箇所
8	すみれ台中央公園	すみれ台 2 丁目	トイレ 1 箇所
9	そよかぜ大島公園	大島町 9	トイレ 1 箇所
10	段上公園	段上町 7 丁目 2	トイレ 1 箇所
11	東三公園	石在町 18	トイレ 1 箇所
12	名来南公園	山口町名来 2 丁目 4	トイレ 1 箇所
13	南郷山公園	南郷町 13	トイレ 1 箇所
14	西宮震災記念碑公園	奥畑 5	トイレ 1 箇所
15	浜戎公園	東町 2 丁目 6	トイレ 1 箇所
16	春風公園	甲子園春風町 2	トイレ 1 箇所
17	東浦公園	甲子園口北町 11	トイレ 1 箇所
18	東甲子園公園	甲子園一番町 6	トイレ 1 箇所
19	広田山北公園	大社町 12	トイレ 1 箇所
20	二見公園	二見町 7	トイレ 1 箇所
21	弁天公園	甲子園口 2 丁目 18	トイレ 1 箇所
22	豊楽公園	豊楽町 8	トイレ 1 箇所
23	御代開公園	甲子園口 3 丁目 8	トイレ 1 箇所
24	山畑公園	上甲東園 1 丁目 23	トイレ 1 箇所
25	若山はちまん公園	若山町 5	トイレ 1 箇所
26	上田西公園	上田西町 4	トイレ 1 箇所
27	高木公園	高木東町 34	トイレ 1 箇所
28	名塩南台中央公園	名塩南台 3 丁目	トイレ 1 箇所
29	樋之池公園	樋之池町 11	トイレ 1 箇所、北夙川体育館併設
30	瓦林公園	上甲子園 3 丁目 7	トイレ 1 箇所
31	西宮中央運動公園	河原町 2	トイレ 1 箇所
32	流通東公園	山口町阪神流通センター 1 丁目	トイレ 1 箇所
33	浜甲子園運動公園	枝川町	トイレ 2 箇所
34	広田山公園	大社町	トイレ 2 箇所
35	甲山公園	甲山町	トイレ 1 箇所
36	有馬川緑道	山口町下山口 5 丁目	トイレ 1 箇所
37	夙川公園	泉町	トイレ 9 箇所
38	武庫川公園	一里山町	トイレ 11 箇所
39	名塩南児童遊園	名塩 1 丁目	トイレ 1 箇所
40	御前浜公園	西波止町	トイレ 1 箇所
41	久保公園（交通公園）	久保町 9-20	トイレ 1 箇所

図表 3.1.43 公園施設位置図



3.1.11 市民集会施設

(1) 主な施設の概要

市民集会施設は、市民館、共同利用施設等が該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.44、また、各施設の一覧は図表 3.1.47 (P. 102) に示す通りです。これらは市民に広く利用されている集会施設となっています。

図表 3.1.46 は、市民集会施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフで、昭和 46 年度から 50 年度の 5 年間に建築のピークがきており、全体の約 28% を占めています。また、昭和 56 年度から 60 年度の 5 年間に多くの施設を建築しており、全体の約 23% を占めています。

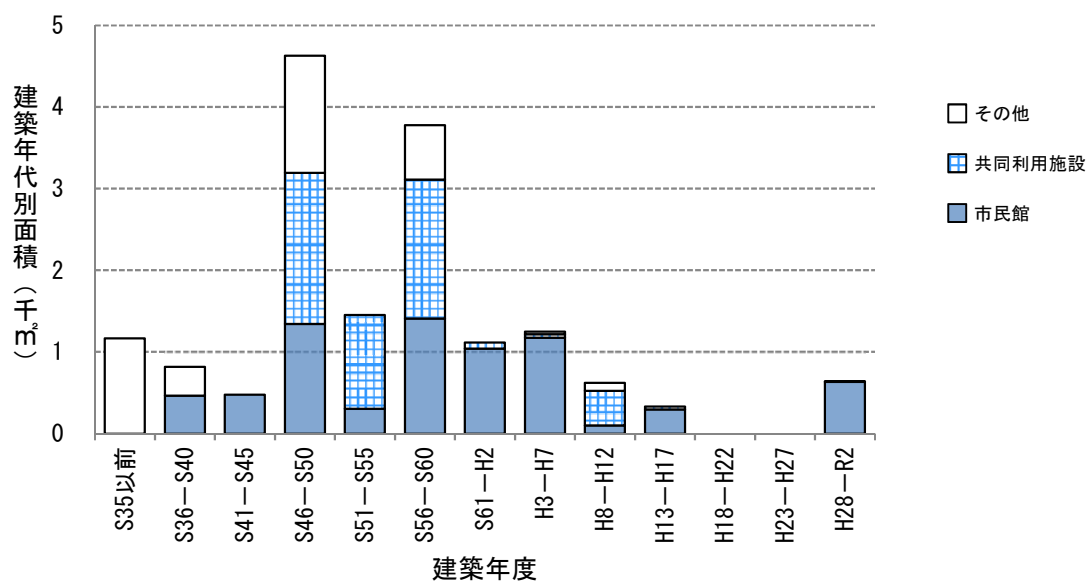
図表 3.1.44 市民集会施設の概要（令和 3 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/㎡)
市民館	22	7,247.46	44,185,140	6,097
共同利用施設	10	5,269.76	66,240,616	12,570
その他	4	3,759.85	12,721,374	3,383
合計	36	16,277.07	123,147,130	7,566

図表 3.1.45 市民集会施設の利用者数（令和 2 年度実績）

対象施設	年間利用者数 (人)
市民館	125,781
共同利用施設	97,584
その他	72,535
合計	295,900

図表 3.1.46 建築年代別面積（市民集会施設）（令和 3 年 3 月 31 日時点）



1) 市民館

市民館は、地域社会における相互の親睦及び文化活動の増進に寄与するために設置された施設で、分館を含め市内に 22 館あり、全館の年間利用者数は、令和 2 年度の実績で 125,781 人となっています。

市民館 22 館のうち半数以上の施設が建築後 30 年以上経過しており、計画的に修繕を行う必要があります。

なお、大筒市民館については、未耐震施設で老朽化が進んでいたことから移転建替えを行い、令和 3 年 9 月に津門市民館を開設しました。

2) 共同利用施設

共同利用施設は、公共飛行場周辺における航空機騒音対策の一環として設置された施設です。利用料は無料で、部屋の貸出をしている会議室、集会室と、随時利用できる休養室、学習室、保育室があります。共同利用施設は市内に 10 館あり、全館の年間利用者数は、令和 2 年度の実績で 97,584 人となっています。ほとんどの館が建築後 30 年以上経過しており、計画的に修繕を行う必要があります。

3) その他（広田山荘、市民交流センター等）

「広田山荘」は市民の健全な娯楽及び休息のための施設として設置されたもので、和室が 7 室、会議室が 1 室あり公募の指定管理者により運営しています。建築後 62 年が経過しており、老朽化が著しく、現行の耐震基準を満たしていないため、今後対応を検討していきます。

「西宮市市民交流センター」は、西宮・甲子園競輪の廃止に伴い、兵庫県自転車競技厚生事業団から厚生事業会館の譲渡を受けて開設された施設です。公益活動を目的とする市民活動団体の交流促進並びに市民の地域社会における相互の親睦及び文化活動の推進拠点施設として需要が高く、令和元年度の貸室利用率は 64.7%でしたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用率が大きく落ち込んでいます。建築後 48 年が経過していますが、平成 21 年度に耐震補強やエレベーター設置などの施設機能の向上を図るための改修工事を行っており、現行の耐震基準を満たしています。

「船坂里山学校」は、平成 22 年に閉校となった船坂小学校の跡施設を活用し、地域住民の相互の交流や地域を訪れる人との交流拠点として運用しています。本校舎は建築後 50 年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。一部の施設については耐震補強工事を実施する等、施設状況は改善していますが、今後も老朽化対策が必要です。

「大黒会館」は、地域の共同浴場だった建物を改装し、「芦乃湯会館」の分館として転用した小規模の集会施設です。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 市民館 2) 共同利用施設 3) その他 (広田山荘)

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 市民館及び広田山荘については、西宮市施設使用料指針に基づき定期的に使用料を見直し、適正な受益者負担を図ります。 市民館、共同利用施設、広田山荘について、老朽化している施設は計画的に大規模補修を行うなどして長寿命化を目指すとともに、単年度で発生する費用の平準化に努めます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 市民館、共同利用施設、広田山荘について、老朽化している施設は計画的に大規模補修を行うなどして長寿命化を目指し、より長期間使用できるようにします。 市民館は、地域住民が気軽に集うことが出来る場所として、地域の活性化に寄与するよう検討します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市民館、共同利用施設、広田山荘については、地域の活動拠点として必要な施設であり、原則は存続する方針ですが、複合施設においては施設の活用状況等を勘案しながら、用途変更等を図るなどを検討します。
施設管理の実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や市民館等同様の機能を有する施設の所管課が連携し、施設の適切な管理体制を検討します。

3) その他

・市民交流センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	

供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動の促進拠点施設として継続利用していきますが、多額の費用が必要となる更新や老朽化による大規模修繕の際には利用状況に基づき適正規模を検討します。
マネジメントの実施方針	
<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。 	

・船坂里山学校

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市施設使用料指針に基づき定期的に使用料を見直し、適正な受益者負担を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民及び地域を訪れた人との交流を図り、船坂地区の拠点施設となるよう運用していきます。 老朽化した施設については、適宜補修を行い可能な限り長期にわたって利用が出来るように努めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 地域内外の交流拠点施設として、今後も運用します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の一部では現行の耐震基準を満たしていないため、耐震化等について検討します。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や市民館等同様の機能を有する施設の所管課が連携し、施設の適切な維持管理を図ります。

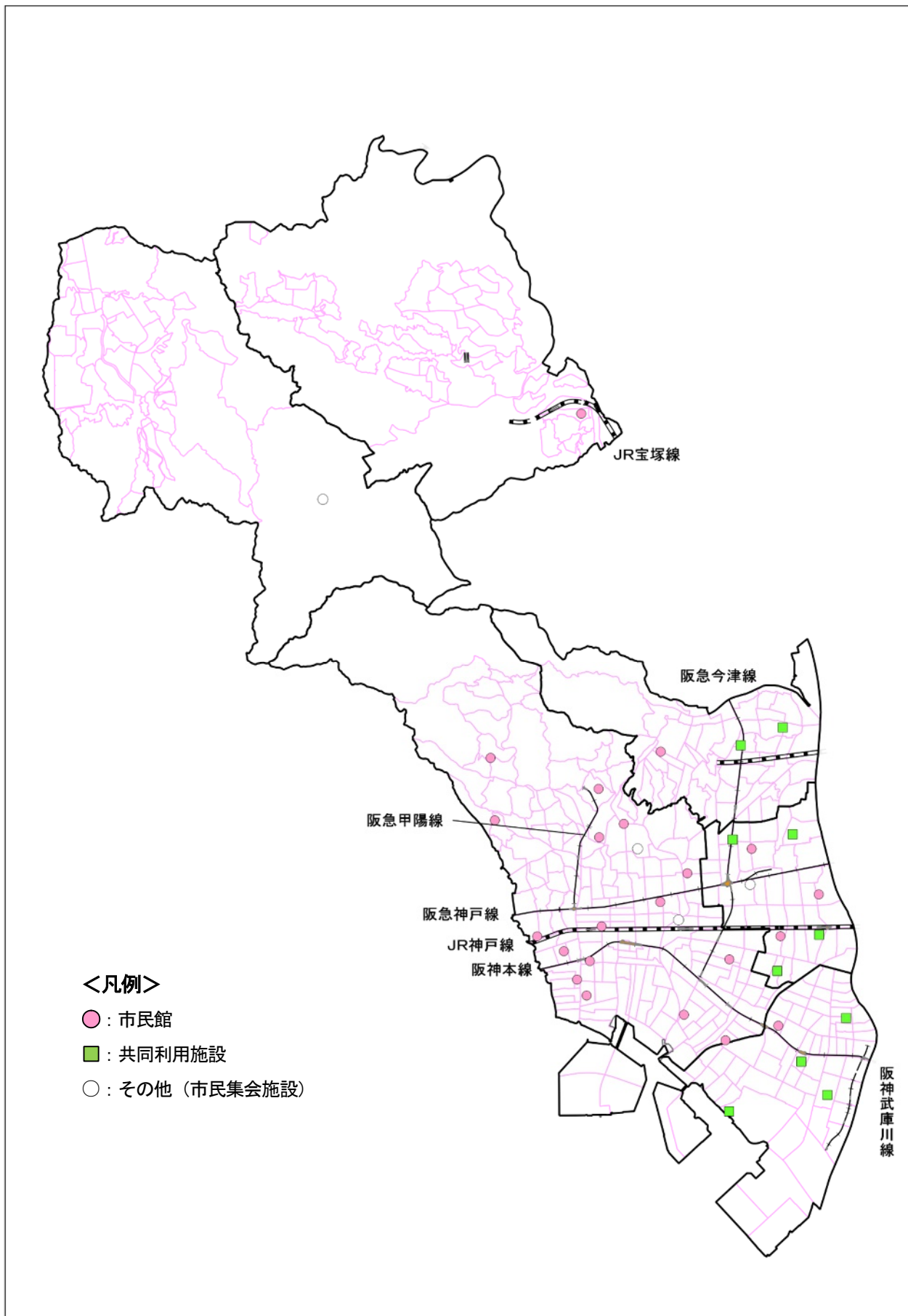
・大黒会館

<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

図表 3.1.47 市民集会施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
市民集会施設（36施設）			
市民館（22施設）			
1	綱引市民館	甲子園綱引町 7-1	
2	市庭市民館	市庭町 7-13	
3	今津南市民館	今津出在家町 10-5	今津南保育所併設
4	上ヶ原市民館	上ヶ原三番町 6-22	上ヶ原分団併設
5	大箇市民館	津門大箇町 7-29	令和3年度に解体
6	柏堂市民館	柏堂町 13-15	
7	神原市民館	神原 6-11	神原公民館併設
8	北甲子園口市民館	松並町 5-12	
9	苦楽園市民館	苦楽園五番町 3-25	
10	甲子園口市民館	甲子園口 6丁目 6-20	甲子園口デイサービスセンター併設
11	甲陽園市民館	甲陽園本庄町 1-75	
12	香爐園市民館分館	屋敷町 12-1	
13	夙川西市民館	大谷町 3-50	
14	夙東市民館	川添町 10-30	建石保育所併設
15	高木市民館	高木東町 34-8	
16	中市民館	中前田町 8-11	
17	生瀬市民館	生瀬町 2丁目 20-22	西宮市役所塩瀬支所 生瀬分室併設
18	平木市民館	大畑町 1-35	
19	安井市民館	安井町 2-4	
20	八ツ松市民館	甲子園六番町 11-12	
21	六軒市民館	大社町 12-26	
22	香爐園市民センター	川西町 4-5	
共同利用施設（10施設）			
1	共同利用施設上甲子園センター	甲子園口 3丁目 9-3	西宮市役所上甲子園市民サービスセンター、上甲子園公民館併設
2	共同利用施設瓦林公園センター	上甲子園 3丁目 7-4	
3	共同利用施設北瓦木センター	上之町 24-40	上之町保育所併設
4	共同利用施設甲東センター	甲東園 3丁目 2-29	アプリ甲東内
5	共同利用施設小松センター	小松北町 2丁目 4-1	小松幼稚園併設（休園中）
6	共同利用施設高木センター	伏原町 1-58	
7	共同利用施設段上センター	段上町 2丁目 10-23	段上児童館併設
8	共同利用施設鳴尾センター	笠屋町 19-23	鳴尾保育所、鳴尾児童館併設
9	共同利用施設鳴尾中央センター	鳴尾町 3丁目 5-14	鳴尾支所 3階
10	共同利用施設浜甲子園センター	枝川町 19-10	甲子園浜自然環境センター北隣
その他（4施設）			
1	西宮市市民交流センター	高松町 20-20	
2	広田山荘	大社町 7-17	
3	芦乃湯会館分館 大黒会館	西福町 4-11	
4	西宮市立船坂里山学校	山口町船坂 2048-2	

図表 3.1.48 市民集会施設位置図



3.1.12 ごみ処理施設

(1) 主な施設の概要

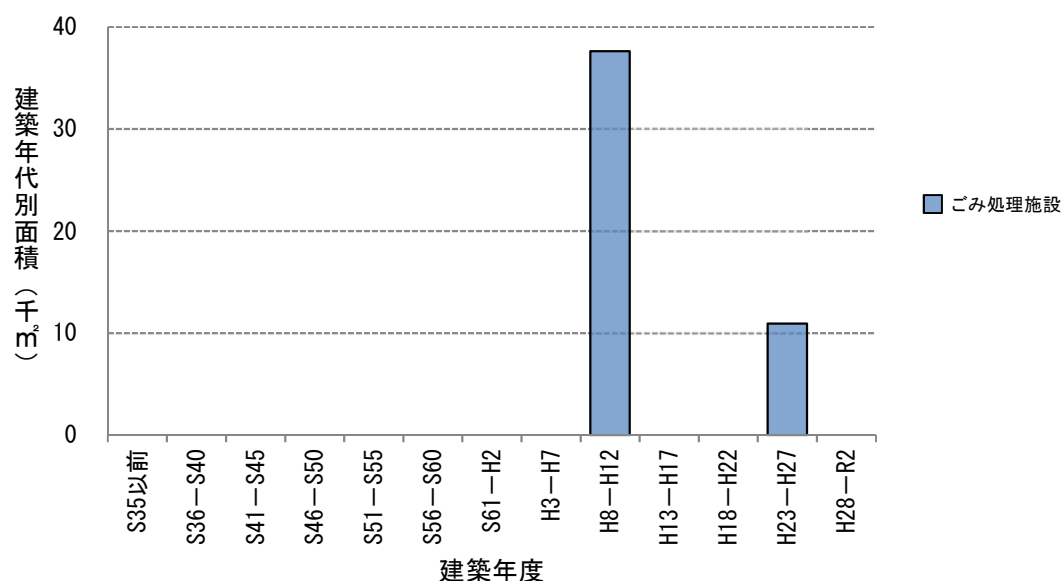
ごみ処理施設は、西宮浜の西部総合処理センター、鳴尾浜の東部総合処理センターが該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.49、また、各施設の一覧は図表 3.1.51(P.109)に示す通りです。

図表 3.1.50 は、ごみ処理施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。平成 8 年度から 12 年度の 5 年間に数多く建築されており、全体の約 77%を占めています。この時期に「西部総合処理センター (36,973.61 m²)」が建築されています。

図表 3.1.49 ごみ処理施設の概要 (令和 3 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
ごみ処理施設	2	48,576.52	906,660,209	18,665
合計	2	48,576.52	906,660,209	18,665

図表 3.1.50 建築年代別面積 (ごみ処理施設) (令和 3 年 3 月 31 日時点)



1) 西部総合処理センター

・焼却施設

西部総合処理センター焼却棟では、市内で収集されたもやすごみ、市民や市内の事業所から直接持ち込まれた可燃ごみ、西部総合処理センター破砕選別棟で発生した可燃残渣等を焼却し、発生した焼却灰は埋立処分、一部をセメント化してリサイクルしています。ごみを燃やして発生した熱により蒸気を発生させ、蒸気タービンにより発電し、余剰電力を売電する他、西部総合処理センターや、隣接する環境事業部庁舎の熱源として使用しています。

焼却処理経費は年度毎に算出しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、維持管理記録を公開しています。

・ 破砕選別施設

西部総合処理センター破砕選別棟では、市内で収集されたもやさないごみ、粗大ごみ、市民から直接持ち込まれた不燃ごみ、粗大ごみをリサイクルできるものとできないものに分別します。分別された有価物は売却され、可燃残渣は焼却棟で焼却、不燃残渣は埋め立て処分されます。破砕選別処理経費は年度毎に算出しています。

・ リサイクルプラザ

西部総合処理センターリサイクルプラザでは、破砕選別棟に搬入された粗大ごみの中でもまだ利用できそうなものを展示し、市民に再利用していただくことにより、ごみ減量を啓発するための施設です。

2) 東部総合処理センター

・ 焼却施設

東部総合処理センター焼却棟では、市内で収集されたもやすごみ、市内の事業所から直接持ち込まれた可燃ごみを焼却し、発生した焼却灰は埋立処分されます。ごみを燃やして発生した熱により蒸気を発生させ、蒸気タービンにより発電し、余剰電力を売電する他、東部総合処理センターの熱源として使用しています。

・ ペットボトル圧縮施設

東部総合処理センターペットボトル圧縮棟では、市内で収集されたペットボトルを圧縮梱包し、日本容器包装リサイクル協会に引き渡します。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 西部総合処理センター

・ 焼却施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 改良工事を行い長寿命化させる場合と、代替施設を建設する場合のライフサイクルコストによる定量比較を行った結果に基づき、延命化を図りました。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持管理を行うことにより機能を維持します。 改良工事を実施し、消費電力の削減を行うことにより、省エネ対策を図りました。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 3炉のうち、2炉について改良工事を行いました。 可燃ごみの減量目標値、人口減少を考慮し、処理量を見直すことにより、処理の効率化を図り、東部総合処理センター焼却施設との集約化を進めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画を作成し、それに則っています。 改良工事を実施し、燃焼改善、主要設備のインバーター化、照明器具のLED化等により、温室効果ガス排出量を改良前と比較し、20%以上削減しました。

ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市との広域処理の検討、東部総合処理センター焼却施設との集約化の検討を行った結果、ごみ減量施策の推進、人口減によるごみ排出量の減量、温室効果ガス削減、財政面を考慮し、東部総合処理センター焼却施設と集約化する計画としました。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ処理施設の整備に関する事項を定めています。 担当職員に対して、焼却施設の維持管理、運転に必要な資格の取得を推進しています。

・ 破砕選別施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 改良工事を行い長寿命化させる場合と、代替施設を建設する場合のライフサイクルコストによる定量比較を行った結果に基づき、東部総合処理センターに新破砕選別施設を整備する計画としました。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持管理を行うことによって機能を維持します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル法の施行や人口減少によるごみ質、ごみ量の変化を考慮し、東部総合処理センター新破砕選別施設の整備においては、資源循環の効率化を図るため、ごみの分別区分を見直し、東部総合処理センターペットボトル圧縮施設及び、西部総合処理センターリサイクルプラザの集約化を進めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画を作成し、それに則っています。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 東部総合処理センター新破砕選別施設の整備に合わせ、東部総合処理センターペットボトル圧縮施設と西部総合処理センターリサイクルプラザを集約化する計画としました。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ処理施設の整備に関する事項を定めています。 担当職員に対して、破砕選別施設の維持管理、運転に必要な資格の取得を推進しています。

・リサイクルプラザ

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常維持管理業務を効率的に実施し、維持管理経費の縮減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量を市民へ啓発する施設として、様々なイベントを企画し、市民の利用を促進します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の施設に搬入された粗大ごみの活用施設であるため、東部総合処理センター新破砕選別施設の整備に合わせ集約化を進めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に維持管理することで機能を維持します。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部総合処理センター新破砕選別施設の整備にあわせ、集約化する計画としました。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ処理施設の整備に関する事項を定めています。

2) 東部総合処理センター

・焼却施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年間の包括運営委託により、事業者の創意工夫の創出、施設運営の効率化、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年間の包括運営委託により、効率の良い維持管理、運転、発電を行います。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ごみの減量目標値、人口減少を考慮し、処理量を見直すことにより、処理の効率化を図り、西部総合処理センター焼却施設との集約化を進めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	

耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検結果に基づき、適切に維持管理することで長寿命化を図ります。 ・ 一部の照明器具に LED 照明の採用、トイレ等の人感センサーを採用し、省電力化を図っています。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部総合処理センター焼却施設との集約化の検討を行った結果、ごみ減量施策の推進、人口減によるごみ排出量の減量、温室効果ガス削減、財政面を考慮し、集約化する計画としました。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ処理施設の整備に関する事項を定めています。

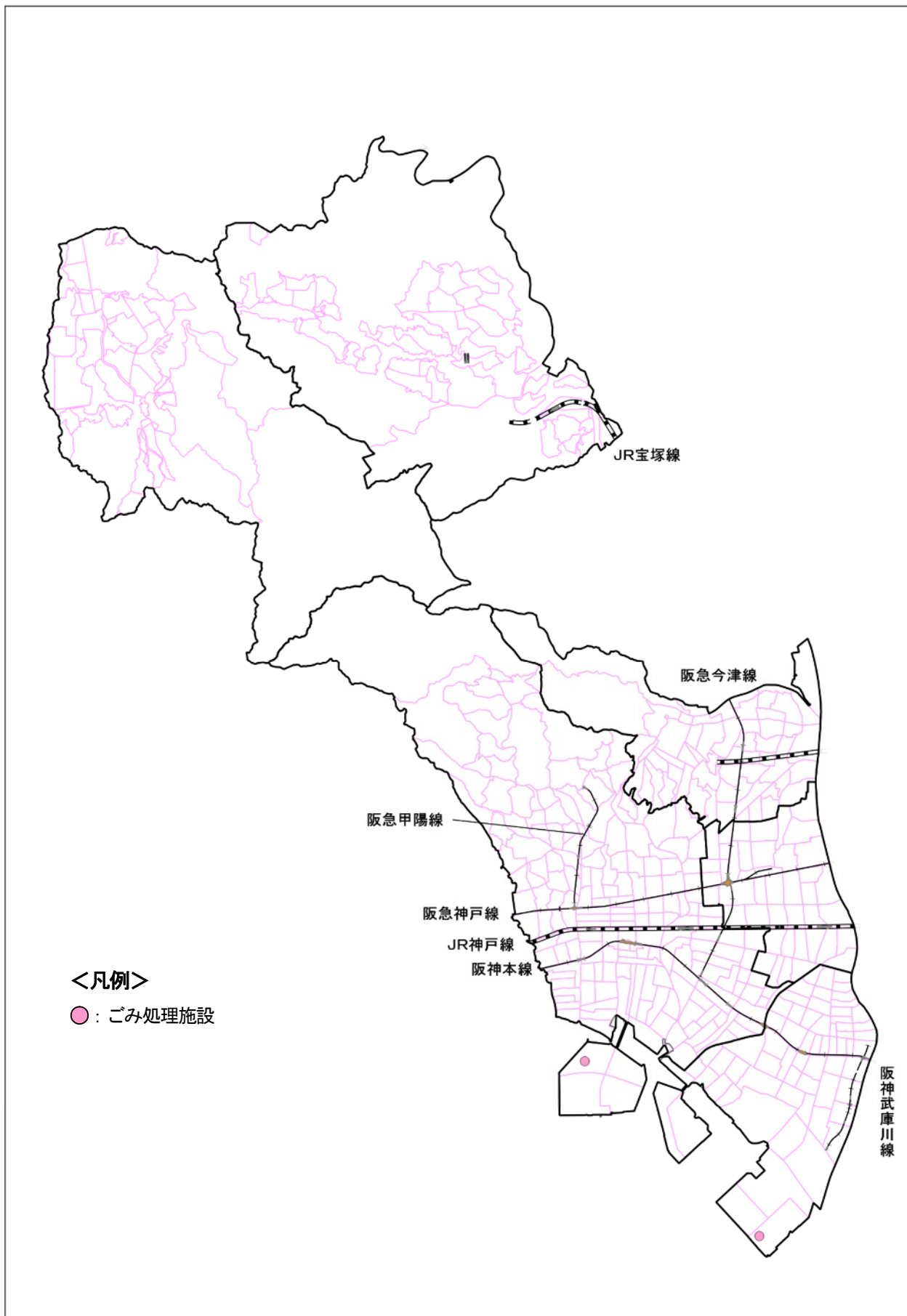
・ ペットボトル圧縮施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転委託により、人件費の削減を図っています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な維持管理を行うことにより機能を維持します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトル容器の需要増加により、ピーク時の処理能力が不足しています。保管場所の確保をするとともに、東部総合処理センター新破碎選別施設の整備に合わせ、ごみの分別区分を見直し、集約化を進めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検結果に基づき、適切に維持管理することで長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部総合処理センター新破碎選別施設に集約化する計画としました。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ処理施設の整備に関する事項を定めています。

図表 3.1.51 ごみ処理施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
ごみ処理施設（2施設）			
ごみ処理施設（2施設）			
1	西部総合処理センター	西宮浜3丁目8	
2	東部総合処理センター	鳴尾浜2丁目1-4	

図表 3.1.52 ごみ処理施設位置図



3.1.13 医療施設

(1) 主な施設の概要

医療施設には、西宮市立中央病院と西宮市応急診療所等が該当します。中央病院は許可病床 257 床、稼動病床 193 床の病院です。

延床面積や維持管理経費は図表 3.1.53、また、施設の一覧は図表 3.1.56(P.113)に示すとおりです。

図表 3.1.55 は、医療施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。昭和 49 年に「中央病院 (19,272.84 m²)」が建築されています。

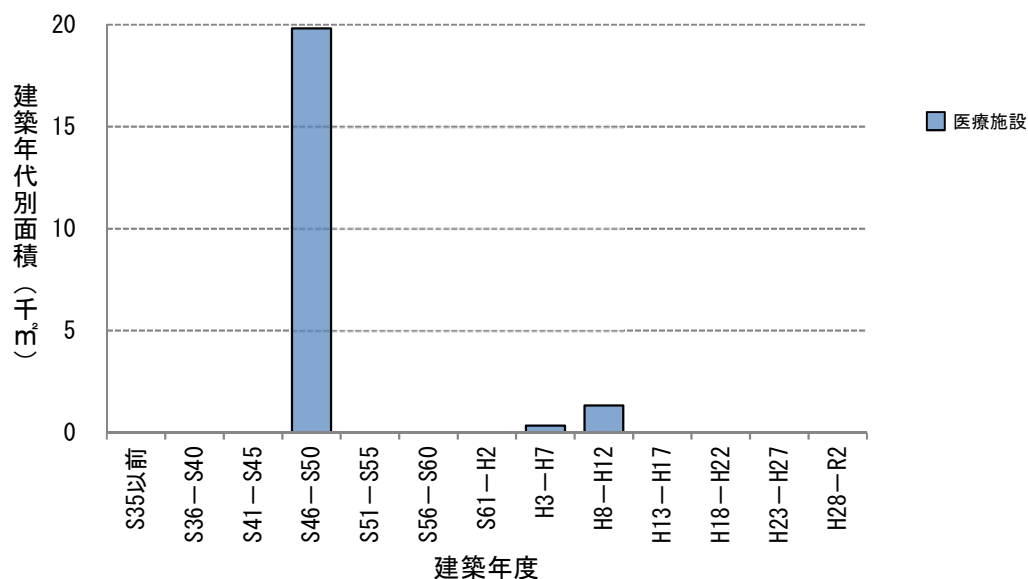
図表 3.1.53 医療施設の概要（令和 3 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (令和 2 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
医療施設	3	21,483.06	297,726,740	13,859
合計	3	21,483.06	297,726,740	13,859

図表 3.1.54 入院延患者数、外来患者数の推移

年度	入院延患者数 (人)	外来患者数 (人)
平成 28 年度	49,657	109,200
平成 29 年度	51,149	110,103
平成 30 年度	46,870	107,436
令和元年度	46,074	97,536
令和 2 年度	40,979	86,024

図表 3.1.55 建築年代別面積（医療施設）（令和 3 年 3 月 31 日時点）



1) 医療施設

「中央病院」は急性期の症状にある患者に医療を提供する施設です。また、救急告示病院として、第2次救急医療を担っていること、兵庫県指定がん診療連携拠点病院として、地域医療機関等からのがん患者の手術・放射線治療・化学療法の集学的治療をおこなっていることが特徴です。

「西宮市応急診療所」は、休日における内科、小児科の第1次救急医療を行うことを目的として昭和54年に開設され、当初は戸崎町に「西宮市立休日診療所」の名称で設置されました。その後、平成8年4月、池田町に消防局庁舎等と合築・移転し、名称を「西宮市応急診療所」に変更しました。同年10月からは、平日夜間の診療を開始しました。

令和2年度の年間利用者数は、4,075人となっており、一般の医療機関が診療していない時間の救急医療機関として利用されており、建築後25年が経過しています。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 医療施設

・中央病院

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化により、大幅に光熱水費を削減することは困難ですが、照明交換時のLED化などにより省エネ化を図っていきます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 病院施設は建築後46年が経過し、老朽化とともにアメニティが低く、患者にとって、快適な空間とは言い難い状況であるため、今後、県立西宮病院との統合を見据えたうえで、適切と思われる必要最低限の設備投資を行っていく予定です。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に県立西宮病院と統合することが決定していますが、閉院までは高齢化の進展に伴い増加する救急患者、がん患者などに対応するため、診療機能の強化に向けた体制の整備・維持を図っていきます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 平成29～30年度に耐震改修工事を行いました。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 統合までの残り年数を見据えたうえで、「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に県立西宮病院と統合する予定です。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 統合までの残り年数を見据えたうえで、「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

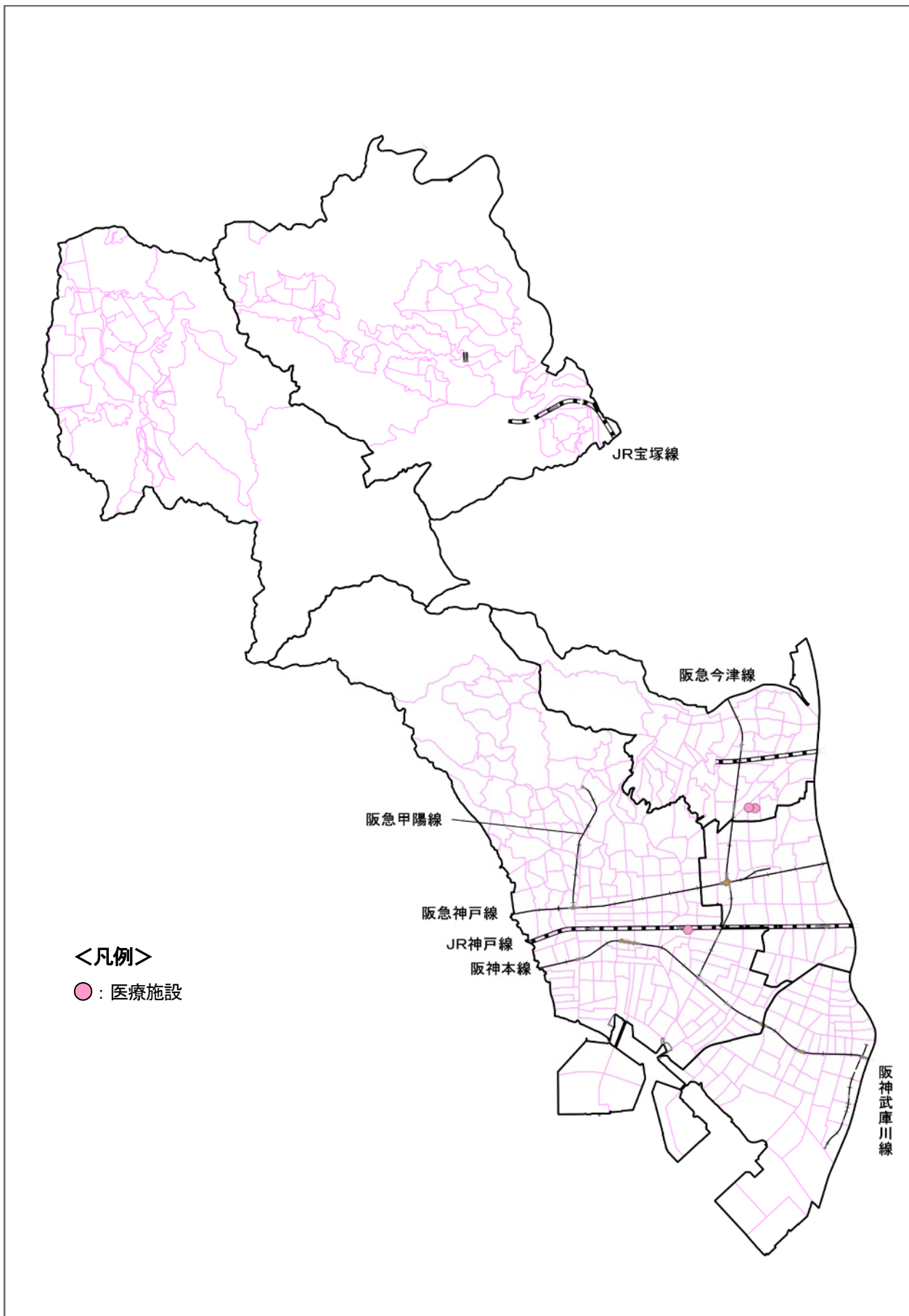
・西宮市応急診療所

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 休日、夜間（準夜帯）の応急的な診療を行う救急医療機関です。深夜帯の小児科診療は、伊丹市にある阪神北広域こども急病センターとの連携により確保しています。 市内唯一の施設であり、池田町にあるため、北部からの利用が不便なことが課題ですが、近隣市との連携や情報提供の充実により、救急医療体制全体としてサービスの向上を目指します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 新保健所施設の整備に合わせて機能の再編・集約化を進めます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

図表 3.1.56 医療施設一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
医療施設（3施設）			
医療施設（3施設）			
1	中央病院	林田町 8-24	
2	西宮市応急診療所	池田町 13-3	
3	医師・看護師寮	林田町 7-17	

図表 3.1.57 医療施設位置図



3.1.14 その他施設

(1) 主な施設の概要

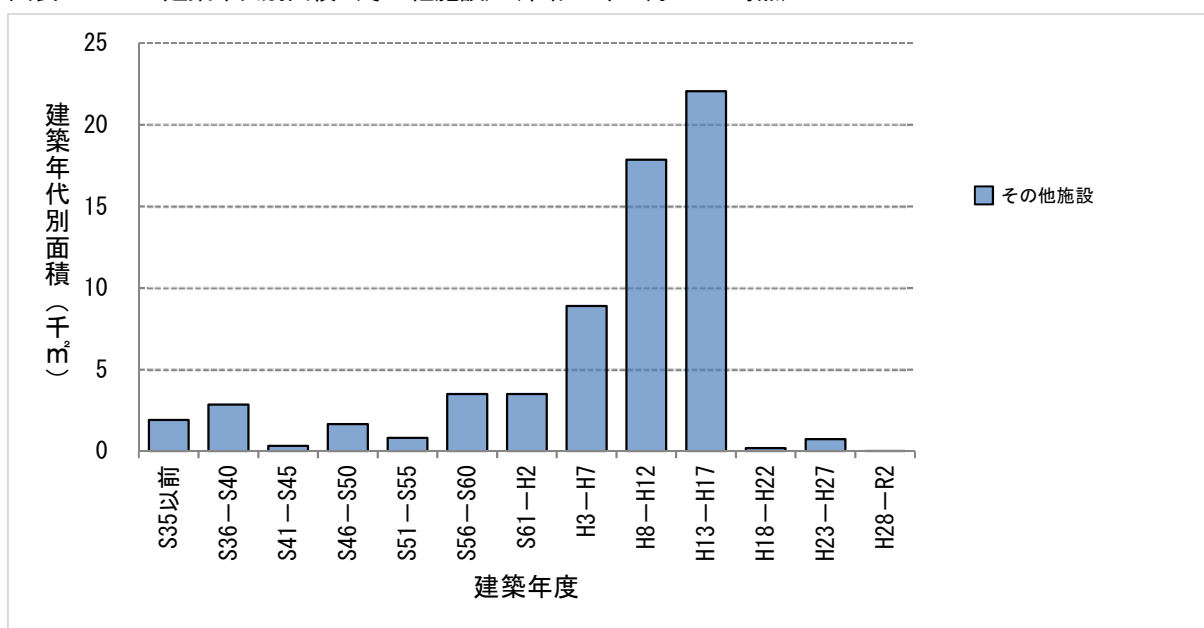
その他施設は、主に市が民間事業者や地域自治会などに貸付を行っている施設や、市営公共駐車場、自転車等駐車場などが該当し、その延床面積や維持管理経費は図表 3.1.58、また、施設の一覧は図表 3.1.60 (P.119) に示す通りです。

図表 3.1.59 は、その他施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。平成8年度から17年度の10年間に床面積の大きな施設が建築されており、この時期に「市役所前公共駐車場 (13,414.68 m²)」、「北口駐車場 (21,125.38 m²)」が建築されています。

図表 3.1.58 その他施設の概要 (令和3年3月31日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (令和2年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
その他施設	66	65,636.85	208,930,942	3,183
合計	66	65,636.85	208,930,942	3,183

図表 3.1.59 建築年代別面積 (その他施設) (令和3年3月31日時点)



1) 市営公共駐車場

市営公共駐車場2施設は、それぞれ平成9年・13年に建設されており、現在は不良箇所のみ補修を行っていますが、今後は外壁改修や防水、舗装及び設備機器の計画的な更新が課題となります。

2) 貸付施設

市の保有している未利用の土地及び建物を地域団体、企業及び個人等に有償又は無償で貸し付けています。建物については、建築後30年以上経過しているものが多く、老朽化しています。

3) 自転車等駐車場(駐輪場)

駅周辺の美観を保ち、交通の妨げにならないよう、公共自転車等駐車場を設置しています。市内の鉄道駅23駅周辺に69の公共自転車等駐車場があります。

4) その他(フレンテ西宮、西宮市卸売市場、倉庫、西部工場等)

「西部工場」は昭和58年より、もやすごみを焼却処理してきました。東部総合処理センター焼却施設の稼働により、平成24年に閉鎖しており、令和5年度から解体工事に着手する予定です。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 市営公共駐車場

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。また、運営管理においては、民間活力の導入に努めます。
品質について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	・ 2施設とも市以外との複合施設であり、建物全体の方針に添いながら計画的な修繕や改修を進めます。 ・ 機器の管理委託や点検委託の結果に応じて修繕計画を立て、必要に応じて修繕を行います。
安全確保について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	・ 市営駐車場2施設は昭和56年以降の建築であり、建物は現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化・脱炭素化について	・ 建物全体の計画に沿った保全計画の作成により長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	・ 多額の費用が必要となる更新や老朽化等による大規模修繕の際には、施設の規模及び運営形態等の見直しを行います。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による管理体制と所管課の計画的な修繕計画を組み合わせ、総合的かつ計画的な管理を目指します。 駐車場のよう単一用途であり24時間の監視が必要な施設は、一元的に管理できる組織又は管理会社への委託が望ましいため、今後検討していきます。
------------------------------	--

2) 貸付施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 企業や個人に貸し付けている一部のものを除いて、地域等への無償貸付が大半となります。施設の維持管理については借受者が行います。 シルバー人材センター事務所は、平成7年の建設から25年が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、移転候補先を検討していく必要があります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の品質管理については借受者が行います。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 貸付施設の大半が自治会等地域の施設として利用されています。 貸付施設を含めた低利用財産について、売却を含めて個々の施設に適合する有効活用をすすめます。 シルバー人材センター事務所は、平成7年の建設から25年が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、移転候補先を検討していく必要があります。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理については借受者が行います。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な修繕が行われてこなかったため、不具合が発生し、市が応急処置を行う場合があります。 雨漏り及び雨漏りによる内部劣化の防止が必要です。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断は行っておらず、今後も耐震工事の予定はありません。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理については借受者が行っており、市の負担で長寿命化を図る方針はありません。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理については借受者が行っており、市の負担で積極的にバリアフリー化を図る方針はありません。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 更新又は大規模修繕等の必要が生じた時点で、借受者による対応が困難な場合は、施設の廃止を検討します。 施設が廃止された場合には、跡地活用について、民間活力の活用等の可能性を多角的に検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 貸付施設を含めた低利用財産を有効に活用するための仕組みが構築できないか研究をしていきます。

3) 自転車等駐車場(駐輪場)

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	・ 指定管理者との連携により、施設保全と維持管理経費の縮減に努めます。
品質について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	・ 市内周辺に依然として自転車等の放置が絶えないこと及び自転車利用者による需要が多いため、当面は増設を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	・ 今後民間借地自転車等駐車場を市有地へ統合するなど、施設の効率化や継続性を高めるよう検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	・ 指定管理者による管理体制と所管課による修繕計画を組み合わせ、総合的かつ計画的な管理を目指します。

4) その他(フレンテ西宮、倉庫等)

・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

・ 西宮市卸売市場

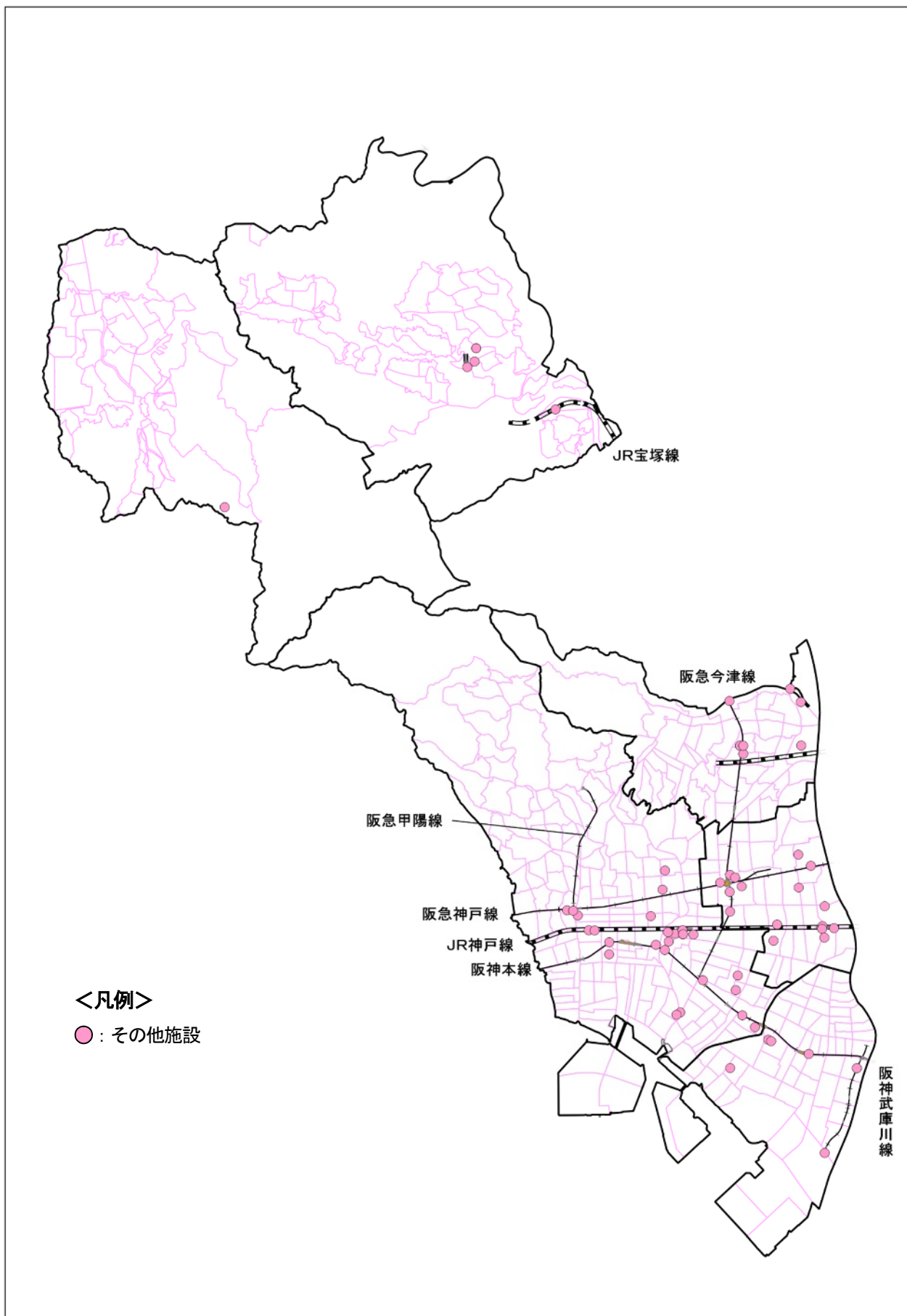
財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	・ 新卸売市場は、民設市場開設者へ普通財産として貸付けますが、施設の維持管理は、大規模修繕も含め、すべて賃借人の負担とします。
品質について	・ 新卸売市場の貸付けに係る基本協定において、賃借人に対して、施設の計画的な維持管理に努め、長寿命化を図ることを定めます。
供給について	・ 新卸売市場の貸付けに係る基本協定において、一定規模以上の余剰床が生じた場合は、新たな賃借人等による資産活用を図ります。
マネジメントの実施方針	
・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、賃借人が実施します。	

図表 3.1.60 その他施設のうち建築物一覧（令和3年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考
その他施設（66施設）			
その他施設（66施設）			
1	津門住江町倉庫	津門住江町15-3	
2	アプリ甲東立体駐車場	甲東園3丁目2-29	アプリ甲東内
3	西宮商工会議所	櫛塚町2-20	令和3年度中に市所有の商工会館は解体
4	百間樋会館	宝塚市仁川北1丁目4-19	市外施設
5	東山台コミュニティ施設	東山台1丁目106-2	
6	斜行エレベーター	東山台1丁目106-2	
7	西宮市シルバー人材センター	青木町2-5	
8	フレンテ西宮	池田町11-1	
9	さくらFM株式会社	池田町9-7	
10	阪急バス株式会社	甲東園3丁目2-29	アプリ甲東内
11	西宮市卸売市場	池田町5	
12	行旅死亡人等遺骨安置所	山口中野803-1	
13	フレンドハウス	津門大塚町1-38	令和3年度に解体
14	西宮東口集会所	松原町12-27	
15	甲子園集会所	甲子園高潮町1	
16	南甲子園集会所	南甲子園1丁目10	
17	浜脇連合自治会	産所町5	
18	池田町・松原町自治会	池田町8-11	
19	深津町自治会	深津町4	
20	甲東地区連合自治会	一里山町14-23	
21	瓦木連合町内会	中島町2	
22	日野町自治会	日野町5-18	
23	日野町集出荷場	日野町3	
24	市役所前公共駐車場（東館）	六湛寺町3-1	西宮市役所東館併設
25	北口駐車場（東館・西館）	北口町1-1	アクタ西宮内
26	西部工場	浜松原町3	
27	JR西宮名塩第1自転車駐車場	名塩木之元1-1	
28	JR生瀬自転車駐車場	生瀬町1丁目786-1	
29	JR甲子園口北第2自転車駐車場	二見町3	
30	JR甲子園口南第1自転車駐車場	甲子園口3丁目2	
31	JR甲子園口南第2自転車駐車場	甲子園口2丁目1	
32	JR甲子園口南第4自転車駐車場	甲子園口2丁目351	
33	JR西宮南第1自転車駐車場	池田町13-5	JR西宮駅前公衆便所併設
34	JRさくら夙川南西自転車駐車場	安井町5	
35	阪急仁川自転車駐車場	仁川町2丁目44-1	
36	阪急甲東園東第3自転車駐車場	上中市1丁目98	
37	阪急甲東園東第4自転車駐車場	甲東園1丁目5-4	
38	阪急西宮北口南東第1自転車駐車場	高松町87	
39	阪急西宮北口南西第1自転車駐車場	高松町297	
40	阪急西宮北口北東第1自転車駐車場	北口町1-2	
41	阪急西宮北口北西第3自転車駐車場	南昭和町3-26	
42	阪急夙川西第1自転車駐車場	羽衣町25-2	
43	阪急夙川南第3自転車駐車場	千歳町7	
44	阪神武庫川第1自転車駐車場	武庫川町2	
45	阪神武庫川第2自転車駐車場	武庫川町135	
46	阪神武庫川団地前自転車駐車場	高須町1丁目1	
47	阪神甲子園南第1自転車駐車場	甲子園七番町10	
48	阪神甲子園南第2自転車駐車場	甲子園七番町66	
49	久寿川移動自転車返還所	今津上野町5	
50	久寿川自転車集積所	今津野田町3	
51	旧JR名塩自転車返還所	名塩新町	
52	JR西宮駅前公衆便所	池田町13-9	JR西宮南第1自転車駐車場併設
53	公衆便所（羽衣町）	羽衣町9	
54	公衆便所（社家町）	社家町1	
55	公衆便所（今津曙町）	今津曙町1	
56	管理課作業室	河原町1	
57	道路維持管理用倉庫	甲子園口北町26-6	
58	中津浜線倉庫	甲子園口6丁目	
59	西宮市国際交流協会	池田町11-1	

No.	施設名称	所在地	備考
60	瓦木移動自転車返還所	瓦林町 20	
61	阪神鳴尾自転車駐車場	里中町 2 丁目 9	
62	元市有地借地人住宅	東町 2 丁目 7	令和 3 年度に解体
63	JR さくら夙川南東自転車駐車場	神楽町 12	
64	高須の森 倉庫	高須町 1 丁目 1-20	
65	書庫・倉庫 (鯨池浄水場)	上大市 5 丁目 26-6	
66	阪神甲子園西第 1 自転車駐車場	甲子園高潮町 22-3	

図表 3.1.61 その他施設位置図



3.2 インフラ系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針

3.2.1 道路施設

(1) 主な施設の概要

本市が管理している道路の実延長は985.9kmで、総面積は7,712,497㎡です。

一般道路のうち、幹線市道（1級、2級）は延長で13.6%、面積では24.2%であり、主に生活道路である「その他の市道」が道路の大部分（延長85.1%、面積74.7%）を占めています。なお、自転車歩行者道は約12.8kmです。

道路施設の維持管理対象には、側溝や舗装等で構成される「道路」本体と、道路照明灯やガードレール等の「道路附属物」が該当します。

図表 3.2.1 道路分類別延長及び面積（令和3年3月31日時点）

対象施設		延長 (m)	面積 (㎡)
一般道路	1級（幹線）市道	60,812.65	1,091,923.19
	2級（幹線）市道	73,322.60	771,972.28
	その他の市道	838,962.60	5,758,483.05
自転車歩行者道		12,782.69	90,118.39
合計		985,880.54	7,712,496.91

図表 3.2.2 道路附属物の概要（令和3年3月31日時点）

対象施設	単位	施設数	対象施設	単位	施設数
道路照明灯	基	8,517	横断歩道橋	箇所	27
道路標識	本	1,788	大型カルバート	箇所	2
道路反射鏡	本	2,871	門型標識等	箇所	3
防護柵	m	199,490			

図表 3.2.3 市道の延長の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
舗装延長 (m)	939,614.12	944,775.34	952,302.40	953,091.91	956,675.79
舗装率	96.93%	96.97%	97.00%	97.01%	97.04%
実延長 (m)	969,374.49	974,287.26	981,727.45	982,426.09	985,880.54

1) 道路（側溝、舗装等）

市道の実延長985.9kmのうち、舗装延長は956.7kmであり、舗装率97.04%となっています。道路を取り巻く環境の変化に伴い、道路の安全性・利便性の向上を図るため、道路二次改築、歩道新設、舗装等の道路改良を計画的に実施します。

2) 道路附属物（道路照明灯、道路標識、道路反射鏡（カーブミラー）、防護柵（横断防止柵・ガードレール）、横断歩道橋、大型カルバート、道路排水ポンプ施設、自由通路等）

道路照明灯や標識、道路反射鏡、防護柵等の道路附属物は、老朽化等により支柱の転倒や部材の落下の恐れがあるため、緊急度の高いものから順次更新しています。また、横断歩道橋や門型標識、大

型カルバート等の大型構造物は、定期的な点検により劣化状況を把握し、健全度評価や劣化予測を行い、計画的な補修を実施します。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 道路区域の増加、既存施設の老朽化により今後もコストの増加が見込まれますが、道路照明灯の光源変換による電力量の削減などの省エネ化によりライフサイクルコストの低減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 限られた財源の中で、老朽化した施設の効率的、計画的な維持管理を行いつつ、歩道の段差解消や勾配改善などのバリアフリー化や、効果的な通学路の安全対策など、利便性・安全性の向上を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業等により道路が新設されることがあるため、総量の抑制は困難となりますが、各種計画に基づき、計画的かつ効率的な道路の整備、維持管理を進めていきます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に主要市道の舗装、22年度に道路照明灯、道路標識、道路反射鏡、防護柵の点検を実施しました。経年劣化により損傷状況も進行していくため、逐次点検を実施し、過去の点検結果を見直していきます。 横断歩道橋や大型カルバート、門型標識等の大型構造物については、概ね5年に1回定期点検を行い、劣化状況の把握、健全度評価を行います。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 主要市道の舗装及び道路照明灯、道路標識、道路反射鏡、防護柵については、点検で得られた劣化状況等を踏まえ、更新事業計画に基づき更新します。 横断歩道橋や大型カルバート、門型標識等の大型構造物は、定期点検の結果に基づく予防保全型の長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を行います。 道路の安全性・利便性の向上を図るため、道路拡幅、歩道新設、道路整備、勾配改善等の道路改良を計画的に実施します。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化や自転車利用等の社会的要請に対する機能向上については継続的に進めるとともに、老朽化施設の計画的な更新により落下事故等の予防措置を講じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 道路施設として管理する昇降施設について、更新事業計画に基づき、耐用年数を経過したものから順に大規模改修を実施するとともに、耐震性能を有した施設への改良を行います。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道橋や大型カルバート、門型標識等の大型構造物は、定期点検の結果に基づく予防保全型の長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を行います。 道路照明灯の光源変換による電力量の削減など省エネ化を図ります。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差解消や勾配改善などのバリアフリー化を図ります。

<p>統合・廃止について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路は、人の移動やモノの輸送を支えるとともに、市街地の形成やライフラインの収容、災害時の避難路など、重要な役割を担うことから、総量を減らすことは困難となりますが、各種計画に基づき、計画的かつ効率的な道路の整備、維持管理を進めていきます。
<p>総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な道路の維持管理を進めていきます。

3.2.2 橋りょう施設

(1) 主な施設の概要

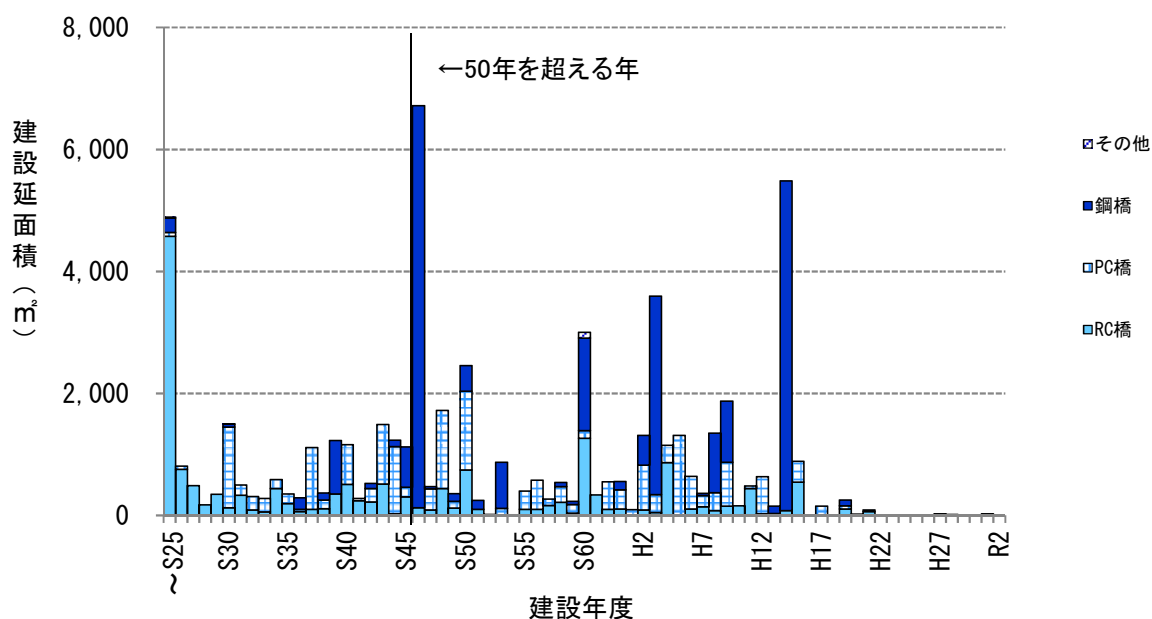
本市が管理する橋りょうは、令和3年3月31日時点で655橋あり、このうち2m以上15m未満の一般橋りょうは570橋、15m以上の重要橋りょうは85橋であり、また、その9割以上がコンクリート橋（RC（鉄筋コンクリート）橋459橋、PC（プレストレストコンクリート）橋141橋）です。

図表3.2.5は、橋りょう施設がどの年代に建設されたかの分布を表すグラフです。本市が管理する橋りょうのうち、建設後50年を経過する高齢化橋りょうは351橋で、全体の53%を占めています。20年後にはこの割合が77%（509橋）となり、急速に高齢化橋りょうが増大します。今後増大が見込まれる修繕・架替えに要する費用に対して、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠となっております。平成22年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、順次、修繕を進めています。

図表 3.2.4 種類別橋りょう数、延長及び面積（令和3年3月31日時点）

種別	橋りょう数（橋）		延長（m）		面積（㎡）	
	数	割合	延長	割合	面積	割合
RC橋	459	70.1%	2,330.6	36.1%	17,053.1	29.2%
PC橋	141	21.5%	1,990.9	30.8%	17,694.9	30.3%
鋼橋	50	7.6%	2,105.6	32.6%	23,543.3	40.3%
その他	5	0.8%	29.1	0.5%	118.5	0.2%
合計	655		6,456.2		58,409.8	

図表 3.2.5 建設年度別橋りょう面積（令和3年3月31日時点）



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 重要度の高い橋りょうに対しては、一定の良好な管理水準を保てるような対策を講じるとともに、橋りょう群全体に対して、100年間のライフサイクルコストが最も少なくなるよう条件設定をし、長期的な修繕等を行います。 長寿命化によるトータルコストの縮減を図るとともに、工事費が年度によって偏らないよう補修対策年度を調整し、予算の平準化を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 橋りょうの重要度等に応じて4段階の管理区分を設定し、維持管理を行います。 重要度の高い橋りょうについては、損傷が軽微な段階、あるいは損傷が進行し性能低下により使用上の問題が生じる前の段階で補修対策を講じ、一定の良好な管理水準を保ちます。 特に重要度が低い簡易な橋りょうは、特に補修対策をせず、安全に関わる問題が発生する前の段階で架替更新します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な橋りょうであっても物流や経済活動上の重要な路線の一部を形成しているケースが多数存在するため、市域全体の橋りょう群を一つの道路ネットワーク網として捉え、市民生活に大きな影響を及ぼさないよう、効率的な橋りょうの維持管理を目指します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 5年毎の定期点検を実施し、劣化状況の把握、健全度評価を行うとともに、点検結果をもとに橋梁長寿命化修繕計画の適宜見直しを行っていきます。 日常の道路パトロールにより、橋面上の異常や損傷等がないか点検します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 5年毎の定期点検実施により長寿命化修繕計画の見直しも行いつつ、コスト縮減と事業費の平準化が図れるよう、計画的な修繕工事や架替更新を行っていきます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 5年毎の定期点検において、著しい損傷や劣化が発見された場合は、通行止め等の危険回避の対策を講じます。 定期点検に加え、日常のパトロール等において、危険箇所等が発見された場合は、通行の安全のための対策を講じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 被災落橋した場合に影響が大きい緊急輸送道路に位置する橋りょうの耐震対策は概ね完了しています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、新技術や新材料の活用も含め、計画的な修繕工事や架替更新を行っていきます。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化修繕工事を進める中で、歩道において利用者のニーズにも寄り添えるよう改善に努めます。
統合・廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 道路機能の維持や周辺の状況を十分考慮したうえで、修繕等により維持し続けることに比べて、撤去することが効率的・効果的な橋りょうについては、撤去を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な橋りょうの維持管理を進めていきます。

3.2.3 水路施設

(1) 主な施設の概要

本市の水路は普通河川として指定水路（645本、総延長261,430m）、国有水路（10本、総延長4,077m）、管理協定水路（46本、総延長6,699m）があり、その他に溜池（5ヶ所、総面積139,186㎡）、調整池（33箇所、総面積95,458㎡）があります。

本市が管理する水路は、上記のほか、平成12年に施工された地方分権一括法により国から譲与された水路があり、整備後かなりの年月が経過した水路も相当数を占めている状況にあります。これらの水路の維持管理のために増大する補修、改修に要する経費に対して、可能な限りのコスト削減への取組みが不可欠であることから、長期的な視点で水路を効率的、効果的に管理し、維持経費のコストについて最小化、平準化を図っていくために優先順位をつけ計画的に修繕を進めています。

図表 3.2.6 水路分類別施設数、延長及び面積（令和3年3月31日時点）

対象施設		施設数（本・箇所）	延長（m）	面積（㎡）
普通河川	指定水路	645	261,430	—
	国有水路	10	4,077	—
	管理協定水路	46	6,699	—
溜池		5	—	139,186
調整池		33	—	95,458

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 優先順位をつけ計画的に修繕していくことで、長期的な視点で水路を効率的、効果的に管理し、ライフサイクルコストの削減と事業費の平準化を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 重要度・優先度を考慮した計画的な修繕を行うことで、維持・更新の合理化を図るとともに、可能な限り、自然・景観にも配慮した多自然型の水路の整備を図ります。
供給について	—
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して、適宜、水路パトロールを実施し、さらに清掃の際の維持管理点検を徹底することにより異常箇所の発見に努め、適切な維持管理を実施します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> これまでの事後対応型から予防保全型維持管理へと転換し、コストの最小化、平準化を目的として策定した西宮市水路改修計画に基づき、順次、修繕・改修を行います。 水路パトロール等により発見された異常箇所が、周囲に与える影響の少ないうちに修繕を実施し、コスト削減を図ります。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 水路パトロール等により、流水の阻害になるものや水路の損傷箇所の早期発見に努め、安全確保に努めます。 第三者による事故等を防止するため、必要に応じて進入防止対策（柵・門扉等）を行い、また老朽化施設の計画的な更新により予防措置を講じます。
耐震化について	—

長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防的な修繕・改修計画の実施、既存施設の有効利用を徹底することにより、修繕・改修工事に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化について	—
統合・廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水路機能が統合されることは考えにくく、統合や廃止の検討を行う予定はありません。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市水路改修計画に基づき計画的な水路の維持管理を進めていきます。

3.2.4 公園施設

(1) 主な施設の概要

本節では、空間としての公園と、植栽・遊具といった公園施設を対象とし、公園については、図表 3.2.7 に示し、公園施設については図表 3.2.8 に示しています。

図表 3.2.7 対象公園（令和3年3月31日時点）

対象施設	箇所数	面積 (ha)
都市公園	531	492.16

図表 3.2.8 公園施設一覧（令和3年3月31日時点）

公園施設	箇所数	単位
遊具・健康器具	2,100	基
植栽	—	

1) 都市公園

本市の都市公園数は現在、531箇所、約492.16haとなっており、児童遊園等のその他の公園・緑地を含めると市民一人あたりの公園面積は10.16㎡となっています。都市公園の整備については、休息、軽スポーツ、遊び場、一時避難の場、自然とのふれあいなど、公園の果たす役割を意識しながら、多様化する市民ニーズにも対応し、地域住民が愛着を持てる公園づくりを目指しています。

2) 遊具・健康器具

遊具は、遊びを通して身体的、精神的、社会的な面で子どもの成長にとって必要不可欠な施設です。また、近年の健康志向の高まりなどで気軽に利用が出来る健康器具の導入についても多くの要望が寄せられています。

遊具・健康器具については、日常点検のほか、専門業者による定期点検を実施し、事故を未然に防ぐよう努めるとともに、老朽化が著しい遊具及び健康器具から優先的に更新を図っています。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 公園・緑地

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	・ 市有未利用地や借地公園制度などを活用し、公園整備費の削減を図ります。
品質について	・ 安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。
供給について	・ 「西宮市みどりの基本計画」等の市の緑化方針に基づき、公園・緑地の確保に努めます。 ・ 公園・緑地は、市民の憩いの場、子供たちの遊びの場に加え、都市環境・景観の向上や災害時の避難場所などの役割を担う重要な都市基幹施設であり、市民の整備要望も高いことから、積極的な整備とともに、公園・緑地の保全に努めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	・ 公園施設における日常点検・定期点検を各種法令や国の指針等に基づき、引き続き実施します。

維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 点検結果に基づき優先順位をつけて施設の修繕・更新を図ります。
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化・脱炭素化について	—
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> 「都市公園の移動等円滑化整備に伴うガイドライン」に則り整備します。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地は、市民の憩いの場、子供たちの遊びの場に加え、都市環境・景観の向上や災害時の避難場所などの役割を担う重要な都市基幹施設であり、市民の整備要望も高いことから、存続させる必要があります。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市みどりの基本計画」に従い、公園・緑地に係る施策を推進します。 他都市の事例なども参考にしながら、施設の維持・適正管理の研究を進めます。

2) 遊具・健康器具

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 遊具更新の際には、類似機能を持つ遊具の集約化などによりコスト削減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 遊具の更新計画に則り、老朽化した遊具の更新等を図っています。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 遊具更新の際には、乳幼児・児童等年齢や体力に応じた遊具をバランスよく再配置するとともに、遊具コーナーの広さや形状に応じた設置数とします。 遊具や健康器具更新の際には、既存遊具の種類や地域の意向等をふまえ、安全領域や動線の確保も考慮し、種類・設置数を決めています。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 職員による巡視のほか、委託による月3回の日常目視点検や専門業者による安全点検を毎年実施しています。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、日常点検・定期点検の診断結果に基づき優先順位をつけて補修・更新を図っていきます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 既存の遊具・健康器具の構造や配置が現在の基準に適合していない場合には、優先順位をつけて順次、改良・更新・撤去等を行います。 新規整備公園の遊具および健康器具の配置については、対象年齢が異なる遊具や大人用である健康器具の混在を避けて設置します。 劣化が進行している遊具は優先的に更新を行います。
耐震化について	—
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 遊具の長寿命化計画により、計画的な維持補修・更新を行います。 遊具台帳の更新・充実に努め、適切な維持管理を行います。

ユニバーサルデザイン化について	—
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 遊具や健康器具更新の際には、既存遊具の種類や配置を考慮し、適正な配置を図ります。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」「遊具の安全に関する規準」に従い、適切な維持管理に努めています。

3) 植栽

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 各公園の状況に応じて優先順位をつけて、効率的な維持管理を行っています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適に利用できるよう適切な維持管理に努めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市みどりの基本計画」等の緑化方針に基づき、緑の確保に努めます。 また、市花である「さくら」の保全に努め、西宮市オリジナル桜の普及にも努めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 職員による巡視のほか、委託による月3回の点検で、枯損木・支障枝の確認を実施しています。また、樹木医による専門的な診断により、倒木の危険性が高いと判断された樹木については、伐採を行っています。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 除草清掃は年3回実施しています。 樹木の剪定は、樹種の特長・生育状況・植栽箇所の状況に応じて計画的に行っています。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な公園利用のため、年3回除草清掃を実施しています。 樹木医による専門的な診断により、倒木の危険性が高い樹木の伐採を行っています。 隣地越境枝や支障枝の除去、見通し確保のための剪定は随時実施し、台風等で被害を受けやすい樹種は、他の樹種よりも優先して剪定を実施しています。 必要に応じて害虫の駆除を実施しています。
耐震化について	—
長寿命化・脱炭素化について	
ユニバーサルデザイン化について	
統合や廃止について	
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	

3.2.5 上水道施設

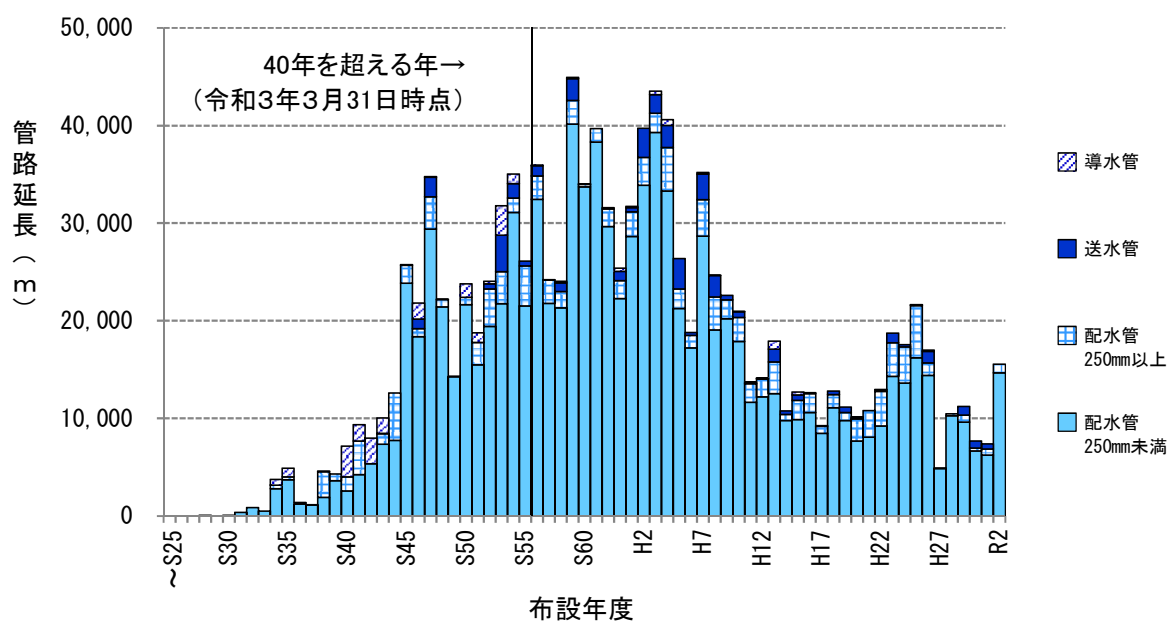
(1) 主な施設の概要

上水道施設には、導水管、送水管、配水管といった管路と、浄水場等の施設があります。図表 3.2.10 は、上水道施設における管路がどの年代に布設されたかの分布を表すグラフです。令和2年度末時点で耐用年数(40年)を超える管路は約 332 kmあります。

図表 3.2.9 上水道施設分類別延長及び施設数（令和3年3月31日時点）

対象施設		延長・施設数 (m・箇所)	摘要
管路	導水管	25,025.6	—
	送水管	39,849.4	—
	配水管	1,138,308.3	—
浄水場		3	鳴尾浄水場 丸山浄水場 越水浄水場 (浄水処理休止中)
その他の上水道施設		—	配水所、配水池等

図表 3.2.10 布設年度管路延長（令和3年3月31日時点）

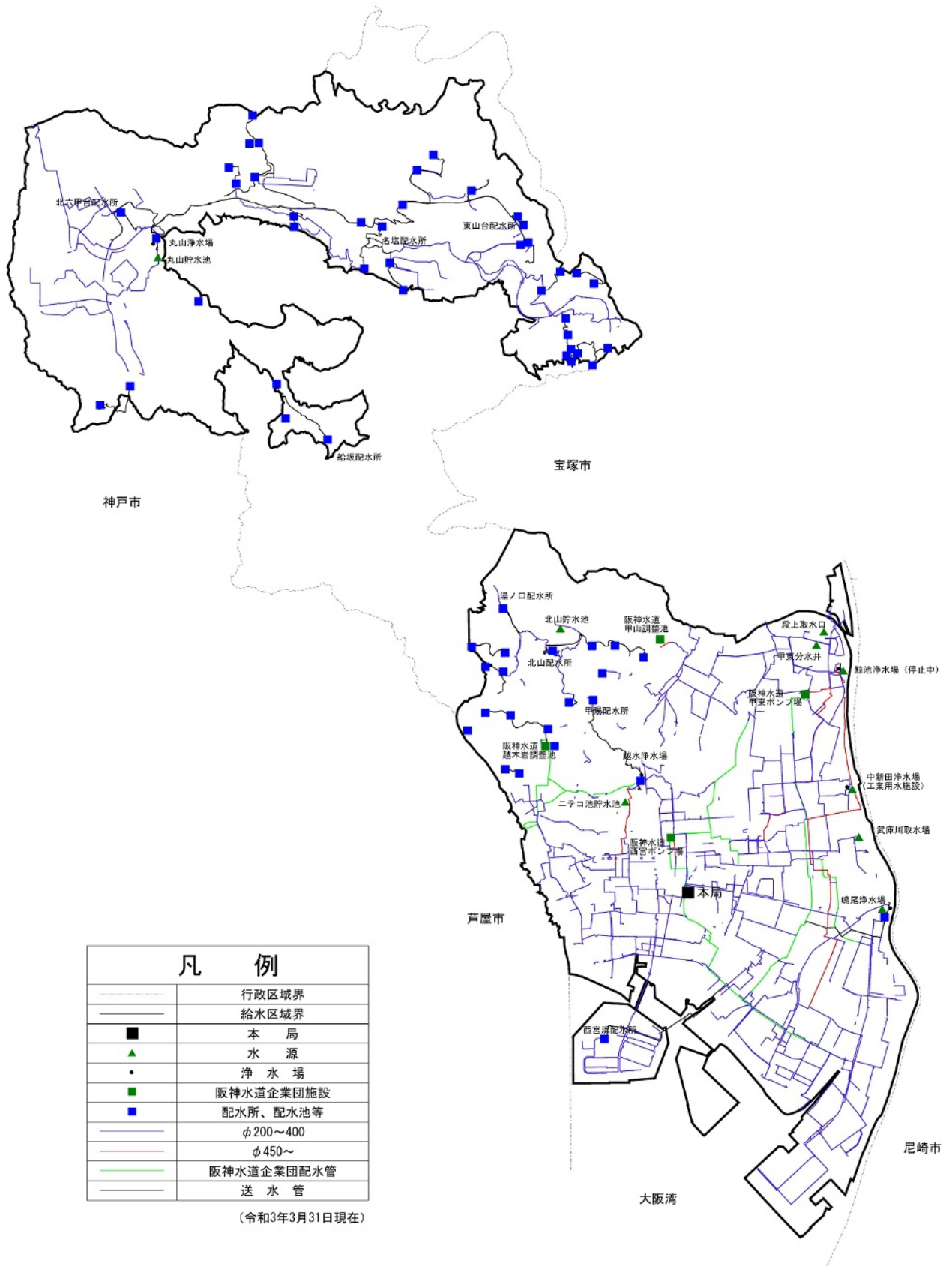


(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な更新需要と財政収支見通しの検討により、事業費の平準化を図るとともに更新財源を適切に確保します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインとして安全な水道水の安定供給を継続していきます。 ・ 重要度・優先度を考慮した計画的な施設更新及び耐震化を図ります。 ・ 送配水施設の自然流下方式への切替え等、災害時のバックアップ機能を強化します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水人口の減少による水需要の減少に対応するため、施設能力の適正化を図ります。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検を実施し、施設の状態を把握しています。 ・ 管路については給水区域を数ブロックに分けて、3～4年の周期で漏水調査と修繕を行っています。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ マッピングシステムを活用し、効果的効率的に日常の配水管理業務を実施しています。 ・ 西宮市水道施設整備計画に基づき管路の重要性に応じて優先順位を設定し耐震性の高い管への布設替を行っています。 ・ 設備台帳の整備（データベース化）に着手し、設備情報の収集・蓄積を行っています。 ・ 赤外線による機械警備や職員の巡回点検によりセキュリティ対策を行い、水量・水圧等の情報は集中監視・制御をしています。さらに情報の集約化を進めて管理機能の向上を目指し、浄水処理方法の最適化や自然流下による省エネルギー化など効率的な施設運用を進めます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導・送水管、配水幹線等については、非常時に備えてバックアップ管路の整備や検討を進めています。 ・ 浄水場の配水池、配水槽などに緊急遮断弁を設置し、また災害時に避難所となる学校等に耐震性緊急貯水槽を整備することで、応急給水に使える水を確保しています。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市水道施設整備計画に基づき管路の重要性に応じて優先順位を設定し耐震性の高い管への布設替を行っています。 ・ 浄水場、送配水施設ともに老朽化が進み耐震性も不足しています。重要度に応じて優先順位を設定し、基幹となる送配水施設等から耐震診断を実施して耐震化を進めています。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路について、布設替を行う際は耐震性及び耐久性の高い管への更新を行っています。 ・ 設備更新の際には、機器の高効率化やLED照明器具の導入を行っています。
ユニバーサルデザイン化について	—

<p>統合・廃止について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場統廃合は概ね完了しました。稼働中の浄水場の更新整備時に適切な施設規模へのダウンサイジング・運営管理の効率化を検討していきます。送配水施設は、小規模な施設の点在による非効率な配置や老朽化等の課題を解消するため、拠点となる施設の整理・統合を進めるとともに、配水池の適正容量の確保を図ります。
<p>総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市水道施設整備計画に基づき計画的な水道施設の整備・更新を進めていきます。また、事業環境の変化に応じて計画の見直しを行います。

図表 3.2.11 上水道施設位置図



3.2.6 工業用水道施設

(1) 主な施設の概要

工業用水道施設には、導水管、配水管といった管路と、浄水場等の施設があります。施設の一部は他市等との共同施設になっており、その管理は他市等が主体となり実施しています。

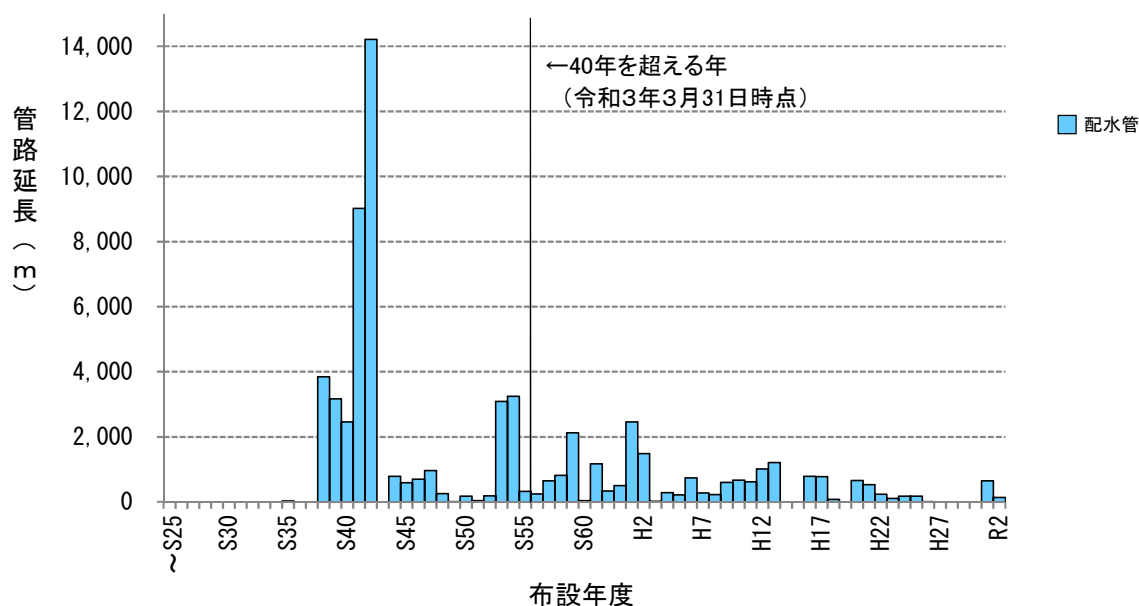
図3.2.13は、工業用水道施設における管路がどの年代に布設されたかの分布を表すグラフです。令和2年度末時点で耐用年数(40年)を超える管路は43.1kmあります。

図表 3.2.12 工業用水道施設分類別延長及び施設数（令和3年3月31日時点）

対象施設		延長・施設数 (m・箇所)	摘要
管路	導水管	21,258.7	うち、西宮市単独管 7,923.7m 3市共同管 13,335.0m
	配水管	42,145.1	—
浄水場		1	中新田浄水場
その他の工業用水道施設		—	一津屋取水場（1企業団5市共同） 園田配水場（3市共同） 導水管（上記）

1 企業団5市共同…大阪広域水道企業団（管理主体）、大阪市、尼崎市、伊丹市、神戸市、西宮市
3市共同…尼崎市（管理主体）、伊丹市、西宮市

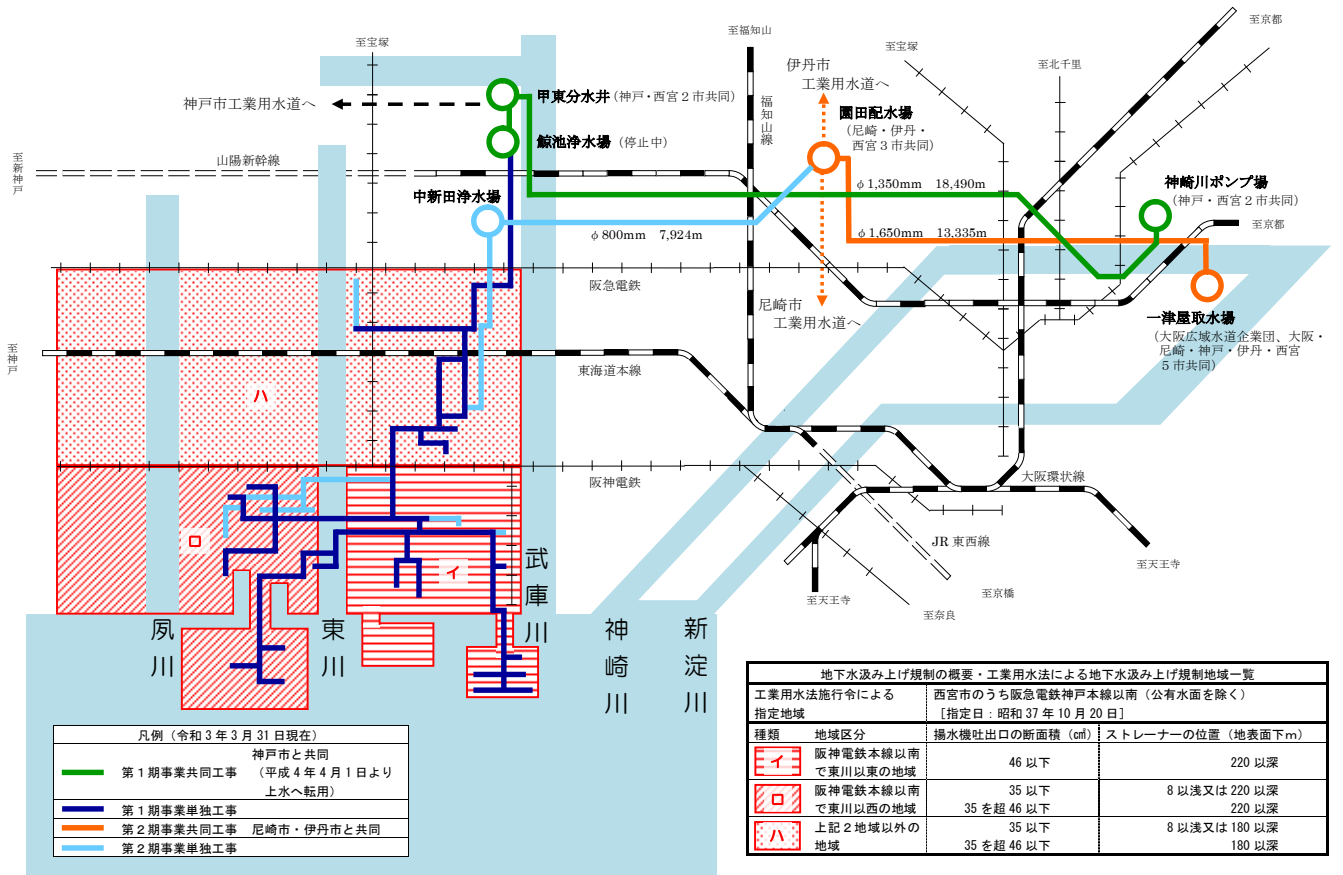
図表 3.2.13 布設年度管路延長（令和3年3月31日時点）



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な更新需要と財政収支見通しの検討により、事業費の平準化を図るとともに更新財源を適切に確保します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動に必要な工業用水の安定供給を継続していきます。 重要度・優先度を考慮した計画的な施設更新及び耐震化を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> さらなる水需要の減少に対応するため、施設能力の適正化を図ります。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を実施し、施設の状態を把握しています。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> マッピングシステムを活用し、効果的効率的に日常の配水管理業務を実施しています。 西宮市工業用水道施設更新計画に基づき管路の重要性に応じて優先順位を設定し耐震性の高い管への布設替を行っています。 設備台帳の整備（データベース化）に着手し、設備情報の収集・蓄積を行っています。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 主たる水源（淀川）の他に湧水及び井戸水をバックアップ水源として活用しています。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市工業用水道施設更新計画に基づき管路の重要性に応じて優先順位を設定し、耐震性の高い管への布設替を行っています。 浄水場についても老朽化が進み耐震性も不足しています。耐震診断を実施して耐震化を進めていきます。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> 管路について、布設替を行う際は耐震性及び耐久性の高い管への更新を行っています。
ユニバーサルデザイン化について	—
統合・廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 今後更新時期をむかえる共同施設について、適切な規模へのダウンサイジング、運営方法等について、関係各市と検討を進めていきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市工業用水道施設更新計画に基づき計画的な工業用水道施設の整備・更新を進めていきます。また、事業環境の変化に応じて計画の見直しを行います。

図表 3.2.14 工業用水道施設位置図



3.2.7 下水道施設

(1) 主な施設の概要

都市の安全・安心な暮らしの確保及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するための役割を担っています。

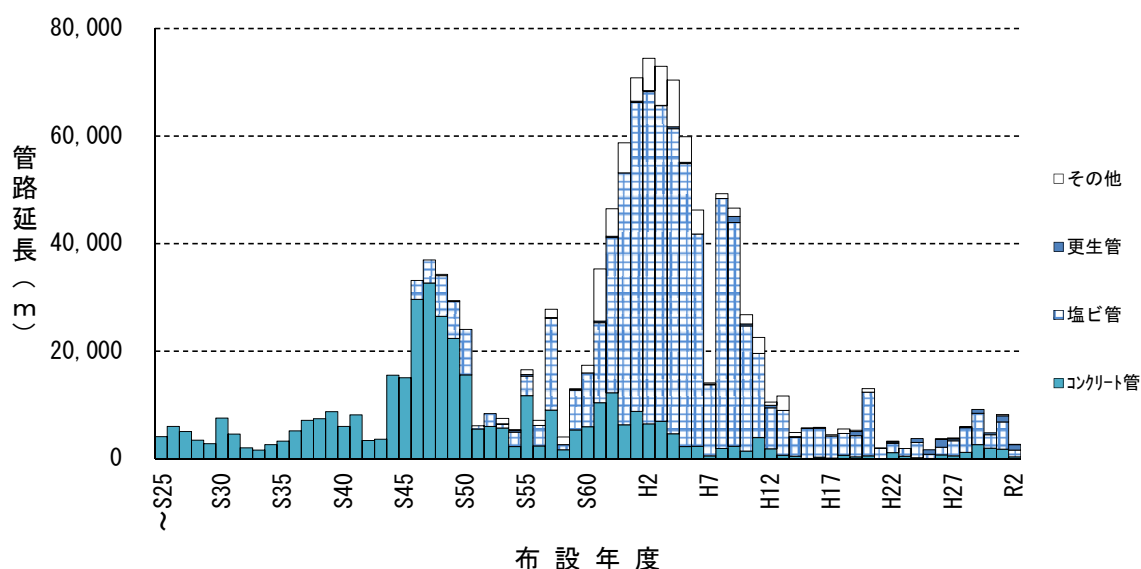
図 3.2.16 は、下水道施設における管路がどの年代に布設されたかの分布を表すグラフです。

令和 2 年度末時点で耐用年数の 50 年を超えるものが約 55km あります。

図表 3.2.15 下水道施設分類別延長及び施設数（令和 3 年 3 月 31 日時点）

対象施設	延長・施設数（km・箇所）	摘要
管路	1,206	—
浄化センター	3	枝川浄化センター 甲子園浜浄化センター 鳴尾浜浄化センター
ポンプ場	15	大浜ポンプ場、浜ポンプ場 津門川ポンプ場、久寿川ポンプ場 上田南ポンプ場、前浜ポンプ場 枝川ポンプ場、上田北ポンプ場 甲子園中継ポンプ場、呉羽ポンプ場 真砂ポンプ場、西宮浜中継ポンプ場 久寿川第 2 ポンプ場、櫛塚ポンプ場 西福ポンプ場
その他の下水道施設	—	雨水貯留施設 マンホールポンプ 等

図表 3.2.16 布設年度管路延長（令和 3 年 3 月 31 日時点）



1) 浄化センター

各浄化センターの供用開始年月は図表 3.2.17 のとおりです。

図表 3.2.17 浄化センター供用開始年月

供用開始年月	名称
昭和 45 年 2 月	枝川浄化センター
昭和 61 年 10 月	鳴尾浜浄化センター
平成 3 年 3 月	甲子園浜浄化センター

2) ポンプ場

各ポンプ場の運転開始年月は図表 3.2.18 のとおりです。

図表 3.2.18 ポンプ場運転開始年月

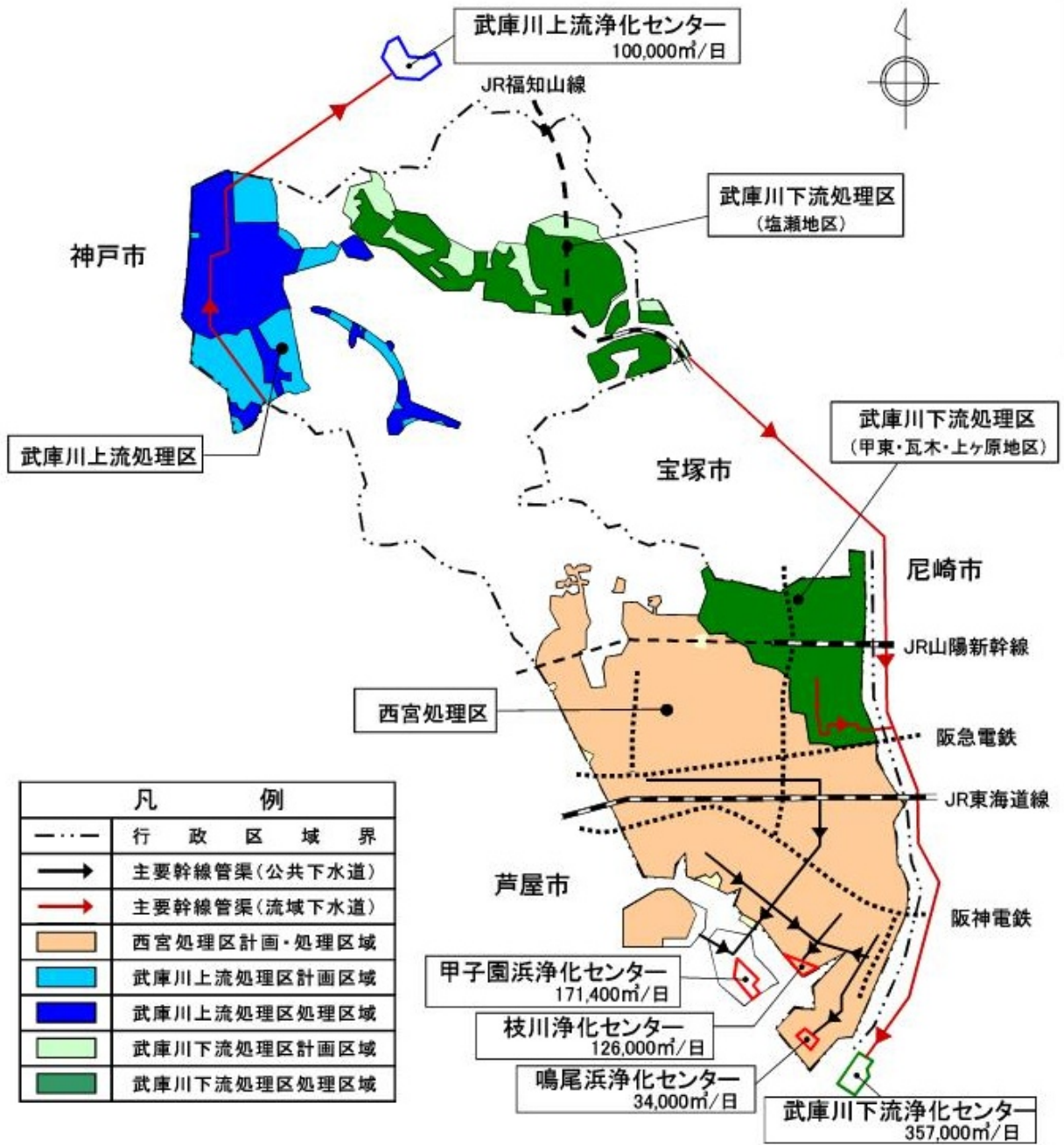
運転開始年月	名称
昭和 33 年 9 月	久寿川第 2 ポンプ場
昭和 35 年 9 月	上田北ポンプ場
昭和 37 年 7 月	枝川ポンプ場
昭和 39 年 4 月	前浜ポンプ場
昭和 43 年 8 月	呉羽ポンプ場
昭和 45 年 10 月	樋塚ポンプ場
昭和 46 年 4 月	久寿川ポンプ場
昭和 46 年 4 月	甲子園中継ポンプ場
昭和 46 年 9 月	津門川ポンプ場
昭和 47 年 10 月	上田南ポンプ場
昭和 48 年 6 月	浜ポンプ場
昭和 51 年 4 月	大浜ポンプ場
昭和 57 年 8 月	真砂ポンプ場
昭和 59 年 10 月	西宮浜中継ポンプ場
平成 6 年 8 月	西福ポンプ場

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 投資事業については、費用対効果を十分に勘案した上で、優先順位を付け、事業費の平準化を行います。 維持管理経費については、ストックマネジメント計画による計画的かつ効率的な維持管理を行い、事業費の適正な執行を進めます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 短時間の局地的な集中豪雨による浸水被害が多発していることから、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める雨水管理総合計画を策定し、管渠の増設や雨水貯留施設などの流出抑制型の施設整備を進めます。 大阪湾の水質環境基準達成に向けた、合流式下水道の改善及び下水処理の高度化を進めます。 ストックマネジメント計画により、計画的かつ効率的な更新・修繕を行います。 災害時にも下水道の有すべき機能を確保するため、施設の耐震化を進めます。

供給について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市の下水道の人口普及率は99.9%に達しており、下水道の整備は概成済です。 一方で、浸水被害の軽減や大阪湾の水質環境基準の達成に向け、更なる施設整備を進めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 機能保全のために定期的な点検や調査を実施し、施設の状態（劣化度や緊急度）を的確に把握し記録します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント計画により、計画的かつ効率的な更新・修繕を行います。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 短時間の局地的な集中豪雨による浸水被害を軽減するため、管渠の増設を行うとともに、雨水貯留施設など時間雨量55mmに対応する流出抑制型の施設整備を進めます。 都市の安全性を確保するために、計画的、効率的な更新・修繕や耐震化を進めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災規模の地震に耐えられるレベルまで強化を図り、下水道の有すべき機能（公衆衛生の確保、浸水被害の防除、トイレ機能の確保）を維持します。 老朽化施設の更新と併せて計画的かつ効率的に耐震化を進めます。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の状態を適正に把握・評価するための点検・調査を行い、計画的かつ効率的に、更新・修繕を実施します。 処理場・ポンプ場の設備更新に合わせ、省エネルギー型の機器の導入を進めています。また、参画する汚泥処理施設において、消化ガス発電や汚泥の固形燃料化による温室効果ガスの削減を推進します。
ユニバーサルデザイン化について	—
統合・廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化施設の改築更新や高度処理化を進める中で、適正な施設配置により処理場の統廃合を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市公共下水道全体計画と整合する経営戦略により、経営基盤の更なる強化と経営の効率化を図り、具体的で実効性のある実施計画（3ヵ年）により計画的な施設管理を行います。

図表 3.2.19 下水道施設位置図



資料

1 公共施設等総合管理計画の庁内検討過程

(1) 公共施設マネジメント推進部会 構成員

	役職
部会長	北田副市長
副部会長	田村副市長
部会員	政策局長
	財務局長
	都市局長
	土木局長
	藤井教育次長
	政策局参与（施設・まちづくり担当）
	政策局参与（行政経営改革等担当）
	財務総括室長
	資産管理部長
	住宅部長
	営繕部長
教育委員会教育総括室長	

(2) 公共施設マネジメント推進部会の開催履歴

開催日		主な検討内容
令和4年度 第1回	令和4年6月2日	見直し内容及び策定スケジュールについて
令和4年度 第2回	令和4年8月16日	計画（素案）の確認について
令和4年度 第3回	令和4年11月4日	計画（素案）の確認について
令和4年度 第4回	令和5年3月予定	計画書の最終確認について

2 用語解説

本計画に用いる各用語の意味は次の通りで、五十音順で表記しています。

- ・ **維持管理経費**：光熱水費、施設を維持するための委託料（清掃・警備等）、施設の使用料や賃借料、修繕費用などのことを指し、本計画では改修などの工事費は含んでいない。
- ・ **改修**：施設の機能・性能を、現状以上に改善すること
- ・ **改築**：建築物等を更新すること
- ・ **カーボンニュートラル**：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」* から、植林、森林管理などによる「吸収量」* を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。※人為的なもの
- ・ **旧耐震基準・新耐震基準**：1981（昭和56）年の建築基準法の改正前と改正後の基準で、改正により震度6強の地震に対して即座に建物が倒壊しない耐震構造基準となった。それにより改正前の基準の建物は耐震診断を行い、結果により耐震補強が必要となった。
- ・ **躯体**：構造強度に関わる主要な構造体（基礎や、柱、梁などの骨組み、耐力壁）のこと
- ・ **経常的修繕費**：劣化程度が小さく、その都度行う日常的な修繕に要する費用のこと
- ・ **公共施設等**：市が所有、運営している建築物、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、火葬場、浄水場、下水処理場等も含む包括的な概念である。）のこと
- ・ **公共施設マネジメント**：市民の利便性を考慮しつつ最少の経費で最大の効果を得るため、コストの削減や機能改善等を積み重ねながら、中長期的かつ分野横断的な視点に立った全体最適の実現を目指す取り組みのこと
- ・ **更新**：施設を解体・撤去し、再整備すること
- ・ **事後修繕**：不具合が発生した後に行う修繕
- ・ **修繕**：施設の本来の機能・性能に回復すること
- ・ **増築**：建物の延べ床面積を増やすこと
- ・ **長寿命化**：施設を計画的に保全することにより、劣化の進行を遅らせ、より長期に亘って使用できるようにすること
- ・ **点検**：施設の機能・性能について、異常・劣化状態を調べること。日常点検、定期点検
- ・ **投資的経費**：道路、橋りょう、河川等の公共土木施設や、公営住宅、学校、保育所等の公共施設の新・増設、改良事業費や、これらの用地の取得に要する経費、さらに高額である機械、器具の購入費のこと

- ・ **道路改良**：既存の道路の拡幅や、段差を減らしバリアフリー化するなど、利用者にとってより快適な道路に改良すること
- ・ **道路二次改築**：未舗装や未整備の道路を整備したのち、交通量の増加などに対応するために、もう一度改良・整備すること
- ・ **複合化（建築物）**：1つの建物の中に異なる用途を有する施設とすること
- ・ **保守**：施設の機能・性能を維持するための、日常の軽微な手入れ作業のこと
- ・ **保全**：施設の機能・性能を使用目的に適合するように、点検、保守、整備、修繕、改修すること
- ・ **ユニバーサルデザイン**：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようにあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと
- ・ **予防保全**：使用中の故障や不具合を予防することを目的として、事前に必要な保全を行うこと
- ・ **ZEB**：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

西宮市公共施設等総合管理計画

【発行】平成29年3月（令和●年●月改訂）

西宮市 財務局資産管理部 施設マネジメント推進課

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号

電話 0798(35)3040

E-mail shisetsukikaku@nishi.or.jp